

三、参議院商工委員長報告(四月二十八日)

(新技術開発事業団法(昭三六―法八二)の委員長報告と一括して掲載)

◎新技術開発事業団法 (昭三六・五・六法八二)

一、提案理由(三月十六日)

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(昭三六―法五〇)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院科学技術委員長報告(四月十三日)

○山口好一君 たいだいま議題となりました新技術開発事業団法案につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、従来理化学研究所の開発部において担当いたしておりました新技術の開発業務を、より強力に推進させるため、同部門を理化学研究所より分離独立させ、新技術開発事業団を設置しようとするものであります。本事業団の業務は、企業化が著しく困難な新技術について、企業等に委託して開発を実施し、その開発の成果を普及するとともに、新技術の開発について企業等にあつせんすること等であり、その資本金は、三十六年度に予定されている出資金三億円と、理化学研究所の新技術開発関係資産約三億四千万円の合計、約六億四千万円であります。また、本事業団に学識経験者十名以内をもつて組織する開発審議会を置き、重要事項について理事長

新技術開発事業団法

の諮問に応ずることとし、役員及び委員の任命並びに事業団の監督は内閣総理大臣が行なうこととするほか、本事業団に対する税制上の助成措置を講ずること等が本案の要旨であります。

本案は、去る三月十六日池田国務大臣より提案理由の説明を聴取した後、商工委員会と連合審査会を開会し、田中武夫より、行政の総合調整を主務とする各庁と事業所管各省との権限の関係について根本的に検討の要がある旨の質疑が行なわれ、これに関し参考人より意見を聴取する等、きわめて熱心なる審議が行なわれたのであります。

かくて、本日質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第であります。

なお、各省庁間の権限調整及び国産技術の開発に関し政府の適切な措置を要望する旨の附帯決議を全会一致をもつて可決いたしました。

以上、御報告いたします。

三、参議院商工委員長報告(四月二十八日)

○剣木亨弘君 たいだいま議題となりました二法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、新技術開発事業団法案について申し上げます。

この法案は、従来より理化学研究所にありました開発部を分離独立させ、全額政府出資の特殊法人、新技術開発事業団を作ろうとす

るものであります。従いまして、この事業団の業務は開発部の業務をそのまま引き継いでいるのであります。それは、新技術で、企業化することが著しく困難でありながら、国民経済からみて重要なものを、会社等に委託して、企業として実施できるまでに開発することや、その成果を普及すること、さらに新技術の開発についてあつせんすること等であります。

事業団の資本金は、さしあたり三十六年度一般会計予算に計上されております三億円と、開発部の資産約三億四千万円との合計で、約六億四千万円であります。

また従来、理化学研究所にありました開発委員会を開発審議会に改め、新技術開発の基本方針の決定とか、開発実施の結果の認定などの重要事項について、事業団の理事長の諮問に応ずることになつております。

その他、事業団の監督規定、登録税その他の減免措置、理化学研究所から事業団への承認等について規定されております。

次に鉱工業技術研究組合法案について申し上げます。

この法案は、鉱工業の生産技術の向上には、事業者が協同して試験研究することが有効適切な方策であり、実際に行なわれてもおりますが、この協同研究に適した組織として、ここに研究組合という制度を作ろうとするものであります。この研究組合は法人といたしますが、非出資組合で、運営の費用は原則として組合員に対する賦課金によることとし、事業年度ごとの剰余金の分配を禁じて、組合の非営利性を明確にしております。

また、一つの企業体の利益だけをはかるような擬装的組合あるいは休眠組合を排除するような規定整備されております。その他の点につきましては、この組合と類似の性格を持つておりますところの中小企業等協同組合に関する規定を準用することになっております。なお、組合の結成及びその行なう試験研究の促進をはかるため、特別償却その他税制上の優遇措置を講ずることとし、すでに成立した租税特別措置法の改正法にこれが規定されております。当委員会におきましては、両案いずれも技術に関するものでありますために、便宜一括して審査したのであります。事業団と研究組合の所管問題から、科学技術行政全般についての所管について、熱心な論議がかわされたのであります。

法案につきましては、事業団を理化学研究所から分離独立させる理由、事業団の業務とその運営方針、事業団と開発審議会の人事と構成等について、また研究組合については、これを法制化することによる効果、研究組合と補助金との関係等について質疑が行なわれるとともに、基礎研究とか公共の福祉に関する試験研究の育成助長策、外国技術と国産技術に対する考え方等について、政府の見解をたざしたのであります。

特に事業団の役員については、理事が非常勤であり、専務理事が代表権を持つている点について活発な論議が展開され、科学技術庁長官から、「理事長は、官界、財界、学界を問わず、広い視野に立つて、科学技術に関し高い識見を持つている人を選任し、専務理事は、理事長の意向によるけれども、新技術開発を推進できる人材を

選ぶようにしたい」との意見が述べられました。

かくて質疑を終了し、両法案について討論に入りましたところ、別に御発言もなく、直ちに採決いたしましたところ、両法案いずれも全会一致をもつて衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

◎市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律(昭三六・五・八法八三)

一、提案理由(三月二十九日)

○荒木国務大臣 このたび政府から提出いたしました市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

さきに一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行により、科学技術に関する専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難と認められる職に新たに採用される職員に対し、初任給調整手当が支給されることとなり、また地方公共団体に採用される職員についても同様に初任給調整手当が支給されることとなったことは御承知の通りであります。

この法律案は、右の改正に伴い、指定都市を除く市町村立の高等学校の定時制課程の授業を担当する教員に支給される初任給調整手当をその他の給与と同様に都道府県の負担とする旨の規定を設けるとともに、所要の規定を整備することとしたものであります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容であります。

次に、このたび政府から提出いたしました日本育英会法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昭和十九年日本育英会法施行以来、日本育英会は、年々堅実な発展を遂げ、今日まで同会を通じて学資の貸与を受け、その勉学を続けることができた学徒は、きわめて多数に上り、国家的な育英事業として多大の成果をおさめて参りました。

日本育英会から学資の貸与を受けた者は、修業後一定の期限内に、その貸与金を返還する義務を有しておりますが、特例として、それらの者が義務教育に従事する教員または高度の学術研究者となつた場合に、その貸与金の返還を免除できる制度を設けて参りましたのは、それらの分野に積極的に人材を誘致し、義務教育の充実に学術の振興をはかろうとする趣旨に基づくものであります。

ところが、近年、高等学校進学者の急増に対処し、また科学技術者の育成を促進するため、高等学校または大学に優秀な教員を確保することがますます重要になつて参りましたので、これに応ずる措置を講ずるとともに、日本育英会の貸与金の回収を一そう的確に行なうため、現行法の一部に必要な改正を加えることが適当であると考え、この法律案を提出するものであります。

改正の第一点は、大学における貸与金の返還を免除される職のうち、高等学校、大学その他の施設の教育の職を加えたことであり

ます。

改正の第二点は、大学院における貸与金の返還を免除される職のうち、高等学校の教員の職を加えたことであり

ます。

改正の第三は、日本育英会の業務の方法のうち、特に貸与金の回収に関するものは、主務大臣の定めるところによるものとしたこと

であります。

改正の第四点は、当分の間、大学または大学院で学資の貸与を受けた者が、沖繩の教育または研究の職に就いた場合も、日本本土の場合と同様に、その貸与金の返還を免除できる規定を設けたことあります。

改正の第五点は、当分の間、貸与金の返還免除については、国立工業教員養成所を大学と同じ取り扱いとしたことであります。

以上が、この法案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛同下さるようお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(四月十八日)

○浜野清吾君 ただいま議題となりました、内閣提出にかかる、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過及びその結果を御報告申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律その他の改正の結果、科学技術の専門的知識を必要とし、かつ、採用が困難と認められる職に新たに採用される者等に対し、初任給調整手当を支給することとなつたのに伴い、指定都市を除く市町村立高等学校の定時制課程の教員に対する初任給調整手当は、これを都道府県の負担とする旨を定めるとともに、本法第一条に規定されている死亡一時金の制度はすでに先般来改廃されているので、この際、これを削除し、条文

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律

の整理をしようとするものであります。

本案は、去る三月二十四日当委員会に付託され、同月二十九日文部大臣から提案理由の説明を聴取し、以来、慎重に審議されたのでございますが、特に、次の諸点、すなわち、その一、初任給調整手当を新設した理由及び本手当の支給範囲が工業教員に限られる結果、これによつて生ずる農水産等の職業教育関係教員との不均衡をいかにするか、また、近く創設が予定されている国立工業教員養成所の卒業生に対する待遇案との関係をいかにするか、その二、死亡一時金は、すでにここ数年来退職手当に含まれて支出されているのに、今回ようやくこれを削除する政府の措置は適切を欠いているうらみがないか、また、死亡一時金の制度にかわる地方公共団体の条例は整備されているかなどの点について、きわめて熱心に論議されたのであります。これらの詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて、四月十四日、本案に対する質疑を紹了し、討論を省略、採決の結果、起立総員をもつて本案は原案の通り可決されました。右、御報告申し上げます。

三、参議院文教委員長報告(四月二十八日)

○平林剛君 ただいま議題となりました市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案について、文教委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近、科学技術の専門的知識を必要とする職に国家

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律

二四二

公務員を新たに採用することが困難となつたため、さきに、一般職の職員の給与に関する法律が改正され、初任給調整手当が支給されることとなりましたので、地方公務員についても同様の措置がとられたことに関連して、その費用の負担区分を明らかにしたものであります。

すなわち、現行法第二条で、都道府県の負担とされている市町村立の高等学校の定時制課程の教職員の給与の諸費目に、初任給調整手当を新たに加え、科学技術に関する専門的知識を有する新採用の教員にこの手当が支給されるべきことを定めております。その他、事実上不要となつた死亡一時金の規定を削除しております。

委員会におきましては、国家公務員に対する初任給調整手当の支給範囲等を定めている人事院規則の内容、工業教科を担当する教員の不足状況、理数教科を担当する教員に初任給調整手当が支給されない理由、現在支給されている管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当等の併給関係などについて、熱心な質疑応答が行なわれましたが、その詳細については会議録をごらん願いたいと存じます。

次いで討論に入りましたところ、千葉千代世委員より、本案に賛成であるが、初任給調整手当の支給のみでは、現状を一時的に糊塗するにすぎないので、初任給そのものを引き上げるべきであり、また、いよいよ拡大する諸手当の不均衡を早急に是正すべきであると要望がなされ、なお、次のような附帯決議案を提案されました。

「市町村立高等学校の定時制課程における教員に対する初任給調

整手当については、その他の諸手当等と関連し、給与体系本来のあり方等から種々の問題もあるので、早急に検討されるべきである。」

次いで採決に入り、本案は全会一致をもつて政府原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、千葉委員提出の附帯決議案を採決いたしましたところ、全会一致をもつてこれを委員会の決議とすることに決定いたしました。なお、右の附帯決議につき、文部大臣から、その趣旨を尊重して十分検討する旨の発言がありました。

以上御報告申し上げます。

◎引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律

(昭三六・五・一五法八四)(参)

一、提案理由(四月二十八日)

○加藤武徳君 それでは、ただいま議題となりました引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案について、提案理由の説明を便宜上いたしたいと思つてございますが、この法律案は参議院の各党派の、特に社労委員会の理事の方々の一致した発議でございまして、いわば参議院全会一致の発議でございまして。

そこで提案の理由の内容を簡単に御説明申し上げます。

昭和三十二年に成立いたしました引揚者給付金等支給法は、大略、過般の大戦の終結により外地から引き揚げてきた者及び本邦に引き揚げることを余儀なくされるに至つた後、外地において、死亡した者の遺族について、所定の要件に該当する場合にそれぞれ引揚者給付金または遺族給付金を支給することとし、これらの者の生活の再建に資することとしたものであります。

しこうして、本法成立の際参議院において、一、終戦日以前に引き揚げてきた者であっても、その実情が同様の状態にあつたものに対して適正なる措置を講ずべきこと。二、終戦前閣議決定に基づいて強制的に引き揚げを命ぜられたような立場にある者に対しても本法が適用されるよう十分考慮すべきこと。以上の二点からなる附帯

引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律

二四三

決議がなされたのでありますが、これは本法成立の当時より今次の戦争に関連する緊迫した事態に基づき日本国政府の要請または連合国の官憲の命令により生活の本拠を有していた旧委任統治領であつた南洋群島から引き揚げてきた者及びこれと同様の事情にあると認められる者または南洋群島から引き揚げてくる途中において死亡した者の遺族及びこれと同様の事情により死亡した者の遺族につきましては、それらの者が内地において生活再建をはかるに際し経験しました困難はすでに本法により引揚者給付金または遺族給付金を受けることができることとされている者のそれと全く同様のものであり、従つて、これらの者に対しても本法による引揚者給付金または遺族給付金を支給できる道を開くことが至当である旨の要望ないし意見が関係各方面においてきわめて強いものがあつたと申すことができるのであり、かつこれらの要望ないし意見は全く妥当なものと考えられるのであります。また、これらの給付金を受ける権利の消滅時効につきまして昨年の一部改正により従来の三年を四年に改めたのであります。これらの給付金を請求するための在外期間の立証等の書類や資料の収集等の理由により、時効の期間満了までに請求手続をなし得ないものがあるとお認められるのであります。従いまして、以上の附帯決議及び関係各方面の要望ないし意見の趣旨にのっとり引揚者給付金の支給対象を南洋群島その他これと同様な事情にある地域から引き揚げた者にまで拡大するとともに、遺族給付金の支給対象をこれらの引揚者の遺族及びこれらの地域にあつた者で同様の事情により本邦に引き揚げることを余儀なくされ

引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律

二四四

るに至つた後、引き続き外地にあつて昭和二十年八月十四日以前に死亡したものの遺族にまで拡大するとともに、消滅時効をさらに一年延長することとし、本法案を提出した次第でございます。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに可決していただきますようお願いいたします。

二、参議院社会労働委員長報告(四月二十八日)

○吉武恵市君 たいま議題となりました引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

本法律案の要旨は、第一に、南洋群島その他政令で定める外地に一定の期間生活の本拠を持つていた者で、今次大戦の緊迫事態に基づき、日本国政府の要請または連合国官憲の命令によつて所定の期間に引き揚げた者またはその遺族に対して、引揚者給付金または遺族給付金を支給すること。第二に、これらの地域にいた者で、同様の事情により引き揚げを余儀なくされた後、引き続き外地にあつて死亡した者の遺族に対して、遺族給付金を支給すること。第三に、引揚者給付金及び遺族給付金を受ける権利が四年の時効期間で消滅するのを、さらに一年延長して五年とすること等であります。

委員会において審議、採決の結果、本法律案は原案通り可決すべきものと全会一致をもつて決定いたしました。

以上報告いたします。

◎外務省設置法の一部を改正する法律

(昭三六・五・一六法八五)

一、提案理由(三月三日)

○津島政府委員 外務省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

この法律案におきましては、従来の欧亜局に新たに中近東アフリカ部を設置することを規定しております。

御承知の通り昨年はアフリカ地域においては、わずか一カ年間に十七カ国が独立いたしました。この結果中近東、アフリカ地域の独立国は三十六カ国の多きに達したのであります。さらになおまだ数カ国が独立を予想されている次第であります。これらの地域が世界の政治、経済上においてきわめて重要な地位を占めることは多言を要しないところであります。ことにわが国は、アジア・アフリカ諸国の一員として、これら諸国の動向には、特別に深い関心を有する次第であります。またこの地域は、わが国の貿易及び経済協力の相手国として重要な地位を占めておりますし、かつまた国連外交の面においてもきわめて重要であります。

しかるに現在外務省の機構といたしましては、西欧諸国、東欧共産圏諸国及び英連邦諸国とともにこれらの諸国ともあわせて、世界の独立国の約三分の二に相当する六十八カ国に関する外交政策の企

外務省設置法の一部を改正する法律

三衆議院社会労働委員長報告(五月十一日)

(結核予防法の一部を改正する法律(昭三六・法九四)の委員長報告と一括して掲載)

画立案、情報の収集、調査等きわめて多岐にわたる事務を欧亜局で所掌している次第でございます。

以上のような情勢にかんがみまして、事務量の急激な増大は当然であります。加うるに中近東・アフリカの諸国は、西欧、東欧の諸国と後進国、先進国の差があるばかりでなく、あらゆる面で国柄が異なつておりますし、またこれらの諸国は、植民地支配より独立した国であるだけに国民感情等におきましても独自の機構において処理することが適当と思われまので、よつてこれらの事務の円滑かつ能率化をはかるため、中近東アフリカ部を設けようとするものであります。

以上のような理由によりまして、中近東アフリカ部を設けるための法的措置といたしまして、外務省設置法の一部を改正するための法案として本法律案を提出する次第であります。

次に、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

この法律案におきましては、南米及びアフリカ諸国におけるわが国在外公館の新設及び昇格を規定しております。

南米におきましては、エクアドル、ボリビア、パラグアイ及びウルグアイの四公使館をそれぞれ大使館に昇格するとともに、レシフエ総領事館を新設し、またアフリカにおきましては、セネガル大使館を新設するとともに兼轄大使館十六館を設置し、さらに南アフリカ連邦、モロッコ、スーダンの各公使館及びナイロビ領事館をそれぞれ大使館及び総領事館に昇格することにいたしております。

二四五

まず南米関係につき説明いたします。南米諸国がわが国にとり貿易、経済、技術協力及び移住振興等の各分野においてきわめて重要な地位にあることは申し述べた通りでもありませんが、エクアドル以下の四カ国はかねてよりわが国との大使交換を強く希望しており、この際先方の希望にこたえることはきめて時宜にかなつていゝものと考えられます。またレンフェはブラジル有数の都市であり、在留邦人も多く、経済上重要でありますので、同地方管轄の総領事館を設置することといたしたい次第であります。次に、アフリカ関係であります。御承知のごとく近年アフリカ各地において、その民族的独立機運が急速に高まりました結果、昨年一年間に十七カ国に及ぶ独立国が誕生いたしました。わが国といたしましては、これら諸国の動向が今後の世界情勢に重要な意義を持つていゝること、またわが国の貿易及び経済協力上の相手国としても重要であること等にかんがみ、これら諸国との関係の一そうの緊密化をはかるため、これら諸国に大使館を設置し、そのうちセネガルには実館を新設し、あとの十六公館は近接諸国に置かれていゝ大使館をして兼轄せしめることといたし、さらに、南ア連邦、モロッコ及びブーダンの各公使館を大使館に、またナイロビ領事館を総領事館に、それぞれ昇格せしむることといたした次第であります。

このような在外公館の新設及び昇格を行なうための法的措置といつたしまして、在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正すると同時に、これら在外公館に勤務する職員の内勤俸の額を定める必要がありますので、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関

する法律にも所要の改正を加へることとし、これら二つの法律の一部を改正するための法案として、本法律案を提出する次第であります。以上二点について慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(三月二十四日)

○久野忠治君 たいだいま議題となりました三法案につき、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、法案の要点を申し上げますと、
外務省設置法の一部を改正する法律案は、中近東及びアフリカ地域の独立国に対する外交事務の円滑能率化をはかるため、欧亜局に中近東アフリカ部を設置することであります。

次に、存外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案は、南米及びアフリカ諸国との緊密化をはかるため、存外公館の新設及び昇格を行なうものであります。

次に、通商産業省設置法の一部を改正する法律案は、本省の付属機関として、産業構造調査会、産炭地域振興審議会及び石炭鉱害対策審議会を新設するとともに、鉱業法改正審議会の設置期限をさらに一年間延長し、顧問会議を廃止すること等であります。

以上三法案は、本委員会にて慎重審議を行なつた後、本日いずれも全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、存外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案に対し、外務省の認証官制度に関し、三党共同提案にかかる附帯決議案が石橋委員より提出され、これまた全会一致の議決を見ないのであります。

以上御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(五月十二日)

○吉江勝保君 たいだいま議題となりました外務省設置法の一部を改正する法律案外一件につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最初に、外務省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案の改正の要点は、従来の欧亜局に新たに中近東アフリカ部を設置しようとするものであります。政府が新たに中近東アフリカ部を設置せんとする理由として述べるところによりますと、現存、中近東、アフリカ地域の独立国は六十六カ国の多きに達し、さらに今後数カ国の独立が予想されておるような情勢であつて、これらの地域が世界の政治経済上においてきわめて重要な地位を占めることはもちろん、ことにわが国は、アジア・アフリカ諸国の一員として、これらの諸国の動向には特別に深い関心を有してゐる。しかるに、現存、外務省の機構としては、西欧諸国、東欧共産圏諸国及び英連邦諸国とともに、これら中近東及びアフリカ諸国ともあわせて、世界の独立国の約三分の二に相当する六十八カ国に関する外

交政策の企画立案、情報の収集、調査等きわめて多岐にわたる事務を欧亜局で所掌し、その事務量は急激な増加を来たしてゐる。加うるに、中近東、アフリカの諸国は、西欧、東欧の諸国と後進国、先進国の差があるばかりでなく、あらゆる面で国柄が異なつており、また、これらの諸国は、植民地支配より独立した国であるだけに、国民感情等においても独自の機構において処理することが適當と思はれるので、これらの諸国との外交事務の円滑かつ能率化をはかるため、今回、中近東アフリカ部を設置しようとするものであるとこのことであります。

内閣委員会は前後四回委員会を開き、この間、小坂外務大臣その他関係政府委員の出席を求めまして、本法律案の審議に当たりました。委員会におきましては、中近東アフリカ部設置の理由と、この部の所掌事務、組織、予算等の諸点について、外務当局より説明がありました。この部を新設して、中近東及びアフリカ諸国との外交事務をさらに推進せんとするのには、この部の定員が十九名では少なきに失するのではないか。何ゆゑに定員をいまま少し増加しなかつたのか。また、中近東及びアフリカ諸国にあるわが国の在外公館の刷新強化並びにこれら諸国に対する経済協力に関する小坂外務大臣の所見いかん、外務省においては大使の認証官の数が約七十名の多数に上つてゐるが、大使を認証官にしなければならぬ理由いかん、政府は中近東及びアフリカ諸国に對しいかなる外交方針をもつて処せんせんとするのか。民間人を大使に任用するの当否について小坂外務大臣はいかなる見解を持つてゐるのか等の諸点につ

きまして、質疑応答が重ねられました。その詳細は委員会会議録に譲りたいと存じます。

なお、これまで当委員会たびたび問題となつておりました外交問題懇談会に対する措置につきまして、政府の所見がただされまされたのに対し、小坂外務大臣より、この外交問題懇談会は民間の有識者の懇談会であつて、委員会、審議会とは異なり、一つの結論を取りまとめ政府に答申するがごときことは当初から予定しておらず、また、この懇談会の運営は自主的に行なわれるという建前をとつておるので、このような点を十分行政管理庁にも説明して、その了解を得たような次第である旨の所見が述べられました。

去る四月二十八日の委員会において質疑を終わり、次いで討論に入りましたところ、自由民主党を代表して村山委員より、本法律案の附則中「昭和三十六年四月一日」とあるのを「公布の日」と改める旨の修正案が提出せられ、修正部分を除く原案に賛成する旨の発言がありました。

討論を終わり、まず村山委員提出の修正案について採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決せられ、次いで修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、これまた全会一致をもつて可決せられました。よつて本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、厚生省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。まず、本法律案の改正の要点を申し上げますと、その第一点は、

環境衛生行政を積極的に推進するため、現在公衆衛生局環境衛生部が分掌している環境衛生行政の効率的な遂行を確保し、その責任体制の明確化をはかるという理由をもつて、公衆衛生環境衛生部を廃止し、環境衛生局を設置しようとするものであります。

その第二点は、近年ガンが増加の一途をたどつておるにもかかわらず、ガンに関する医療及び研究がまだ不十分な状況であるため、その診断及び治療、並びに調査研究をさらに強力に推進するという理由をもつて、厚生省に付属機関として国立がんセンターを設置しようとするものであります。

その第三点は、国民年金を含む社会保険制度の整備充実により、その事務が増大してきたため、これらの事務に従事する職員の研修を計画的に行なうという理由をもつて、厚生省に付属機関として社会保険研修所を設置しようとするものであります。

その第四点は、厚生省の付属機関である医療制度調査会の設置期間が本年三月三十一日までとなつておりますのを、本調査会における審議がまだ十分尽くされておらないため、その設置期間を昭和三十七年三月三十一日まで一年間延長しようとするものであります。

なお、これらの改正のほか、引揚援護局の名称を援護局に、また、病院管理研修所の名称を病院管理研究所に、それぞれ改める等の改正を行なつております。

内閣委員会は前後五回にわたり委員会を開き、この間、古井厚生大臣その他関係政府委員の出席を求めまして、本法律案の審議に当たりました。

た。

討論を終わり、まず村山委員提出の修正案について採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決せられ、次いで修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、これまた全会一致をもつて可決せられました。よつて本法律案は修正すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。

委員会の審議において問題となつたおもな点を申し上げますと、環境衛生部を環境衛生局に昇格する理由と、この局の組織、都市清掃事業十九年計画の内容とその所要経費、国立がんセンターの組織と、同センターの今後の運営方針、医療制度調査会設置期間延長の具体的理由、国立病院の今後の整備計画、社会保険研修所の運営計画、寺院境内墓地における埋葬の取り扱いについての厚生省当局の見解なまコンクリートの公害問題に対する今後の厚生省当局の方針、四月三十日大阪市において発生した胎児の遺棄問題に対する古井厚生大臣の所見等の諸点でありまして、その詳細は委員会会議録に譲りたいと存じます。

なお、下村委員より、太平洋戦争における戦没者の遺骨の調査収集の状況と、戦死を確認されていない行方不明者の現在数、並びに中共に抑留されている戦犯者の釈放問題について、政府の所見がただされましたのに対し、古井厚生大臣及び政府委員より、現在共産圏の諸国に遺留されている遺骨についてはまだ手が伸びていない、また、中共に抑留されている戦犯者の釈放については、政府は日本赤十字社を通じて先方へ交渉を重ねている旨の答弁がありました。

去る九日の委員会において、質疑を終わり、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して村山委員より、原案の一部における施行期日、及び、現在、医療制度調査会が本年三月三十一日まで置かれるものとなつておるが、この日がすでに経過しているので、この調査会をさらに一年間設置するに於いての所要の修正案が提出せられ、この修正部分を除く原案に賛成する旨の討論が行なわれました。

◎建設業法の一部を改正する法律

(昭三六・五・一六法八六)

一、提案理由(二月二十二日)

○中村国務大臣 ただいま議題となりました建設業法の一部を改正する法律案につきまして提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

御承知のように、建設業法は、昭和二十四年制定以来、建設工事の適正な施工の確保と建設業の健全な発達に寄与して参つておるのでありますが、最近における建設工事量の増大にかんがみまして、建設工事の施工体制を強化し、建設工事の適正な施工を確保いたしますとともに、中小建設業者の一そう健全な発達をはかることが必要と考えられますので、同法の一部を改正いたしました。建設業者の登録の要件を整備いたしますとともに、総合工事業者及び専門工事業者の名称、建設業者の経営に関する事項の審査及び建設業者団体に関する届出等につき必要な規定を整備することいたしました。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。次に、その要旨について御説明申し上げます。

まず第一に、現行の建設業法におきましては、第五条に定める要件に該当する者は、登録の申請に関する資格を得るのであります。

て請け負う建設工事の種類を明らかにした文字を冠する専門工業者の名称を記載させることとしたのであります。

第二に、現在公共性のある施設または工作物に関する建設工事の入札につきましては、注文者は入札参加を希望する建設業者の資格について一定の基準により審査を行ない、その中から入札参加者を決定するのが通例になっておりまして、この基準につきましては、現行法の規定により、中央建設業審議会において、入札参加者の資格に関する基準を作成し、各注文者に対し、その実施を勧告し注文者に利用されているところでありまして、この基準による審査のうち客観的事項に関するものにつきましては、各注文者が個々に行なうよりも建設業法の施行をつかさどる行政機関において一括して行なうことが適確であり、また、その審査の手続については、法律の定めるところによりまして公正妥当な方法によつて適確に行なうことが適当であると思われまふ。そこで、公共性のある施設または工作物に関する建設工事の入札に参加しようとする建設業者につきまして、建設大臣または都道府県知事は、その申し出により経営規模その他経営に関する客観的事項の審査を行なうことができることといたしました。

なお、この審査の項目と基準につきましては、中央建設業審議会の意見を聞いて建設大臣が定めるものとしており、この審査の結果については、建設大臣または都道府県知事が申請した建設業者または注文者の請求によつて通知することといたしております。また、この審査の結果に異議のある建設業者は、その審査を行なつた

建設業法の一部を改正する法律

が、この資格につきましては、広く建設工事に関して学歴もしくは資格及び実務の経験を有する者等といたしておりまして、建設業者が主として請け負う工事とは直接には関連を持たなくてもよいことと相なつている結果、資格要件が軽易かつ画一的にすぎるといふうらみがありましたので、これを建設業を営む場合の主として請け負う工事の種類に対応した資格要件を必要とすることといたしました。また、建設業者の施工体制の強化をはかることといたしましたのであります。

また、現行の建設業法では、一般的に建設業を営むために必要な建設業者の登録について規定があるにとどまつておりますが、建設業者は、建設工事の施工にあたりまして、土木一式工事または建築一式工事を総合的に施工するものと、各専門分野において施工するものとの二種に区分されている実態に即しまして、建設業者を総合工事業者と専門工業者に区分することといたしました。すなわち、主として請け負う建設工事の全部または一部が土木一式工事または建築一式工事である建設業者であつて、建設業者の登録の要件とされている資格者のほか、土木一式工事または建築一式工事に関する指導監督的な実務の経験または業務管理の責任者としての経験を有する者を常置するものは、総合工事業者の登録を受けることにより総合工事業者と称することができることといたし、この登録を受けた者以外の建設業者は、主として請け負う建設工事の種類を明らかにした文字を冠する専門工業者と称することができることといたし、また建設業者が表示する標識には、総合工事業者または主として

建設大臣または都道府県知事に対して再審査の申し立てをすることとすることができることといたしてあります。

第三に、建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達をはかるためには、建設業者団体の自主的活動による建設業の整備振興に待つところが多いのであります。これらの団体の健全な発達を期するため、行政庁としては、これらの団体に対し適切な指導を行ない、また、建設業者に対して、直接指導監督するほか、その所属する団体を通じて指導を行なうことが適当であると考えられます。よつて、建設業に関する調査、研究、指導等建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達をはかることを目的とする事業を行なう社団または財団で建設省令で定めるものにつきましては、建設大臣または都道府県知事に対して、所定の事項につき届け出なければならぬことといたし、これらの団体に対して、建設工事の適正な施工を確保し、または建設業の健全な発達をはかるため必要な事項に関して、建設大臣または都道府県知事は、報告を求めることができることといたしてあります。

第四に、現在、中央建設業審議会は、建設業に関する事項について関係各庁に建議するほか、建設工事の標準請負契約款、入札参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料及び役務費以外の諸経費に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができるのであります。その所掌する事項は複雑多岐にわたる上に、その調査審議する内容によりましては専門的な知識を要します。この調査審議する事項を調査審議させるために、中央

建設業審議会に専門委員を置くこととしたものであります。

第五に、建設大臣または都道府県知事は、その登録を受けた建設業者または届出のあつた建設業者団体に対し、建設工事の適正な施工を確保し、または建設業の健全な発達をはかるために必要な指導、助言及び勧告を行なうことができることとしております。

このほか、以上の措置に関連いたしまして所要の改正及び罰則の規定の整備を行なつております。

以上が建設業法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

二、衆議院建設委員長報告(三月九日)

○加藤高藏君 ただいま議題となりました建設業法の一部を改正する法律案につき、建設委員会における審議の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

本案は、最近における建設工事量の増大にかんがみ、建設工事の施工体制を強化し、かつ、適正な施工を確保するとともに、中小建設業者の一そう健全な発達をはかるため本法の一部を改正しようとするものであります。その内容を要約すれば次のごときものであります。

第一点は、登録制度に関するものであります。すなわち、建設工事の種類を、本別表に掲げるもの及び土木一式工事、建築一式工事とし、登録を受けようとする者は、主として請け負う建設工事の

種類ごとにその建設工事に関する実務の経験を有する技術者一名を常置するものでなければならぬこととするほか、新たに総合工事業者の登録の制を設け、主として請け負う建設工事の全部または一部が土木一式工事または建築一式工事である建設業者で、それぞれの一式工事に関する指導監督的な実務の経験または業務管理の責任者としての経験を有する者一名を常置するものは、登録簿に総合工事業者の登録を受けることにより、総合工事業者と称することができるものとす。この登録を受けない建設業者は、主として請け負う建設工事の種類を明らかにした文字を冠する専門工事業者と称することができるとしてあります。

第二点は、建設業のいわゆる格づけ審査を法制化したことであり、すなわち、建設大臣または都道府県知事は、公共性のある施設または工作物に関する建設工事で建設省令で定めるものの入札に参加しようとする者の申し出があつたときは、建設大臣が中央建設業審議会の意見を聞いて定める基準によつて、その建設業者の経営規模その他経営に関する客観的事項の審査を行なうことができるものとしてあります。

第三点は、一定範囲内の建設業者団体についてその届出義務を法定し、これに対する指導監督の道を開いたこととあります。すなわち、建設業に関する調査研究、指導等、建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達をはかることを目的とする事業を行なう社団または財団で建設省令で定めるものは建設大臣または都道府県知事に届け出なければならないものとし、建設大臣また

は都道府県知事は、これら建設業者団体に対して、建設工事の適正な施工を確保し、または建設業の健全な発達をはかるために必要な事項に関して報告を求めることができ、また、建設業者及び建設業者団体に対して、同様な目的のため必要な指導、助言及び勧告を行なうことができることとしてあります。

以上三点のほか、建設業に関する専門事項を調査審議させるために、中央建設業審議会に専門委員を置くことができるものとし、その他法改正に伴う所要の規定の整備を行うことが本案の内容であります。

本案は、去る二月二十日本委員会に付託され、同月二十二日中村建設大臣より提案理由の説明を聴取、三月九日には参考人を招いてその意見を徴するなど、慎重審議いたしました。論議の中心は、本案の改正の中小建設業者に対する影響及び北海道開発事業と建設業対策との関連等についてでありましたが、その詳細はすべて会議録に譲ります。

かくて、本日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決に付し、全会一致をもつて本案は原案通り可決すべきものと決しました。右、御報告申し上げます。

三、参議院建設委員長報告(五月十二日)

○稲浦鹿藏君 ただいま議題となりました二法案について、建設委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。まず、建設業法の一部を改正する法律案について申し上げます。

建設業法の一部を改正する法律

本改正案は、最近における建設工事量の増大にかんがみ、建設工事の施工体制を強化し、建設工事の適正な施工の確保をはかることとするものであります。

その要旨を申し上げますと、

第一点は、登録に関する事項の改正でありまして、建設業者を総合工事業者者に区分し、それぞれ登録の要件を定めてあります。

第二点は、公共性のある施設または工作物に関する建設工事の入札に参加しようとする建設業者の経営に関する事項の審査についてでありまして、その項目と基準は、中央建設業審議会の意見を聞いて、建設大臣が定めるものとしてあります。

第三点は、建設業者団体に関する事項でありまして、建設業に関する調査、研究、指導等、建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業者の健全な発達をはかることを目的とする事業を行なう社団または財団で、建設省令で定めるものは、建設大臣または都道府県知事に所定の事項について届け出及び所定の報告をしなければならぬものとしてあります。また建設大臣または都道府県知事は、登録を受けた建設業者及び届出のあつた建設業者団体に対して、必要な指導、助言及び勧告を行なうことができることとしてあります。

このほか、以上の措置に関連して、所要の改正及び罰則の規定の整備を行なつてあります。

当委員会におきましては、建設業者団体の性格等に関して熱心な質疑が行なわれ、参考人を招致して意見を聞く等、慎重審議を重ね

ましたが、詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。
かくて質疑を終わり、討論を省略して、採決の結果、全会一致を
もつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改
正する法律案について申し上げます。

本法案は、九州、四国、中国地方に広く分布する、シラス、ボラ、
赤ホヤ等、いわゆる特殊土壌地帯の災害防除等に対処するため、昭
和二十七年四月議員立法により制定され、さらに昭和三十一年三月
期限延長の一部改正が行なわれたものであります。

今回の改正案は、同法が来たる昭和三十七年三月を最終期限とし
ておりますので、事業の進捗状況にかんがみ、さらに昭和四十二年
三月三十一日まで、五年間、その有効期限を延長しようとするもの
であります。

本委員会においては、事業計画とその実績、今後の事業遂行の見
込み等について質疑があり、討論を省略、採決の結果、全会一致を
もつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎国立工業教員養成所の設置等に関する 臨時措置法 (昭三六・五・一九法八七)

一、提案理由(三月一日)

○荒木国務大臣 このたび政府から提出いたしました国立工業教員
養成所の設置等に関する臨時措置法案につきまして、その提案の理
由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法案は、高等学校の工業教員のすみやかな養成をはかるた
め、臨時に、国立工業教員養成所を設置することとし、もつて高等
学校における工業教育の拡充に伴う工業教員の需要の増加に対処し
ようとするものであります。

現在、高等学校の工業教員の養成は、国立、公立及び私立の大学
の工学部等において行なわれておりますが、産業界の需要と競合す
るため、これらの大学を卒業して工業教員になる者は、年々減少し
ております。そこで、中学校または高等学校で工業以外の教科を担
任している現職教員または民間企業従事者等で工業教員免許状を所
有している者の転任、転職によつて、辛うじて工業教員の需要に対
処している現状であります。

一方、今後は、経済の成長に伴う技術者の需要の増大と、昭和三
十八年度以降における高等学校生徒の急激な増加に対応して、工業
高等学校の急速な新增設が予測されます。従つて、工業教員の需要

国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法

の増大は、きわめて著しいものがあると考えられます。

このような工業教員の需給の状況にかんがみ、緊急の措置とし
て、国立の工業教員養成所を設置し、工業教員の急速な養成を行な
う必要があると考えた次第であります。

次に、この法案の概要について申し上げます。

まず、高等学校の工業教員の養成を行なう教育施設として、臨時
に、国立工業教員養成所を設置することとし、その養成所は、地域
別の配置を考慮し、また、養成所が行なう教育について、大学との
協力関係を緊密ならしめるため、北海道大学、東北大学、東京工業
大学、横浜国立大学、名古屋工業大学、京都大学、大阪大学、広島
大学、及び九州の九つの国立大学に、それぞれ、附置することとい
はしました。第二に、この養成所の修業年限は三年とすることとし、
その入学資格は大学の入学資格と同じにすることとしたしてお
ります。

また、この養成所には、教育上、運営上必要な職員として、所長
のほか教授、助教授、助手等の職員を配置することといたしており
ます。なお、教員の身分取扱いにつきましては、教育公務員特例法
の所要規定を準用することといたしました。

第三に、この養成所における授業料その他の費用の免除及び猶予
について特別の規定を設けることといたしました。すなわち、養成
所の学生に対し、授業料の一部の徴収を猶予し、かつ、これらの学
生が卒業後六カ月以内に工業教員となり、引き続き一定の期間工業
教員として在職した場合には、その猶予された授業料の納付を免除

することができることといたしますとともに、学業優秀な学生で、経済的理由によつて、授業料その他の費用の納付が困難であると認められる場合につきましても、これらの費用を免除し、またはその徴収を猶予することができることといたしました。

第四に、養成所を卒業した者に対して、高等学校教諭二級普通免許状を授与することができるよう教育職員免許法の一部を改正することといたしました。

以上が、この法案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成下さいませようお願い申し上げます。

二、衆議院文教委員長報告(四月五日)

○浜野清吾君 ただいま議題となりました国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案の要旨は、工業教員の需要の増加にかんがみ、緊急の措置として、臨時に国立の工業教員養成所を設置して、工業教員の急速なる養成を行なおうとするものであります。

次に、その概要を申し上げますと、

第一に、国立工業教員養成所は北海道大学等九大学に付置されるものとする、第二に国立工業教員養成所の修業年限は三年とし、その入学資格は高等学校卒業とすること、第三に、国立工業教員養成所に所長その他所要の専任職員を置くものとすること、第四に、

国立工業教員養成所における授業料その他の費用の免除及び猶予について特別の規定を設けること、第五に、右の養成所の卒業者に対して高等学校教諭二級普通免許状が授与されるよう関係法規を整備すること等であつて、本年四月一日から施行することになつております。

さて、本案は、二月二十八日当委員会に付託され、三月一日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。御承知のように、近來、諸国における科学技術の進歩と産業の発展とはまことに目ざましいものがありまして、科学技術教育の振興技術者の養成は、わが国当面の急務と考えられますので、工業教員の養成を別途とする本案の審議にあつては、きわめて熱心かつ慎重な態度でこれに臨んだのであります。

委員会における質疑のおもなるものを申し上げますと、本案によれば、卒業生が教員になるという法律上の義務づけがないこと、従つて、好況の産業界及び現在大学にある工業教員養成課程の実績等にかんがみ、これではたして教員の確保ができるかいなか、さらに、就職義務と憲法との関係、本養成所の学校教育上の性格、教育職員免許法との関連における養成所卒業生の資格、待遇等々について、きわめて活発な質疑応答がありました。

さらにまた、四月一日、科学技術振興対策特別委員会との連合審査会を開き、長時間にわたつて審査を行なうなど、各般にわたり綿密周到な検討を加えて参つたのであります。

かくて、四月四日、本案に対する質疑を終了、日本社会党山中吾

いと存じます。

右、御報告申し上げます。

三、参議院文教委員長報告(五月十二日)

○平林剛君 ただいま議題となりました国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案につきまして、文教委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法律案の概要を申し上げます。

本法案は、経済の成長に伴う技術者の需要の増大と、昭和三十八年度以降における高等学校生徒の急激な増加に対応して、工業高等学校の急速な新設、増設が必要となりますが、それに伴う工業教員の需要の増大に対処するため、緊急の措置として、臨時に国立の工業教員養成所を設置し、工業教員の急速な養成を行なおうとするものであります。

すなわち、国立工業教員養成所は、北海道大学等国立の九大学にそれぞれ附置し、その修業年限は三年、入学資格は大学の入学資格と同様にいたしております。また、本養成所における授業料その他の費用の免除及び猶予について特別の規定を設け、卒業生に対しては高等学校教諭二級普通免許状が授与されること等を規定いたしております。

なお、衆議院におきまして、内閣提出原案の施行期日「昭和三十八年六月一日」を「公布の日」に改めるとともに、昭和三十六年度に入学する者に対して、四月一日から在学するものとみなす旨の修

郎君外二名より、一、養成所によることなく、工業教員養成学部を国立九大学に設け、二、その学生の授業料等を徴収せず、かつ、これら学生には一定額の学資を貸与し、三、卒業生には一定期間の就職義務を課すること等を内容とする全面的な修正案が提出されたのであります。提出者から趣旨説明を聴取した後、提出者に対し質疑を行ない、続いて、本修正案について委員長から内閣の意見をただしましたところ、経費の面で昭和三十六年度予算と一致せぬばかりでなく、根本的に計画を変更せねばならぬため、賛成いたしかねる旨の発言がございました。

次に、自由民主党白井莊一君より、本案の施行期日の「四月一日」を「公布の日」に改め、また、昭和三十六年度に入学する者は同年四月一日からの在學生とみなそうとする旨の修正案が提出されました。これについては別に質疑もなく、直ちに本案並びに両修正案を一括して討論に付しましたところ、自由民主党を代表して上村千一郎君から、政府原案並びに白井莊一君提出の修正案に対し賛成、山中吾郎君外二名提出の修正案に対し反対の討論がございました。次に、日本社会党を代表して山中吾郎君から、原案に反対、山中修正案に対し賛成の討論がありました。

かくして、討論を終局し、直ちに採決を行いましたところ、山中吾郎君外二名提出の修正案は起立少数で否決、白井莊一君提出の修正案は、起立多数で可決修正部分を除く原案はこれまた起立多数をもつて可決となりました。よつて、本案は白井莊一君の修正案の通り修正議決されました。その詳細は会議録によつて御承知願いた

国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法

二五八

正がなされております。

委員会におきましては、二月二十八日、本案が付託されました以来、法律案の重要性にかんがみ、文部大臣を初め大蔵大臣、科学技術庁長官、経済企画庁長官及び内閣官房長官等、政府当局の出席を求めて、きわめて熱心な審議を重ね、さらに五月九日には、四名の参考人より本法律案に対する意見をも聴取いたしました。

質疑の過程において各委員から取り上げられました主要な問題点は、本法律案の前提となる科学技術者の養成計画と、工業教員の需給について基礎数字、本養成所と現行教員養成制度との関係、養成教員の質の問題及び卒業生を教員として確保するための措置、養成所を附置した当該大学の教育研究への影響、卒業生の大学への編入学の問題等多岐にわたりましたが、以下これらの質疑応答により明らかとなりました諸点について申し上げます。

まず、本法案は、工業教員のすみやかな養成をはかつて、工業教員の需要の増加に対処することを目的としているが、養成所の卒業生を産業界に流出させることなく、工業教員として確保できるという保障がないのではないかと質疑に対して、憲法上、卒業生が教職につくことを義務づけるのは困難であるが、日本育英会の特別奨学生とするよう努力したい。予算の関係で本養成所の学生に対する貸費制度が発足できなかったのは遺憾であったが、文部大臣は今後さらにその予算措置について努力を続けるといふことでありました。

次に、この養成所は、現在大学において行なわれている教員養成制度を破壊するものではないかと質疑に対して、本案は当面臨時

の応急措置であつて、その目的を果たした上はこれを廃止するものであるから、現行の制度をくつがえすものではないという答弁がありました。

また、養成所の修学年限は三年であつて、その教官組織、修得単位数等いずれも四年制の大学に及ばないので、養成される工業教員の質は大学卒業者に比べて低下するのではないかと質疑に対しては、養成所を附置した大学の協力と、教官、学生の努力と熱意によつて、大学卒業者に劣らない程度の者を養成したいとのことであり、養成所を附置された大学の教育研究には支障を来たさないよう、専任教官の増員、施設、設備の充実についで今後も努力を続ける意向が明らかとなりました。

最後に、本法律案は教員養成制度の基本的方策に関連する重要法案であるにもかかわらず、その起案に際して、なぜあらかじめ中央教育審議会へ諮問しなかつたのかとの質疑に対して、本案は緊急かつ臨時的な措置であり、その上、時間的な制約もあつたため諮問しなかつたのであるという弁明がありましたことを申し添えます。

なお、これらの質疑応答の詳細につきましては、会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

昨五月十一日質疑を終わり、討論に入りましたところ、矢嶋委員より日本社会党を代表して、研究者や教職員の待遇改善をはかる等、抜本的施策を講ずることなく、本案のような拙速的措置によつて糊塗しようとするのは、政府の教育政策の貧困を示すものであり、また、本案の基礎となる科学技術者養成計画数がきわめてずさ

らであること、今回の措置は、学校教育制度、教員養成制度及び給与制度に混乱を来たすものである等の理由により、本法案に反対の意見が述べられました。次に、野本委員より自由民主党を代表して、本案は工業教員の急速な需要に対処するための必要にして時宜に適した措置であるから、賛成である、しかし、制度的にも、内容的にも若干の問題はあるので、今後、養成所の学生の処遇、施設、設備、教官の配置等の改善に慎重な配慮をする等、運営に遺憾のないようにとの要望が開陳されました。続いて、岩間委員より日本共産党を代表して、本案は日本の教育体系をゆるがすものであり、教育の質的低下を招くものであるとともに、さらに、民主的な科学教育をも破壊するものである等の理由から、反対であるとの討論がなされました。

討論を終わり、続いて採決をいたしましたところ、多数をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法

二五九

◎公有林野等官行造林法を廃止する法律

(昭三六・五・一九法八八)

一、提案理由(二月二十三日)

(森林開発公団法の一部を改正する法律(昭三六―法七二)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院農林水産委員長報告(四月七日)

(森林開発公団法の一部を改正する法律(昭三六―法七二)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院農林水産委員長報告(四月二十六日)

(森林開発公団法の一部を改正する法律(昭三六―法七二)の委員長報告と一括して掲載)

◎特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律

(昭三六・五・二〇法八九(衆))

一、提案理由(四月十一日)

○加藤高藏君 たいいま議題となりました、特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党の合意に基づき、成案を得て、国会法第五十条の二の規定により、建設委員会の提出にかかる法律案として提出されたものであります。

以下、その提案の理由を申し上げます。

本法案の目的といたしますところは、現行の特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正して、同法の有効期限をさらに五カ年間延長しようとするものであります。

同法は、去る昭和二十七年四月、議員立法として制定され、さらに、三十一年三月に期限延長の一部改正をいたしまして、同法に基づきまして特殊土じよう地帯の治山、砂防、農地保全、土壌改良等の対策事業が実施されて参つたのであります。が、翻つて、その進捗状況を見ますと、必ずしも満足すべき状態にあるとはいえないので、さらに、昭和四十二年三月三十一日までその有効期限を延長して、所期の目的を完全に遂行しようとするものであります。

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律

なお、本法案立案の過程におきましては、建設委員会において、二階堂委員より本法案提出理由の説明があり、政府の意見を求めましたところ、本法案の成立に賛成の意を表しました。

以上、本法案の提案理由を簡単に御説明申し上げましたが、何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、参議院建設委員長報告(五月十二日)

(建設業法の一部を改正する法律(昭三六―法八六)の委員長報告と一括して掲載)

(註) 衆議院においては委員会の審査は省略された。

◎訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律 (昭三六・五・二三法九〇)

一、提案理由(五月十一日)

○植木国務大臣 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案は、訴訟費用等臨時措置法の規定による証人等の日当の最高額を増加しようとするものであります。

御承知の通り、民事訴訟における当事者及び証人の日当、刑事訴訟における証人の日当、並びに執行吏の実施する執行事件における証人及び鑑定人の日当につきましては、民事訴訟費用法、刑事訴訟費用法及び執達吏手数料規則においてその規定があるのであります。現在、その額については、訴訟費用等臨時措置法の定めるところによることとなつております。

まず、民事訴訟における当事者及び証人並びに刑事訴訟における証人の日当につきましては、その最高額は、従来一般職の職員の給与に関する法律に規定する行政職俸給表(一)による七等級以下の職務にある者が出張した場合における日当の定額を標準として、出頭または取り調べ一度につき二百三十円と定められておりました。ところが、民事刑事の裁判における証人の機能の重要性等にかんがみるとき、その額が低きに失して実情に即しないというらみがあります。

次に、執行吏が実施する執行事件における証人及び鑑定人の日当は、現在二百二十円以内、二百七十円以内と定められておりますが、訴訟における証人の日当の増額に伴い、これを二百円及び三百五十円にそれぞれ改めようとするものであります。

さて、本委員会におきましては、昨日植木法務大臣から提案理由の説明を開き、慎重審議、本日質疑を終了いたしました。別に討論もなく、採決に入りましたところ、全会一至をもつて政府原案の通り可決いたしました。

なお、本案に関連いたしました、自由民主党、日本社会党、民主社会党の共同提案によりまして、証人、参考人の日当及び執行吏の手数料を来年度においては実情に即した適正な額に改正すべきであるという附帯決議を付する動議が提案せられました。これを採決に付しましたところ、これまた全会一致をもつて可決いたしました。なお、詳細は会議録に譲ります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院法務委員長報告(五月十九日)

○松村秀逸君 ただいま議題となりました訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案につき、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、訴訟費用等臨時措置法の規定による証人等の日当の最高額を増強しようとするものであります。改正点の第一は証人等の日当について、現行法では最高額を二百三十円と定められおり

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律

で、今回若干の改善を行なうこととし、訴訟関係者の負担の点等をも考慮した上、その最高額を三百円に改めようとするものであります。

次に、執行吏の実施する執行事件において、執行吏が立ち合わせる証人、及び執行吏が高価な物の競売を行なう場合にその評価をさせる鑑定人の日当につきましては、その最高額は、これらの証人及び鑑定人が民事訴訟における証人及び鑑定人とはその性質を異にする等の点から、従来、証人については二百二十円以内、鑑定人については二百七十円以内と定められておりましたが、民事訴訟における証人等の日当の最高額の増加に伴い、執行吏の実施する執行事件における証人の日当の最高額を二百円に、鑑定人の日当の最高額を三百五十円にそれぞれ改めようとするものであります。

以上が訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(五月十二日)

○池田清志君 ただいま議題になりました本案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

訴訟費用等臨時措置法による証人の日当額は現在二百三十円となつておりますが、あまりにも低きに失し、実情に即しないというらみがありますので、今回これを三百円に改めようとするものであります。

まず、これを三百円に改めること、第二は、執行吏の取り扱う執行事件の証人等の日当は、その性質上、証人二百二十円以内、鑑定人二百七十円以内と、それぞれ定められておりますが、これを証人二百円以内鑑定人三百五十円以内に増額することでありませう。

委員会は、五月九日、政府当局より提案理由の説明を聴取した後、各委員から熱心な質疑がなされましたが、これが詳細は会議録に譲りたいと存じます。

五月十八日、質疑を終了して討論に入りましたところ、自由民主党を代表して井川委員から、次のような附帯決議を付して政府原案に賛成する旨の意見が述べられました。附帯決議の内容は、「一、証人等の日当は、なお低きに失するものと思考せられるので、政府は、来年度予算においてこれが増額について善処すべきである。二、執行吏制度についても、政府は、これを改善するよう再検討することを要望する。」であります。

かくて討論を終了し、政府原案及び附帯決議案につき、それぞれ採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもつて可決いたしました。以上御報告申し上げます。

◎地方公営企業法の一部を改正する法律

(昭三六・五・二二法九一)

一、提案理由(四月十一日)

○国務大臣(安井謙君) たいま議題となりました地方公営企業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方公共団体が経営いたしております水道事業、交通事業、電気事業、病院事業等のいわゆる公営企業は四千をこえておりまして、そのうち、地方公営企業法が適用されております事業数は、昭和三十四年度末で三百四十四であります。三十六年度中には六百をこえる見込みであります。

これら公営企業の進展に即応いたしまして、公営企業の基礎を強くするために、地方公共団体において、その特別会計に出資する道を開く必要がありますとともに、公営企業を経営いたします一部事務組合について、経営の円滑化をはかるため、組合の組織及び財務に関する特例規定を設ける必要があると考えますので、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、地方公共団体は、地方公営企業の特別会計に必要な出資

を行なうことができる旨の規定を新たに設けようとするものであります。

地方公営企業法が適用される公営企業の特別会計は、独立採算を建前といたしまして、経営の健全な発展をはかりながら、住民に対するサービスを確保することといたしておりますが、これには、適切な施設の建設改良を積極的に行なう必要があります。このためには、必要な企業債の確保をはかるとともに、地方公共団体においても、公営企業の基礎を充実するため、企業の開始または拡張にあたって、公営企業の特別会計に出資することができる旨を明らかにしたいのであります。

第二は、地方公営企業法が適用される公営企業の経営に関する事務を共同処理する地方公共団体の一部事務組合の組織及び財務に関して、特例規定を設けようとするものであります。すなわち、一部事務組合が公営企業を経営している場合、その公営企業だけを行なつておりますので、組合自体の組織及び財務について、地方自治法と地方公営企業法との間に調整を行ない、規定を整備して、企業経営の円滑化をはかることといたしたのであります。

第一点は、一部事務組合の組織に関するものであります。

その一は、一部事務組合においては、その経営する公営企業に企業管理者を置かないことを建前とするともに、この場合においては、企業管理者の権限は、組合管理者が行なうこととしようとするものであります。現行の建前では公営企業を目的とする一部事務組合には、地方自治法上の組合管理者とともに、地方公営企業法上公

上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、参議院地方行政委員長報告(四月二十一日)

○増原恵吉君 たいま議題となりました地方公営企業法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、地方公共団体が経営する水道事業、交通事業等のいわゆる公営企業の進展に即応して、地方公営企業法について所要の改正を行なおうとするものであります。

改正内容の要点は、一、地方公共団体は、地方公営企業の特別会計に出資することができる旨の規定を新たに設け、二、地方公営企業の経営に関する事務を共同処理する地方公共団体の一部事務組合の組織及び財務に関して特例規定を設ける、すなわち、組織については、企業管理者を置かないことを常例とするものとし、この場合において企業管理者の権限は当該組合の管理者が行ない、その組合管理者の任期は三年を下つてはならないものとし、監査委員を必置制とする等、組合の財務については公営企業の財務以外の財務についても地方公営企業法の財務規定を適用するものとし、また、組合を組織する地方公共団体は、当該組合に対して必要な出資を行なうものとする等を定めるものであります。

地方行政委員会におきましては、四月十一日安井自治大臣から提案理由の説明を聞いた後、公営企業の独立採算制をめぐる諸問題等について政府側との間に質疑応答を重ね、慎重審査を行ないました

営企業の責任者である企業管理者を置くこととなつていたのであります。組織の一元化をはかるために企業管理者を置かない建前とし、組合管理者が公営企業の経営に専念する旨を明確にした方が適当であると考えたからであります。

その二は、組合管理者の地位を安定させることが必要であると考えられますので、企業管理者と同様にその任期は三年を下ることができないこととしようとするものであります。

その三は、一部事務組合のうち、比較的規模が大きなものにおいては、組合管理者の補助組織の名称は、その事業内容等を明確に反映させることが適当と考えられますので、企業庁とすることができようとするものであります。

その四は、一部事務組合には監査委員を必ず置くこととし、内部監査の確立をはかることとしようとするものであります。

第二点は、一部事務組合の財務に関するものであります。

その一は、一部事務組合においては、財務の一元化をはかるため、公営企業の財務と認められない組合のすべての財務についても、地方公営企業法で定める会計方式により、経理するようにしようとするものであります。

その二は、地方公共団体が公営企業の特別会計に対して出資することができるようにすると同様に、一部事務組合に対しても必要な出資を行なうものとする旨を規定しようとするものであります。

以上、地方公営企業法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたしました何とぞ慎重御審議の

地方公営企業法の一部を改正する法律

が、その詳細は会議録によつてごらんを願いたいと存じます。

四月二十日質疑を終了し討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。
以上御報告いたします。

三、衆議院地方行政委員長報告(五月十八日)

(市町村職員共済組合法の一部を改正する法律(昭三六―法一〇五)の委員長報告と一括して掲載)

◎製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律

(昭三六・五・二三法九二)

一、提案理由(四月十三日)

○大久保政府委員 ただいま議題となりました製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、日本専売公社製造たばこの最高価格を定めている価格表の一部を改正するものであります。

その概要を申し上げますと、葉巻たばこについては、昭和二十一年以降販売している国産のものは「アストリア」だけであり、最近はその相当数量を輸入品に依存しておりますが、戦前における国産葉巻たばこは九銘柄の多きを数えたこともあり、またその販売数量も輸入品を含めた現在の販売実績を相当上回るものでありますので、葉巻たばこの今後の需要の増加を考え、専売益金の増収をはかるため、昭和三十六年二月一日から高級葉巻たばこ「バンドール」を、同じく三月十五日から中級葉巻たばこ「グロリア」をそれぞれ試験製して販売中であります。「バンドール」及び「グロリア」はいずれも売れ行きが良好と見込まれますので、今後継続して販売するため、これらを価格表に追加しようとするものであります。

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律

また、現在販売中の葉巻たばこ「アストリア」の型式は長さ及び太さの両面から規定されていますが、今回太さという表現を改め、「バンドール」及び「グロリア」と同様に中央部の外周という表現をとることにいたしました。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告(五月十一日)

○足立篤郎君 ただいま議題となりました、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、現在日本専売公社が試作販売中の高級葉巻たばこ「バンドール」及び中級葉巻たばこ「グロリア」を製造たばこ価格表に追加するとともに、現在販売中の葉巻たばこ「アストリア」の型式に関する規定の一部改めようとするものであります。

本法律案の審議に関連して、葉巻たばこの収納価格の決定等に関する真摯な質疑がかわされましたが、詳細は会議録に譲りたいと存じます。

本法律案は、本日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。
以上、御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(五月十九日)

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律

○大竹平八郎君 たいま議題となりました製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現在、国産の葉巻たばこは、中級品のアストリアが製造販売されているだけで、相当量を輸入品に依存している実情であり、しかも、戦前の販売実績に徴しても、今後相当量の需要増加が予想されますので、本年二月一日から高級葉巻たばこパンドールを、三月十五日から中級葉巻たばこグロリアをそれぞれ試製して販売中であり

ます。

本案は、これら葉巻たばこの売れ行き状況がいずれも良好と見込まれますので、今後も継続して販売するため、本法付属の価格表に追加の措置を講ずるとともに、アストリアの型式規定を新製品と同様に統一して表現しようとするものであります。

委員会におきましては、たばこの名称に外国語を使うことはやめるべきではないか。大衆の吸う紙巻たばこより高級葉巻の方が税負担が軽いのは不合理であるから是正すべきではないか。また農業基本法に関連して、今後たばこ耕作農民に対して十分な配慮を講ずべきではないか等について質疑応答があり、このほか葉巻たばこの耕作反別、生産数量の減少経過とその理由、今後の対策としての生産、製造計画、たばこの減税方針等についても審議がなされたのであります。その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、天田委員より「高級たばこが大衆たばこに比べて国家に貢献する割合が低いこと

は、理論的に見て納得できないし、また耕作面においても農民の立場を無視する施策がとられているから反対する。」との意見が述べられ、次いで、須藤委員より「一部の少数者が利用するものを製造する必要はない」旨の反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎郵便法の一部を改正する法律

(昭三六・五・二五法九三)

一、提案理由(三月一日)

○小金国務大臣 たいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便事業の運営に要する財源を確保するため、郵便に関する料金について調整を行なうとともに、事業の合理的な運営とサービスの改善のため、所要の規定の改正を行なわんとするものであります。

まず、郵便に関する料金の調整について申し上げます。

現行の郵便料金は、昭和二十六年十一月の改正以来、昭和二十八年七月に小包料金の値上げをしたほか、約十年間そのまま据え置かれてきたものであります。近年郵便物特に原価を償わない低料金

調整の方針といたしまして、適正な料金ということを中心とし、かつ国民生活並びに物価に対する影響等を十分考慮することといたしております。その具体的な内容を申し上げますと、国民生活に最も影響の大きい手紙とはがき、すなわち、第一種、第二種の郵便物の料金の値上げを行わず、通信教育用や農産種苗等の郵便物についてもこの料金を据え置きとし、また、盲人用点字等の郵便は無料とすることとし、値上げを考えたのは、従来著しく低料金であった新聞等の定期刊行物を内容とする第三種郵便物及びいわゆるダイレクト・メール等に利用されている第五種郵便物であります。すなわち、第三種郵便物につきましては、従来一円でありましたものを二円に、従来四円でありましたものを六円に、また第五種郵便物におきましては、従来百グラムまで八円というのを五十グラムまで十円に、市内特別の取り扱いをする場合に従来百グラムまで五円であったものを五十グラム刻みにして八円と改めようとするものであります。書留、速達等の特殊取り扱いの料金も、十円程度引き上げようとしております。

小包郵便物の料金につきましては、この業務が信書送達の業務に付帯する性質のものと考えられ、かつ国鉄その他の運送業と並行的な立場にあるという事情等をも考慮いたしまして、小包郵便物の送達及び郵便事業の原価、国鉄小口扱い貨物運賃等、他の運送業における料金、物価その他の経済事情を参酌いたしました。これを政令で定めようとするものであります。なお、第三種郵便物の認可料等につきましては、これを省令で定めることといたしたいと存じます。

す。

次に、この法律案におきましては、高層建築物に対する郵便配達上の困難を救済するため、階数が三以上のもので特に困難なものについて、一階出入口付近に郵便受箱を設けていただき、御協力を得ようとするものであります。ただし、既存の建築物や現に工事進行中のものについてもこれを法律で要望するのはいささか妥当ではないと考えまして、これらについては、当分の間適用を除外しようとしたしております。また、単に要望するだけあるいは要求するだけというのはいささか適当ではないと考えられますので、この法律施行後三年間は、既存の建築物を含めまして、これらの建築物の所有者に対して、国が郵便受箱を時価よりも低い対価で譲り渡すことができるということを規定いたしております。

第三に、この法律案におきまして、郵便物の取り扱いを容易にするため、その大きさの最小限を定め、また、第三種から第五種までの郵便物の最高重量を、従来の千二百グラムから一キログラムに引き下げようとしております。

第四は、郵便物の転送に関する改正でございます。最近のように郵便物が激増して参りますと、転居先の調査等が非常に困難となり、転送できなかつたり、おくれたりして不測の御迷惑をかけることも考えられますので、転居届を出していただくことによつて転送を確実に行なうよう配慮するとともに、その届け出の有効期間を一年内に限ろうといたしております。また一年たつてお出し下さればその一年間有効、またそういう届出がなくても、サービスの低下す

ることなく、わかるところは転送をいたすのは従前の通りでございます。

第五は、現金その他の貴重品は、書留としなければ郵便物にできないという改正であります。最近硬貨の流通が増加して参りまして、脱落等の事故が起こりやすく、またこれらのものを普通取り扱いの郵便物といたしますると、貴重品の亡失等の事故が参りましても、そもそも郵便物として差し出されたものかどうかという認定すら困難でありまして、ひいては事故がなかつた場合にも、職場内に不安や疑心を起こさせるおそれもありますので、この際、現金等を内容とする郵便物の普通取り扱いをやめようとするものであります。

第六は、非常災害の場合には、被災者に対しましてはがき等を無償で交付することができるようにしようとするものであります。災害のため財産を失い、料金のみならず用紙、紙類もないという場合がありますので、被災者等に対して無償ではがき等を差し上げようとするものであります。

第七は、料金受取人払いの制度を拡大しようとするものであります。従来書状とはがきに限りつていたこの制度を通常郵便物一般に広げるとともに、料金の後払いを認める等のことを内容としております。

第八は、市内特別郵便物の利用条件に関する改正でありまして、その取り扱い区域を同一郵便局の集配区内または六大都市の同一区内に限る等のことを内容としております。

以上のほか、この法律案におきましては、年賀はがきの差出期間を省令で定めるところにゆだね、料金後払いの場合の担保免除の特別法人の指定も同様とする等、多少の改正を織り込んでおります。なお、この法律案の施行期日は、周知その他の準備もありますので、本年の七月一日を予定しております。

以上提案理由及び法郵の概要を申し上げますが、ここで国民の皆様にも多大の御迷惑をおかけしております一部の郵便局における郵便遅配の現象につきまして、衷心から遺憾の意を表明させていただきますと、今般の料金調整により事業収支の健全化を行ない得ますのを一つの契機といたしまして、抜本的な対策を確立し、一日も早く遅配を解消する決意を披瀝させていただきます。

何とぞ慎重御審議の上、これまたすみやかに御可決賜りますようお願いを申し上げます。

二、衆議院通信委員長報告(四月二十七日)

○山手満男君 たいいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案に関し、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、去る二月二十五日内閣から提出されたものであります。その趣旨とするところは、郵便事業の経営財源を確保するため郵便料金の調整を行なうとともに、事業運営の合理化とサービスの改善をはかるため、郵便法の規定の一部に所要の改正を加えようとするものでありまして、内容の概略を申し上げますならば、ま

ず、料金の調整につきましては、現行の郵便料金は、昭和二十六年十一月の改正以来、小包料金を除き、約十年間据え置かれており、その間、物数、特に、原価を償わない低料金郵便物の激増と、これが処理要員の増加、給与の向上、局舎施設の拡充等のため、事業財政はようやく逼迫して、昭和三十六年度以降、相当の赤字が予想されますので、この際、一部料金の引き上げを行ない、収支の健全化をはかるとともに、これを業務の正常運行の確保、事業の近代化推進等に要する経費にも充当しようとするものであります。

料金改定の方針としては、国民生活並びに物価に対する影響を十分に考慮して、手紙とはがきの料金は据え置きとし、従来から著しく低料金であった新聞等の定期刊行物を内容とする第三種郵便物につき、従来一円のものに二円に、従来四円のものに六円に値上げし、また、いわゆるダイレクト・メール等を利用しておる第五種郵便物につき、従来百グラムまで八円のものに五十グラムまで十円に、従来百グラムまで五円の市内特別を五十グラムごとに八円に改めるほか、書留、速達等の特殊取り扱いの料金もおよそ十円程度引き上げることとしておりますが、他面、盲人用点字、録音物等については特に無料とすることに改めようとしております。小包郵便物の料金についても、ある程度の引き上げを行なう予定になつておりますが、この業務が、信書送達の業務に付帯する性質のものであることと、国鉄その他の運送業と並行的な立場にある事情等から、一定の基準のもとに、これを政令で定めることに改め、また、第三種郵便物の認可料等の付属的料金は省令で定めることに改めることに

いたしております。

次に、この法律案におきましては事業運営の合理化とサービスの向上をはかるための改正規定を含んでおりますが、その主要なものとして上げれば、第一に、高層建築物に対する郵便配達上の困難を救済するため、本法施行後に建築される三階以上の建築物については、省令の定めるところにより、一階の出入口付近に郵便受け箱を設置しなければならないこととし、また、経過的に、国が郵便受け箱を時価よりも低い対価で建築物の所有者等に譲り渡すことができることとしたこと、第二に、郵便物の取り扱いを容易にするため、その大きさの最小限を定め、また、第三種から第五種までの郵便物の重さの制限を従来の一・二キログラムから一キログラムに引き下げたこと、第三は、事故防止のため、現金その他の貴重品は書留としなければ差し出すことができないこととしたこと、第四は、非常災害の場合、被災者に対して郵便はがき等を無償で交付することができることとしたこと等であります。

なお、本案の施行期日は本年七月一日となっております。

通信委員会におきましては、本案の付託を受けまして以来、しばしば会議を開きまして、まず、提案理由の説明を聴取し、政府との間に質疑応答を重ね、特に、去る四月二十四日には、学識経験及び利害関係を有する参考人六名より本案に対する意見を聴取する等、あらゆる角度から慎重審議を行なつたのでありますが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくして、本委員会は四月二十六日質疑を終了いたしましたこと

の処理要員の大幅な増加及び賃金の上昇、局舎施設の拡充等のため、事業財政はきわめて苦しくなつて参り、昭和三十六年度以降には相当の赤字が予想されるに至りました。また、国民の通信需要に対応するサービスの向上、業務の正常な運行、事業の近代化等のための経費の増加も考慮する必要がありますので、この際、郵便料金について所要の調整を行ない、事業収支の健全化をはかるうとするものであります。

料金調整の内容といたしましては、国民生活に最も影響の大きい手紙と葉書については値上げを行わず、通信教育用や農産物等の郵便物は据え置きとし、また、盲人用点字等の郵便物は無料とすることとし、料金を値上げいたしますのは、従来著しく低料金であつた新聞等の定期刊行物を内容とする第三種郵便物、及び、いわゆるダイレクト・メール等に利用されている第五種郵便物であります。すなわち、第三種郵便物におきましては、従来一円でありましたものを二円に、従来四円でありましたものを六円に、また、第五種郵便物におきましては、従来百グラムまで八円であつたものを五十グラムきざみにして十円に改めようとするものであります。小包郵便物の料金につきましては、小包郵便物の送達及び郵便事業の原価、国鉄小口扱い貨物運賃等、他の運送業における料金、物価その他の経済事情を参酌して、これを政令で定めようとするものであります。

次には、高層建築物に対する郵便配達上の困難を救済するため、三階建以上のものにて特に困難なものについて、一階出入口付近に郵

郵便法の一部を改正する法律

る自由民主党を代表して広瀬正雄君より、本案審議過程における論議の動向にかんがみ、本法律案の施行期日を本年六月一日と改める旨の修正案が提出され、次いで討論に入り、日本社会党を代表して大柴滋夫君、日本共産党を代表して谷口善太郎君は、修正案並びに原案に対して反対の意見を、また、自由民主党を代表して大上司君は、修正案及び同修正部分を除く原案に対して賛成の意見を述べられ、引き続き採決を行ないました結果、賛成多数をもって修正案及び修正部分を除く原案を可決、よつて、本案は修正議決を見た次第であります。

これをもつて御報告を終わります。

三、参議院通信委員長報告(五月十九日)

○鈴木恭一君 たいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案に対する通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、郵便事業の運営に要する財源を確保するため、郵便に関する料金について必要な調整を行なうとともに、事業の合理的な運営とサービスの改善のため、所要の改正を行なうとするものであります。

まず、郵便に関する料金について申し上げますと、現行の郵便料金は、昭和二十六年の改正以来、昭和二十八年に小包料金の値上げをしたほか、約十年間そのまま据え置かれてきたものであります。が、近年、郵便物、特に原価を償わない低料金のものが激増し、そ

便受箱を設置するよう国民の協力を得ようといはしてあります。

以上のほか、現金その他の貴重品は、書留としなければ郵便物にできないこととしたこと等であります。

通信委員会におきましては、郵政当局並びに参考人の意見を聴取する等、慎重に審議いたしました。が、その質疑のおもなるものは、今回の料金改定の根本のねらいはどこにあるのか。激増する三種以下の低料金扱いのものに対する考え方を改むべきではないか。郵便事業を独立採算とすることの適否。料金改定の数字的根拠、特に原価との関係。増収分の用途及びこの程度の料金改定で今後何年やつていけるか。今後は郵便の遅配がないように確約できるか。郵便事業長期計画実施の可能性等でありますが、その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて質疑を終え、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して光村委員より反対、自由民主党を代表して手島委員より賛成、参議院同志会の奥委員より反対の意見が述べられ、引き続き採決いたしましたところ、多数をもつて衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。

◎結核予防法の一部を改正する法律

(昭三六・五・二六法九四)

一、提案理由(二月二十二日)

(予防接種法の一部を改正する法律(昭三六―法七)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院社会労働委員長報告(五月十一日)

○山本猛夫君 たいだいま議題となりました、結核予防法の一部を改正する法律案、並びに、引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、結核予防法の一部を改正する法律案について申し上げます。

結核対策の進展及び結核医療の進歩によつて結核死亡率は著しく減少して参りましたが、なお年々新たに発病する患者の数は相当数に達しております。しかも、最近、結核患者が比較的所得階層に集積して、これらが感染源となつて結核対策の進展を妨げている実情にかんがみまして、今回、このような感染源患者に対する施策を強化して、結核対策の一そのの推進をはかるうとするのが、本改正法律案の目的であります。

これと同様な事情にある者が多数存在する実情にかんがみまして、今回、本法の一部改正をはかり、これら引揚者並びに死亡者に対しても本法の適用対象といたそうとするものでございます。

本改正案の要旨の第一は、南洋群島その他政令で定める地域に所定の期間生活の本拠を有していた者で、今次の大戦に関連する事態に基づき、終戦前本邦に引き揚げることを余儀なくされた者に対しては、引揚者給付金を支給すること、第二は、所定の日において第一の地域にあつた者で、同様の事情により本邦に引き揚げることを余儀なくされるに至つた後、引き続き外地にあつて終戦前に死亡した者の遺族に対しては、遺族給付金を支給すること、第三は、引揚者給付金及び遺族給付金を受ける権利の消滅時効期間をさらに一カ年延長することにあります。

本法案は、四月二十八日当委員会に付託せられ、昨五月十日、提出者高野一夫君より提案理由の説明を聴取した後、本十一日の委員会において採決の結果、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

右、御報告申し上げます。

三、参議院社会労働委員長報告(五月十七日)

○古武恵市君 たいだいま議題となりました結核予防法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

結核につきましては、医療の進歩により近年死亡率は著しく減少

結核予防法の一部を改正する法律

そのおもなる内容について申し上げますれば、

まず、第一は、感染源患者に対し都道府県知事が命令入所等の措置を講じます場合に要する医療費について、原則としてその全額を公費で負担することとし、患者に負担能力がある場合に限り自己負担をさせますとともに、従来二分の一であつた国庫補助率を十分の八の国庫負担率に引き上げることあります。

第二は、この公費負担と社会保険各法との関係について、公費負担を保険給付に優先することに改めて、その間の調整を行なうこととすることあります。

第三は、患者登録制度の整備を行ない、登録患者に対する精密検査の実施等についての規定を設けること等あります。

本法案は、去る二月二十日付託となりましたが、昨五月十日の当委員会において質疑を終了し、次いで採決いたしましたところ、本案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

次に、引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和三十三年の第二十六回国会において成立いたしました本法は、過般の大戦の終結により外地から引き揚げて参りました者及び本邦に引き揚げることを余儀なくせられたるに至つた後死亡した者の遺族等に対して、所定の要件に該当する場合には、それぞれ引揚者給付金または遺族給付金を支給し、その再起更生に資することといたしましたのであります。しかるに、本法の適用区域外においても

いたしましたが、新患者の発生はなお毎年相当数に上り、しかも、患者は比較的所得の低い階層に集積して、他への感染源となつてい実情であります。本法律案は、このような状況にかんがみ、感染源患者に対する施策を強化し、もつてわが国の結核対策を一その推進せんとするものであります。

その要旨は、第一に、感染源患者に対し行政庁が療養所への入所を命じた場合に、必要な医療費は、原則として全額を公費負担とし、患者の負担能力のある場合に限り自己負担をさせるとともに、国庫補助率を従来二分の一から十分の八に引き上げる等の措置を講ずること、第二に、この公費負担は社会保険各法による保険給付に優先することとして、その間の調整を行なうこととあります。

本案につきましては、各委員より熱心な質疑が行なわれましたが、そのおもな点は、結核の予防撲滅の対策、特に予防治療、アフター・ケアの一貫した対策の確立、低所得層並びに山間僻地における潜在患者に対する措置等について、また入所命令を適用する場合の経済上医学上の基準等について、政府の見解をただしたほか、命令入所と生活保護の関係、公費負担の引き上げによる社会保険財政への影響等について質疑が行なわれたのであります。その詳細は会議録に譲ります。

かくて質疑を終わり、討論、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上報告を終わります。

◎企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律

(昭和三六・五・二七法九五)

一、提案理由(二月二十八日)

○政府委員(田中茂穂君)ただいま議題となりました企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

企業の資本構成の是正に寄与し、その経営の安定と経理の健全化をはかる見地から、一定規模以上の株式会社に対して、再評価積立金の資本組み入れを促進し、あわせて必要な減価償却を行なわせるため、従来から、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の規定によりまして、所要の措置を講じて参つたところでございます。近くこの規定の適用期限が切れることとなりますが、わが国の企業経営の現状にかんがみ、その健全化に資するため、この規定を若干強化して、適用期限を延長する等所要の改正を行なう必要があると考えられますので、ここに法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案につきまして、その概要を申し上げます。まず、第一に、再評価積立金の資本組み入れ促進の措置でありますが、現在、昭和三十七年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までは、再評価積立金の資本組み入れ割合が百分の三十に満た

ないときは年一割二分、百分の五十に満たないときは年一割五分をこえる配当を行なつてはならないものとされておりますが、この措置を若干強化して、昭和三十七年三月三十一日を含む事業年度から二年間については、資本組み入れ割合が百分の三十に満たないときは年一割、百分の五十に満たないときは年一割二分、百分の七十に満たないときは年一割五分をこえる配当を行なつてはならないこととし、さらに昭和三十九年三月三十一日を含む事業年度から一年間については、資本組み入れ割合が百分の四十に満たないときは年一割、百分の六十に満たないときは年一割二分、百分の八十に満たないときは年一割五分をこえる配当を行なつてはならないこととされております。なお、再評価積立金の資本金に対する割合が一定の基準割合(現在は百分の二十五)以下の会社に対しては、現行法におきまして上記の配当制限を適用しないこととされておりますが、昭和三十七年三月三十一日を含む事業年度以降三年間につきましては、この基準割合を段階的に引き下げることににより、上記配当制限の適用会社の範囲を若干広げることといたしました。

第二に、減価償却励行のための措置であります。減価償却の額が普通償却範囲額の百分の九十に満たないときは、昭和三十七年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までは年一割五分をこえる配当を行なつてはならないこととされておりますが、この措置を若干強化して、昭和三十七年三月三十一日を含む事業年度から二年間については年一割二分、昭和三十九年三月三十一日を含む事業年度から一年間については年一割をこえる配当を行なつてはならない

ことといたしました。

第三に、再評価積立金の資本組み入れ割合が百分の八十以上である場合または再評価積立金の額が資本の額の百分の十以下である場合には、その全額を資本準備金に組み入れ再評価積立金勘定を廃止することができることといたしました。

最後に、昭和四十年三月三十一日を含む事業年度以後における再評価積立金の資本組み入れの促進については、追つて法律で定めることといたしました。

以上が、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案の理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいませようお願い申し上げます。

二、参議院大蔵委員長報告(五月十二日)

○大竹平八郎君 ただいま議題となりました企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、企業の資本構成を是正し、経営の健全化をはかる見地から、従来、一定規模以上の株式会社に対して再評価積立金の資本組み入れを促進し、あわせて減価償却を行なわせる所要の措置を講じてきたのでありますが、近くこの規定の適用期限が切れることとなりますので、今回、この規定を若干強化するとともに、適用期限を延長しようとするものであります。

以下、本案の概要について申し上げますと、

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律

第一に、現行法では、再評価積立金の資本組み入れ割合が三割未満の場合には年一割二分、五割未満の場合には年一割五分をこえる配当ができないこととなつておりますが、昭和三十七年三月末日を含む事業年度以降二年間は、資本組み入れ割合が三割未満の場合には一割、五割未満の場合には年一割二分、七割未満の場合には年一割五分をこえる配当を行なつてはならないこととし、昭和三十九年三月末日を含む事業年度以降一年間は、資本組み入れ割合が四割未満の場合には年一割、六割未満の場合には年一割二分、八割未満の場合には年一割五分をこえる配当を行なつてはならないことといたしてあります。

第二に、減価償却の額が普通償却範囲額の九割に満たない場合には、現行法では年一割五分をこえる配当を行なつてはならないことといたしてあります。が、昭和三十七年三月末日を含む事業年度以降二年間は年一割二分、昭和三十九年三月末日を含む事業年度以降一年間は年一割をこえる配当を行なつてはならないことといたしてあります。

第三に、昭和三十七年七月一日以後開始する事業年度において、再評価積立金の資本組み入れ割合が八割以上の場合、または再評価積立金の額が資本の額の百分の十以下の場合には、取締役会の決議により、その全額を資本準備金に組み入れることができることといたしてあります。

委員会の審議におきましては、再評価積立金の資本組み入れ強化による効果、再評価積立金の資本組み入れと増資との関係、業種別

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律

二七八

の資本組み入れ割合の状況等について質疑がなされたのでありますが、詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

三、衆議院大蔵委員長報告(五月十七日)

(機械類賦払信用保険特別会計法(昭三六―法一五七)の委員長報告と一括して掲載)

◎日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法

(昭三六・五・二七法九六)

一、提案理由(二月二十四日)

(国内旅客船公団法の一部を改正する法律(昭三六―法七三)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院運輸委員長報告(四月二十七日)

○高橋清一郎君 たいま議題となりました日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の趣旨を簡単に御説明いたします。

わが国の海運企業は、もっぱら借入金によつて新船建造を行なわざるを得なかつたために、その資本構成は悪化し、これにわが国の金利水準が国際水準から見ても著しく割高である事情が加わつて、その企業内容は極度に悪化して参つたのであります。よつて、かかる割高な金利負担の軽減をはかるために、日本開発銀行の融資についても利子補給を行なうことができるようにしようとするものであります。

次に、本法案の内容のおもなる点を申し上げます。

日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法

第一点は、政府は、日本開発銀行と契約を結び、外航船舶建造のための同行の融資について、当該融資の契約上の利率年六分五厘と年五分との差を限度として利子補給金を支給することができることとし、その年限は契約をした会計年度以降七年度以内とすること、第二点は、利子補給金の予算の制限、支給限度額及び日本開発銀行の利子引き下げ義務などを規定するとともに、海運会社が一定以上の利益金を計上した場合の国庫返納、海運会社に対する監査、勸告、海運会社及び日本開発銀行の義務違反に対する措置などについて、市中融資に対する利子補給の場合と同様に規制することであり、また、

なお、政府が利子補給契約を結ぶことができるのは昭和三十九年三月三十一日までと定めようとするものであります。

本法案は、去る二月二十二日本委員会に付託され、同月二十四日政府より提案理由の説明を聴取し、三月二十八日、四月十四日、十八日質疑を行ないましたが、その内容は会議録により御承知願います。

かくて、四月二十一日、討論を省略し、採決の結果、本法案は起立総員をもつて原案通り可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院運輸委員長報告(五月十九日)

○天竺良吉君 たいま議題となりました日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法案について、運輸委員会におけ

二七九

る審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、この法案の要旨であります。政府の説明するところによりますと、わが国海運の国際競争力を強化するためには、造船融資について、割高な金利負担を国際水準並みに軽減することが必要なので、市中金融機関のみならず、開發銀行に対しても利子の補給を行なおうとするものであります。この場合、政府は、輸出船に対する輸出入銀行の低金利と開發銀行とのアンバランスの是正をも考慮に入れて提案したものと説明しております。

本法案の内容は、本年度以降三年間、すなわち昭和三十八年度計画造船までの開發融資に限って、最初の融資後五年間、開發金利と年五分との差の範囲内で利子補給を行なおうとするものであります。海運会社が一定率以上の利益を計上した場合には、市中金融機関に対する利子補給の場合と同様、利子補給金相当額を限度として国庫に返納させる等の措置を講じております。

運輸委員会におきましては、大蔵委員会との連合審査を行なつて、開發銀行当局の意見をも聴取し、審議の慎重を期したのであります。質疑におきましては、造船利子補給に関する従来の経緯、海運会社の経理状況、輸出船金融における低金利と開發金利との調整、専用船の建造、海運国際収支、船腹需要に見合った船腹の整備、所得増計画における船腹拡充の経済効果、利子補給のみならず、造船用鋼材価格の引き下げ、税制改正等による多角的な海運企業強化施策の実施等につきまして、慎重な審議が行なわれたのであります。詳細は会議録で御承知を願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、小酒井委員より、日本社会党、自由民主党、民主社会党及び参議院同志会共同提案にかかるとる附帯決議を付して、本法案に賛成の旨の意見が述べられました。その付帯決議案の要旨は、造船利子補給制度の強化に伴い、政府は海運企業に対する監督を強化するとともに、あわせて経営の自主的合理化を徹底するよう指導すること。利子補給のみに依存せず、造船用鋼材の低廉化等多角的な施策を推進すること。船腹の整備充実にあつては海運企業の経営基盤強化に悪影響を及ぼさないよう考慮を払うことを内容とするものであります。さて、採決に入りましたところ、本法案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。また、附帯決議案につきましても、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎離島振興法の一部を改正する法律

(昭三六・五・二九法九七(衆))

一、提案理由(五月十日)

○二階堂議員 離島振興法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

離島振興法は、離島の特殊事情による後進性を除去するための基礎条件を改善し、かつ産業振興法に関する対策を樹立し、もつて離島民の経済力を培養し、その生活の安定と福祉の向上をはかり、あわせて国民経済の発展にも資するため、昭和二十八年七月二十二日法律第七十二号として制定されたのであります。自来数次に及ぶ一部改正をいたしましたのであります。このたびもまた左の点で一部改正をいたしたいとすることがございます。

一、従来は一定離島の全域を離島振興法で指定していたのであります。必ずしも全域を指定せずともその一部を指定するをもつて足りるものは一部を指定することができるように改正しようとするものであります。

二、第九條第五項は、離島の市町村が簡易水道を布設するときには十分の三・五以内の補助を市町村に与えるというのであります。離島の水源が乏しいものが多くなりましたので補助額を十分の四と改めるものであります。

離島振興法の一部を改正する法律

三、離島審議委員の数を三十名以内とあるのを三十一名以内とし、北海道開発事務次官をこれに当てようとするものであります。

四、別表(道路)の新設及び改築に対する補助を従来三分の二であったものを四分の三に改定しようとするものであります。

以上が離島振興法の一部改正案の提案理由であります。何とぞ御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第でございます。

二、衆議院商工委員長報告(五月十一日)

○中川俊思君 たいま議題となりました離島振興法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

離島振興法は、離島の後進性を除去し、その経済力の培養、島民の生活の安定と福祉の向上をはかるため、昭和二十八年制定され、本法に基づいて樹立された振興計画に従つて年々振興事業が進められていのであります。本法施行の状況にかんがみまして、離島の振興を一そう円滑に進めるため、本法に所要の改正を行なう必要があるというのが、提案の趣旨であります。

改正の要点は、第一、離島振興対策実施地域として、離島の地域の一部についても指定することができることとする。第二、簡易水道の布設費用に対する国庫の補助割合十分の三・五以内を十分の四以内に引き上げる。第三、離島振興対策審議会の委員の数を一人増員し、北海道開発事務次官をこれに充てる。第四、道路の新設及び

改築に要する費用に対する国庫の補助割合三分の二を四分の三に改めることとあります。

本案は、四月二十七日当委員会に付託され、五月十日提出者二階堂進君より提案理由の説明を聴取し、本日採決に付しましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決した次第であります。

以上、報告を終わります。

三、参議院地方行政委員長報告(五月十九日)

○増原恵吉君 たいま議題となりました離島振興法の一部を改正する法律案について地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、衆議院の提出にかかるものであります。

法案の内容は、(一)離島振興法の実施状況にかんがみ、同法の実施地域として、一定離島の全域でなくとも、その一部だけでも指定できる道を開き、(二)離島市町村の簡易水道布設及び別表に定める道路の新設及び改築に対する国庫補助の割合を、それぞれ十分の三・五以内から十分の四以内に、三分の二から四分の三に引き上げ、(三)離島振興対策審議委員の数を一名増員して、北海道開発事務次官をこれに充てる等がその要点であります。

地方行政委員会におきましては、五月十六日、衆議院議員綱島正興君から提案理由の説明を聞き、同十八日質疑終了、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法案は全会一致をも

つて原案通り可決すべきものと決定いたしました。
以上御報告いたします。

◎新市町村建設促進法の一部を改正する

法律 (昭三六・五・三〇法九八)

一、提案理由(二月二十八日)

○国務大臣(安井謙君) 新市町村建設促進法の一部を改正する法律案の提案理由の説明をいたします。

提案の理由及びその内容の概略を申し上げますが、昭和二十八年十月、町村合併促進法が施行され、全国的に町村合併が進められましてから今日まで満七年余を経過いたしましたのでありますが、幸いにして一般の理解と協力により、きわめて顕著な成果を上げることができたのであります。昭和二十八年九月末日、当時、約九千九百を数えた全国の市町村が、本年二月一日現在では、約三千五百市町村と、おおむね三分の一に減少し、町村合併によつて約二千四百の新市町村の誕生を見るに至つたのであります。町村合併によつて減少した町村の数は六千六百余に上つていたのであります。これは、国が当初立てました合併計画に基づく減少予定町村数に対して一〇六%に当たり、また都道府県が立てた合併計画に対しても九六%の進捗率を示しているものであります。町村合併は、今やおおむね所期の目的を達成した段階にあると存するのであります。

一方、町村合併を通じて誕生した新市町村の建設につきましては、新市町村建設促進法の施行以来、すみやかにその一体性を確立

新市町村建設促進法の一部を改正する法律

するとともに、その地域の自然的、経済的、文化的その他の条件に即して、総合的計画に建設を進めるように国、都道府県その他の団体等において、それぞれその行なう各般の施策を通じ協力して参つたのであります。新市町村における真摯な建設の努力と相まらまして逐次建設の実績が上げられつつあるのであります。しかしながら、町村合併後なお日浅い新市町村として拡大された地域についてその建設を進め、真に新市町村の一体性を確立し、住民福祉の増進と地域の発展をはかつていくためには、なおいろいろ困難が存し、新市町村建設計画に掲げられた建設事業の実現も毎年、計画のおおむね八〇%前後にとどまるのであります。新市町村建設計画の完全な実施をはかり、建設の目標を達成して新市町村の健全な発展を実現していくためには、国、都道府県その他の今後一そうの協力援助を必要とするのであります。町村合併がほほその目標を達成した現在、過去七年有余にわたる町村合併の推進に終止符を打ち、もつぱら新市町村の建設にさらに積極的な力をいたすべきものと考えられるのであります。これがため、この際本年六月末をもつて失効することとなつております新市町村建設促進法の有効期間を延長することとする等のため、同法の一部を改正したいと存するのであります。

以下改正法案の内容についてその概要を申し上げます。

第一は、新市町村建設促進法の有効期間を五カ年延長し、引き続き新市町村に対し新市町村建設計画の実施の促進をはかることとしようとするものであります。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律

二八四

第二は、町村合併の現状にかんがみ、町村合併に伴う争論の処理及び未合併町村合併の推進に關しましては、本年六月末をもつてこれらに關する措置を打ち切ることとし、關係規定の有効期間を延長しないこととしようとするものであります。

第三は、町村合併に關する計画に基づく都道府県知事の勧告または自治大臣の勧告を受けた市町村で、今までに町村合併をしていないものが、今年六月三十日以降に勧告に基づく町村合併を行なつた場合においては、これを新市町村とみなして新市町村建設促進法の適用を受けることができることとしようとするものであります。

第四は、新市町村が災害等に際して、国の財政上の援助に關し、町村合併が行なわれなかつたものとして措置しなければならぬものとする特例措置は、他の特例措置の取り扱いに準じて新市町村建設促進法の有効期間中に限ることとしようとするものであります。

以上が新市町村建設促進法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、参議院地方行政委員長報告(三月二十四日)

(奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律(昭三六一法一二)の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院地方行政委員長報告(五月十八日)

(市町村職員共済組合法の一部を改正する法律(昭三六一法一〇五)の委員長報告と一括して掲載)

◎地方財政法の一部を改正する法律

(昭三六・五・三〇法九九)

一、提案理由(三月二十四日)

○渡海政府委員 たいだいま議題となりました地方財政法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

地方公共団体が証券発行により地方債を起す場合におきまして、信用力を補充しその消化を容易にするため、二以上の地方公共団体が共同して発行することが適当な場合が生じて参つているのであります。そこでこの際これを制度化し、この場合の法律効果を明確にしようとしたわけであります。まず第一に証券発行の方法により地方債を起す場合においては、二以上の地方公共団体が議会の議決を経て共同して証券を発行することができる旨を明らかにいたしました。次に証券発行の方法によります場合には、募集、売り出しましたは交付等の手段により不特定多数の者を相手方とするものであり、かつ、当該証券は転々流通することが予想れるものでありますので、共同発行の効果としてその償還及び利息の支払いにつきまして、連帯債務を義務づけることとしたのであります。これにより債権者保護をはかるとともに、結果的には証券の信用力を強め、その消化を促進することができるものと考えらるものであります。以上が、この法律案の提案理由とその要旨であります。

地方財政法の一部を改正する法律

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院地方行政委員長報告(四月二十日)

(後進地域の開発に關する公共事業に係る国の負担割合の特例に關する法律(昭三六一法一一二)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院地方行政委員長報告(五月二十六日)

(後進地域の開発に關する公共事業に係る国の負担割合の特例に關する法律(昭三六一法一一二)の委員長報告と一括して掲載)

二八五

◎農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律

助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律 (昭三六・五・三〇法一〇〇)

一、提案理由(三月十四日)

○政府委員(井原岸高君) たいま議題となりました農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

農林業経営の基盤である農地、農業用施設及び林道については、災害によりしばしば大きな被害を受けており、従つてその復旧事業の推進については、国及び地方公共団体において常に努力いたしておるところであります。今回これらの農地、農業用施設、林道に関する災害復旧事業をさらに円滑に実施するため、連年災害をこうむつた農林業者の災害復旧事業に対する国庫補助率を高める措置に関する規定を設置することいたしました。

現行法におきましては、毎年その年発生した災害激甚な場合には、地域を指定し、高率の補助率が適用されることとなつております。しかしながら、関係者にとりましては、たとえ当年発生した災害が激甚でない場合であっても、年々連続して災害を受けた場合には、そのこうむる損失または打撃の程度は、当該一年間に激甚な被害を受けた場合と格別異なるものではございません。またすでに公

ついで、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

この法律案は、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業の実施を一そう円滑にするため、連年災害をこうむつた農林業者の災害復旧事業に対する国庫補助率を高めようとするものであります。これが内容の骨子は、その年の十二月三十一日までの三カ年間に起こつた災害で大きな被害を受けた政令で定める地域内において、その年に起こつた災害によつて被害を受けた農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業について国が行なう補助の率は、過去三カ年に起こつた災害がその年に一度に起こつたものとみなして、現行の単年災に準じて補助率を算定し、その補助率をその年のこれらの災害復旧事業に適用することとし、なお、この措置は昭和三十五年の災害から適用することとなっております。

委員会におきましては、政府当局から提案の理由その他について説明を聞き質疑に入り、昭和三十五年発生の小災害対策、本改正法案の選択及び週及規定並びに補助対象、現行法の運用、その他被害等、農林業災害及びその対策について、政府当局の見解がただされたのであります。これが詳細は会議録に譲ることといたします。

かくして質疑を終わり、討論に入り別に発言もなく、採択の結果、本法律案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定し、続いて、漁場及び牧野に関する災害復旧並びに昭和三十五年発生の小災害について、政府の善処を求める趣旨の附帯決議を委員会の決議とすることに決定し、この決議に対し農林政務次官から、趣

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律

共土木施設の災害復旧については、関係法令におきして連年災害の場合における高率国庫負担の特例規定が設けられている次第でありますので、これとの均衡をも考慮し、今回必要な規定を追加することにいたしました。

以下本法案の内容について簡単に御説明いたします。

第一に、政令で定める区域内におけるその年の十二月三十一日までの農地、農業用施設及び林道にかかる災害復旧事業については、過去三年間の災害が単年度に発生したものと見なして、現行の単年災における場合に準じて補助率を算定し、当該補助率をその年のこれらの施設の災害復旧事業に適用することといたしております。

第二に、その年の災害が特に激甚であり、現行法の規定により算定した補助率の方が高くなる場合には、現行法により算定した補助率を適用することといたしております。

なお、この法律は昭和三十五年一月一日以後に発生した災害から適用することといたしております。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申す次第でございます。

二、参議院農林水産委員長報告(四月十二日)

○藤野繁雄君 たいま議題となりました農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案に

旨を体し善処したい旨発言がありました。右御報告いたします。

三、衆議院農林水産委員長報告(五月二十五日)

○秋山利恭君 たいま議題となりました、内閣提出、参議院送付、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審議の経過並びに結果につき簡単に御報告いたします。

現行法によれば、毎年、その年に発生した農業施設等の災害が激甚であります場合には、農林大臣は、地域を指定した高率補助を行なうこととなつておるのであります。補助金の算定については、いわゆる単年度主義を原則としておるのであります。しかしながら、たとえ当年度災害が激甚でない場合であっても、農業者等が数年連続して災害を受けた場合には、そのこうむる打撃は決して少なくないのであります。

そこで、今回、連年の災害を受けた者に対しては、過去三年の災害が当年度に発生したものとみなし、現行法の単年度についての補助の規定を適用して得た金額のこれらの災害復旧事業費に対する比率をもつて補助率を算定し、その補助率を当年度の災害復旧事業費に乘じて補助金を算出することとし、もつて当年度災害の補助率を引き上げ、農林業者の災害復旧事業費の負担を軽減しようとして、本案が提案されたのであります。

本案は、三月十三日提出され、五月二十三日補足説明を聴取し、

質疑及び討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。
以上、報告を終わります。

◎漁業権存続期間特例法

(昭三六・五・三二法一〇二)

一、提案理由(三月十四日)

○八田政府委員 たいま議題となりました漁業権存続期間特例法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

沿岸漁業は、いわば低所得、不安定を特質とする産業として停滞的でありますので、その振興をはかるため政府においては各種の施策を講じておりますが、これらの施策と相待つて、そのよつて立つ漁場の利用及び漁業者の協同組織のあり方自体について根本的に検討を加える必要があるのではないかと考えられます。そこで、昭和三十三年六月農林省に漁業制度調査会を設け、漁業に関する基本的制度の改善をはかるための方策を調査審議していただくことにいたしました次第であります。

漁業制度調査会は、発足以来、漁業権制度、水産業協同組合制度、生産共同化の組織、漁業許可制度、漁業調整制度及び水産資源保護制度等広範かつ困難な問題について詳細に調査審議を続け、昭和三十四年十月にはそれまでの審議結果の概要を取りまとめ、農林大臣に対し一応中間報告を行なつておりますが、さらに、本月末全般にわたる最終的な答申が行なわれる見通しとなつております。

漁業権存続期間特例法

政府においては、漁業制度調査会の答申に基づいて、できる限りすみやかに、漁業権制度、漁業許可制度、漁業者の協同組織に関する制度等漁業に関する基本的制度の改正案を取りまとめ、漁業法、水産業協同組合法等所要の法律の改正案を次の通常国会に提案したいと考えております。

ところが、現行漁業法に基づいて免許されております漁業権はおおむね本年八月及び十二月に切りかえが行なわれることとなつておりますので、漁業法の改正の必要を考慮してその切りかえ免許は改正後の漁業法によつて行なうことが妥当と考えられるのであります。なお、漁業権の一斉切りかえには、漁場の測量及び調査、漁場計画の海区漁業調整委員会への諮問、漁場計画に關しての關係漁業者の公聴会の開催、漁場計画の公示等、その準備に約一年の期間を必要といたしますので、現在の漁業権の存続期間を原則として昭和三十八年度まで延長いたしますとともに、今後に免許される漁業権の存続期間を昭和三十八年度中に満了させる措置を講ずることができるといたしますため、この法律案を提出した次第であります。

次にこの法律案の内容について概略御説明申し上げます。

第一点といたしまして、本年八月一日現在存在する漁業権で、昭和三十八年八月三十日までにその存続期間が満了するものにつきましては、漁業法に定められております存続期間の特例措置として、後に御説明いたします特定の漁業権を除き、昭和三十八年八月三十一日、同年十二月三十一日または昭和三十九年三月三十一日のいづ

れかの期日のうち都道府県知事が漁業権ごとに指定する期日まで、
ほぼ二カ年間その存続期間を延長することにいたしております。

この存続期間の特例措置の適用を受けない漁業権には二つの種類
がありまして、その一つは、漁業調整上あるいは公益上の必要によ
り、漁業権の取り消しの事由があるか、または取り消しの事由が昭
和三十八年八月三十一日までに発生することが確実であると都道府
県知事が認めて指定するものであります。他の一つは、漁場の敷地
が他人の所有に属するか、またはその漁場の水面が他人の占有にか
かる漁業権で、その所有者または占有者から存続期間の延長につき
同意が得られないものであります。これらの漁業権につきまして
は、公益上の必要性あるいは他の私権との調和をはかる観点から、
存続期間延長の特例措置を講ずることは妥当でないと考えられます
ので、除外した次第であります。

第二点といたしまして、この法律の施行の日から昭和三十八年八
月三十一日までの間に新たに免許されます漁業権につきましては、
さきに申し述べました存続期間の特例措置と同様の趣旨によりまし
て、その存続期間を、免許の日から昭和三十九年三月三十一日をこ
えない範囲内において都道府県知事が漁業権ごとに定める期間まで
とすることにいたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容の概略であります。
何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを願ひする次
第であります。

二、衆議院農林水産委員長報告(五月十九日)

(急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律(昭三六―
法一四六)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院農林水産委員長報告(五月二十九日)

○藤野繁雄君 ただいま議題となりました漁業権存続期間特例法案
について、農林水産委員会における審査の経過と結果を報告いたし
ます。

この法律案の提案の理由と、これが内容の骨子は、さきに農林省
に設けられた漁業制度調査会において、漁業に関する基本的制度の
改善について調査審議を行ない、政府は、その答申に基づいて、で
きるだけ早い機会に、漁業権制度を初めその他の制度の改正を企図
し、かような事情のため、おおむね本年八月及び十二月に切りかえ
られることになつております現在の漁業権の存続期間を、特定の場
合を除いて、原則として、昭和三十八年度までのおおよそ二カ年延長
するとともに、この法律施行後、昭和三十八年八月三十一日までに
新たに免許される漁業権の存続期間は、昭和三十九年三月三十一日
までの範囲内とする特例を設けようとするものであります。な
お、政府の原案では、施行日が「昭和三十六年五月一日から」とな
つておりましたが、衆議院において、これを「公布の日から」と修
正されたのであります。

委員会におきましては、まず、政府当局から提案の理由その他に

ついて説明を聞き、質疑に入り、今回の延期措置をとるに至つた経
緯及びその影響、延期手続、漁業調整及び漁業権の現況とその処理
方針、沿岸漁業振興のため漁業の構造改善と漁業権、漁業権と水質
汚濁及びその対策等の問題に関し、諸般の事項について政府当局の
説明を求め、見解がただされたのであります。これが詳細は会議
録に譲ることにいたします。

かくして質疑を終わり、討論に入り、別に発言もなく、採決の結
果、この法律案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定
いたしました。

右報告いたします。

◎厚生省設置法の一部を改正する法律

(昭三六・六・一法一〇二)

一、提案理由(三月九日)

○安藤(覚)政府委員 たいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、公衆衛生局環境衛生部を廃止して環境衛生局を設置するとともに、新たに付属機関として国立がんセンター及び社会保険研修所を設けること等をその主たる内容とするものであります。

まず改正の第一点は、公衆衛生局環境衛生部を廃止し、環境衛生局を設置することにあります。御承知の通り国民の生活水準の向上に伴いまして、生活環境の改善に関する要望は近年とみに高まりつつあるのでありますが、健康で文化的な国民生活を確保するため、広範な領域にわたる環境衛生行政を積極的に推進いたしますことは、現下の急務であります。このため現行の公衆衛生局環境衛生部が分掌しております環境衛生関係行政の効率的な遂行を確保いたしますとともに、その責任体制の明確化をはかりましたため、独立の局として環境衛生局を設置しようとするものであります。

改正の第二点は、付属機関として国立がんセンターを設置すること

とあります。ガンにつきましては、近年これが増加の一途をたどっているにもかかわらず、完備した専門の医療及び研究の機関に乏しく、ガンに関する医療及び研究は今なお不十分な状況にありますので、国の責任において、ガンに関する総合的な機関を設置し、その診断及び治療並びに調査研究を強力に推進しようとするものであります。

改正の第三点は、付属機関として社会保険研修所を設置することであり、国民年金を含む社会保険に関する事務は、専門的、技術的分野にわたるものが多いのでありますが、制度の整備充実によりその事務が増大して参つたところであり、職員の研修を計画的に行なおうとするものであります。

改正の第四点は、医療制度調査会の設置期間を一年間延長することであり、医療制度調査会は、国民皆保険の進展と医療事情の推移にかんがみまして現行の医療制度等について根本的検討を行ないますため、昭和三十四年度から二年間設けられることになつたものであります。諸般の事情により発足がおくれた経緯等もあり、いまだ審議が十分に尽くされたとはいへない状況でありますので、その設置期間を一年間延長しようとするものであります。

なお、これらの改正のほか、引揚援護局の名称を援護局に、病院管理研修所の名称を病院管理研究所に改める等の改正を行なうことといたしております。

以上が法律案の提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(三月三十一日)

(沖繩における模範農場に必要な物品及び本邦と沖繩との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律(昭三六―法四五)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(五月十二日)

(外務省設置法の一部を改正する法律(昭三六―法八五)の委員長報告と一括して掲載)

◎酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律

(昭三六・六・一法一〇三)(参)

一、提案理由(四月十八日)

○委員外議員(紅露みつ君) たいま議題となりました酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

めいてい者に対して寛容に過ぎるわが国の社会的習慣を風刺する意味で、いわゆる酔っぱらい天国ということがいわれるようになってきたのは、戦後のこととはいえ、すでに新しいことではないのであります。しかるに、年末、年始や花見ときは言うに及ばず、盛り場、街頭、汽車、電車などの公共の場所や乗りものにおいて、目にあまるめいてい者を日本ほど多く見かける国はないということ絶えず内外の識者によつて指摘され、めいていによる犯罪の件数も年々増加の傾向にあることは、従来の統計の示すところによつて明らかであります。他方、また、酒乱に基づく家庭悲劇も一向に跡を断たないのが実情であります。

もちろん、酒が人間生活に慰めと潤いと楽しみをもたらすものであるという一面を否定するものではないのであります。さればと

ことは言うまでもないところであります。ただ、従来から、めいてい者の行為については、それが、多少、人に迷惑をかけるようなものであつても、酒の上のできごとという理由で社会一般もこれを大目に見、めいてい者の責任はあまり追及しない習慣があるように存するのであります。そのため、一般の善良な市民及び家族が、めいてい者によつて受けているかくれた迷惑、被害はかり知れず、彼らが、いわゆる酔っぱらい天国に心の底からやりきれなさを痛感しているであらうことは、想像に余りあるものがあります。

もちろん、めいてい者に関しましては、警察官職務執行法、道路交通法などの現行法におきましても、部分的に関連規定が設けられております。しかしながら、現下のわが国におけるめいてい者の実態にかんがみ、今後わが国がいわゆる酔っぱらい天国なる汚名を返上して真の文明国として国際社会に伍していこうとするためには、現行法の規定ではすでに種々の点で不十分であると思われまふし、とりわけ、わが国において開催予定の次回オリンピック大会を目前に控えているといった事情などを考慮しますと、その点を特に痛感するものであります。

他方、また、めいてい者に対するわが国の世論も近來ようやく活発となり、婦人団体を初め多くの団体もこぞつて悪質のめいてい者を規制する立法を要望し、特定の地域においては、すでに市民ぐるみのいわゆる酔っぱらい追放運動を実施しており、報道機関などにおいても、この問題を種々の観点から大きく取り上げるに至つております。

かような現下の情勢に対処して、私どもとしましては、この際、飲酒を強要するなどの悪習を排除し、飲酒についての節度を保つべきことを日本国民の努めとして宣明し、その啓発的措置をあわせ講ずるとともに、過度の飲酒が個人的及び社会的に及ぼす害悪を防止するために、できる限りの総合的、かつ、効果的な施策を早急に樹立する必要があると判断しましたので、おむね次に述べるような方針を骨子としてこの法律を立案いたしましたものであります。

方針の第一は、公共の場所または乗りものにおけるめいてい者のうち、本人のため、応急の救護を要するものについて、警察官による保護の万全を期することとしようとするものであります。

方針の第二は、めいてい者が、公共の場所または乗りものにおいて、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野または乱暴な言動をしたときは処罰できることとし、また、めいてい者が警察官の制止をきかないであえてそのような言動をした場合は、さらに処罰を強化しようとするものであります。

方針の第三は、アルコールの慢性中毒者またはその疑いのある者に対しても、その者が積極的に医師の診療を受けるよう公的な面からの必要な助言的方策を講じ得ることとすることとあります。もちろん、めいてい者に対する施策の完全を期する上からは、アルコールの慢性中毒者に対しては、国立の治療センターを設けるなど国家がその責任において診療を行ない、できるだけ早期に社会に復帰させるようにすべきでありまして、そのことは、福祉国家として当然なすべき措置と考へるものであります。しかしながら、今直ちに、

酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律

それらの点を全面的に取り入れた施策を実現することは困難でありますので、今回はやむを得ず可能な範囲のものについて措置するとどめましたが、今回措置できなかった施策については、今後早急に必要なる予算措置を講ずることなどによつて、積極的に推進されるよう強く要望いたします。

以下その内容の概略について御説明申し上げます。

第一は、法律の目的を明確にしたこととあります。すなわち、この法律が、めいてい者の行為を規制し、または救護を要するめいてい者を保護するなどの措置を講ずることによつて、過度の飲酒が個人的及び社会的に及ぼす害悪を防止することを目的とするものであることを第一条において明らかにいたしました。

第二は、わが国における今までの誤つた飲酒についての社会的悪習を是正しようとするものであります。すなわち、すべての日本国民が、飲酒を強要するなどの悪習を排除し、飲酒についての節度を保つように努めるべきことを第二条において宣明いたしましたのであります。

第三は、めいてい者の保護に万全を期することとしたこととあります。

その一は、警察官は、めいてい者が、公共の場所または乗りものにおいて、粗野または乱暴な言動をしている場合において、当該めいてい者の言動、酔いの程度などに照らして、本人のため、応急の救護を要すると信ずるに足りる相当の理由があると認められるときは、職務としてこれを保護しなければならないこととし、第三条第

一項においてその旨を規定いたしました。従つて、この規定は、従来、警察官職務執行法の規定に基づいては保護できなかったためにい者を保護しようとするものであります。

その二は、第三条第二項から第四項までにおいて、第三条第一項の規定により警察官がめいいてい者を保護した場合に行なうべき必要な事後手続などについて規定いたしました。これらの手続につきましては、警察官から、保護の理由などを事後毎週簡易裁判所に通知させることとするなど、おおむね警察官職務執行法第三条に規定するところと同様の事項を規定いたしております。特に留意しました点としては、本条の保護の対象となる者が、警察官職務執行法第三条第一項に規定する広範囲の要保護者と異なり、めいいてい者についての場合でありますために、保護の乱用を防止し、人身の不当な拘束を避けるなどの理由から、警察官職務執行法第三条第三項ただし書きに規定するような二十四時間をこえての保護はできないこととしただけではなく、さらに保護の万全を期する上から、保護の時間は、酔いをさますために必要な限度のものでなければならぬことといたしました。

第四は、悪質なめいいてい者については処罰を強化することとしたこととあります。

その一は、公共の場所または乗りものにおいて、公衆に対して迷惑をかけるような著しく粗野または乱暴な言動をしためいいてい者については、これを拘留または料科に処することとし、その旨を第四条第一項に規定いたしました。なお、第四条第二項及び第三項につ

る旨を一般に周知させ、かつ、悪質なめいいてい者がその者の住居内で同居の親族等に危害を加えないようその者を心理的に強制するといった効果も考えられるのであります。

第六は、アルコールの慢性中毒者またはその疑いのある者に対し、その者が、積極的に医師の専門的な診療を受けるように勧奨するなどの方策を講じたこととあります。

その一は、警察官がこの法律の第三条第一項または警察官職務執行法第三条第一項の規定によつてめいいてい者を保護した場合に、その者がアルコール慢性中毒者またはその疑いのある者であると認めるときは、すみやかに、もよりの保健所長に通報すべきこととし、その旨を第七条に規定いたしました。これは、現状におきましては、アルコールの慢性中毒者及びその疑いのある者でありまして、警察官としては保護をしてもその後はそのまま放置せざるを得ない建前になつておるのでありますが、今後におきましては、保健所長に通報することによつて、そのことを、その者を診療への方向に向かわしめる一つの契機になるであろうことを意図して設けた規定であります。

その二は、第七条の規定により警察官からアルコール慢性中毒者またはその疑いのある者についての通報を受けた保健所長は、必要があるときはその者に対して医師の診察を受けるように勧奨し、さらにその者の治療または保健指導に相当と思われる他の医療施設を紹介することができることとし、その旨を第八条に規定いたしました。アルコールの慢性中毒者及びその疑いのある者に対

酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律

きましては、軽犯罪法第二条及び第三条と同様の趣旨の規定であります。

その二は、警察官が第四条第一項の罪を犯そうとしていると認められる者を発見したときは、その者の言動を制止することができることとし、その制止を受けた者が、その制止に従わないで第四条第一項の罪を犯したときは、一万円以下の罰金に処することといたしました。その旨をそれぞれ第五条第一項及び第二項に規定いたしております。これは、めいいてい者のうちで特に反社会性の強い者に対しては、さらにきびしく処罰して社会の平穏と秩序を維持しようとする趣旨のものであります。

第五は、めいいてい者が、その者の住居内で同居の親族等の生命、身体または財産に危害を加えようとしている場合に、警察官が、警察官職務執行法第六条第一項の規定に基づく立ち入りの必要があると認めるときは、当該住居内に立ち入ることができる旨を第六条に念のため規定したものであります。本案は、言うまでもなく、あくまで警察官が警察官職務執行法第六条第一項に規定する要件に該当する場合に立ち入ることができる旨を規定したにとどまり、めいいてい者の居住する住居内への立ち入りについて、警察官職務執行法第六条第一項に規定する要件を緩和する趣旨のものではないのであります。ただ、めいいてい者の居住する住居内への警察官の立ち入りについて、特に本条を設けた意義としては、悪質なめいいてい者による家庭悲劇が一向に跡を断たない現状にかんがみ、警察官が、警察官職務執行法第六条第一項の規定により住居内に立ち入ることができ

するこのような仕事は、一般的に、国民にとつての第一次的な保健に関する窓口である保健所において取り扱うのが適当であり、保健所としても必要があると認めるときは、通報のあつた者に対する公的な助言者または相談相手となり、その者が自発的に診療への方向に向かうよう努めることになるわけであります。

その三は、第八条前段の規定によつて保健所長から医師の診療を受けるように勧奨された者がその勧奨に従つて受ける診察及びその診察の結果必要と診断された治療について、その診療を受ける者が生活保護法の適用される要件を満たしている場合にあつては、同法第十五条に規定する医療扶助を受けることができる旨を一般に理解、周知させるために第九条に念のため規定したものであります。

第七は、この法律を適用するにあつての注意義務を明示したことであります。この法律の大半が人権と密接な関係のあるものであることにかんがみ、その適用にあつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意すべき旨を第十条において規定いたしました。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望する次第でございます。

二、参議院地方行政委員長報告(四月二十八日)

○増原恵吉君 たいま議題となりました二法案について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律

案について申し上げます。

本法案は参議院議員紅露みつ君外二十四名の發議にかかるものがあります。その内容は、おおむね一、酩酊者の行為を規制し、または救護を要する酩酊者を保護する等の措置を講ずることによつて、過度の飲酒による害悪を防止し、もつて公共の福祉に寄与することを本法の目的として掲げ、二、すべて国民は飲酒についての節度を保つよう努めるべきであり、また、本法の適用にあつては、国民の権利を不当に浸害しないように留意しなければならぬ旨の訓示の規定を設け、三、酩酊者の保護に万全を期するため、警察官は、酩酊者が公共の場所において粗野または乱暴な言動をしている場合に、本人のため明らかに応急の救護を要すると認められるときは、職務としてこれを保護しなければならぬこととし、保護した場合には必要な事後手続等を定め、四、悪質な酩酊者に対する罰則を定め、五、酩酊者が、アルコール慢性中毒者またはその疑いのある者と認められる場合における警察官の保護の保健所長に対する通報、あるいは通報を受けた保健所長の当該中毒者等に対する診察の勸奨等について規定するなどを、その要点とするものであります。

地方行政委員会におきましては、四月十八日紅露議員から提案理由の説明を聞いた後、四月二十七日、質疑に入り、提案者及び関係当局との間に、警察官職務執行法、軽犯罪法等の現行規定と本法案の規定との関連性、酩酊者が粗野または乱暴な言動をしておる場合における保護または処罰の条件の異同、また、保護または処罰の対象となる酩酊者の言動と、心神薄弱者、心神喪失者の場合との法の

一、未成年者の飲酒は、心身の健全なる發達を阻害し、非行の原因となる等その弊害は誠に憂うべきものがあるので、これが取締りについては厳正を期すること。

右決議する。

以上であります。

赤松委員は、修正案、修正部分を除く原案、さらに小柳委員提出の附帯決議案全部に対して賛成の旨を述べられました。

かくて採決の結果、本法案は、修正案及び修正部分を除く原案いづれも全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。よつて本法案は修正議決すべきものと決定した次第であります。

さらに、小柳委員提出の附帯決議案は、全会一致をもつてこれを委員会の決議とすることに決定いたしました。また、この決議に対し、安井国務大臣は、政府としては、決議の趣旨に沿つて、本法の運用に当たり、法の実効をあげることがを期する旨を述べられました。

次に、地方税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、現下の諸情勢にかんがみ、地方税法の一部を改正して、地方税制の自主性の強化、零細負担の排除、新道路整備計画の実施のため財源の充実、税負担の均衡化の促進等をはからうというのであります。この改正の結果、地方税収入は、平年度において百八十二億円の減、初年度は五十九億円の減となる見込みであります。

次に、改正内容について要点を拾つて申し上げますと、

酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律

適用関係、保護または処罰する場合における要件が警察官の主観的判断にゆだねられ過ぎてはいないか等、幾多の問題点について質疑応答を重ね、慎重審査を行ないましたが、その詳細については会議録によつてごらんを願いたいと存じます。

質疑を終了して、討論に入りましたところ、占部委員より、本法の運用にあつて、人權の尊重に遺憾なきを期し、酩酊者に対する警察官の保護の規定、あるいは悪質な酩酊者に対する罰則等について一そう慎重を期するため、お手元に配布の別紙内容の修正案を提出され、修正部分を除く原案に賛成の旨を述べられました。

小柳委員は、修正案及び修正部分を除く原案に賛成の旨を述べられ、附帯決議案を提出されました。小柳委員提出の附帯決議案は次の通りであります。

附帯決議案

政府は本法の施行に当たり、左の諸点に留意してその実効に遺憾なきを期すべきである。

一、酩酊者に対する救護のための応急措置としては、通常必要と認められる限度で客観的な諸要件をも考慮して、慎重なる配慮のもとに行わなければならないように特に留意すること。

一、酩酊者の保護施設及びアルコール慢性中毒者の治療、収容施設に対する諸措置は不十分と認められるので、政府はできる限り速やかにこれが予算措置を講じ、本法の実効を期すること。

第一に、住民税について、(一) 現行の市町村住民税所得割の課税方式を整理して、第二課税方式の本文と、ただし書きの二方式とし、これに税額の算定方法については、総所得金額、退職所得の金額または山林所得の金額ごとに、それぞれ分離して計算するものとし、所得割については原則として申告制をとり、給与所得者については給与所得控除を引き上げ、障害者、未成年者等に対する非課税の限度額を十三万円から十五万円に引き上げる等の改正を加え、(二) 道府県住民税所得割についても、市町村住民税所得割の課税方式の改正に対応して、その本文方式と同様の課税方式によることとし、(三) 法人の住民税について、法人税における減税に対応して法人税割の減税を行なうとともに、その非課税の範囲を、原則として国税法人税のそれにとどめるように整理することとし、

第二に、事業税について、(一) 個人事業税に関し、新たに白色申告者についても五万円を限度として専従者控除を行ない、基礎控除に名称を事業主控除に改め、雑損控除の制度を新設し、(二) 法人事業税について、各種協同組合に対する課税の特例範囲を整理して、法人税と同様の取り扱いに改めるとともに、法人税における配当課税の改正については、事業税に影響を及ぼさないように措置し、

第三に、遊興飲食税について、(一) 大衆負担軽減の見地から、旅館における宿泊及びこれに伴う飲食については、現行八百円を一千円に、飲食店における飲食については、現行三百円を五百円に、チケット制の飲食店における飲食については、現行百五十円を二百五十円に、それぞれ免税点を引き上げ、(二) 登録ホテルまたは旅館に

おける外客の飲食及び宿泊に対する非課税規定を廃止することとし、その実施の時期を昭和三十七年四月一日とし、(三)、名称を料理飲食等消費税に改め、

第四に、自動車税及び軽自動車税については、その標準税率の不均衡是正をはかるとともに、三公社が所有する事業用の自動車及び軽自動車に対する非課税規定を廃止し、

第五に、固定資産税について、(一)、都市ガス事業の拡充に伴う新設の償却資産に対し、発電施設等と同様に軽減措置を講じ、昭和三十三年一月二日以後新設されたものから適用するものとし、(二)、内航船舶に対しては、現在特例措置により価格の三分の二の額を課税標準としているが、今回これを二分の一に改め、(三)、新設の大規模償却資産の対象に新たに変電所を加え、

第六に、電気ガス税について新たに免税点制度を設けて、一カ月の使用料金が三百円以下の電気またはガスの使用に対しては電気ガス税を課さないことするとともに、現行の電気ガス税の非課税品目の追加及び整理を行ない、

第七に、新道路整備五カ年計画の策定に伴い、その実施に必要な財源充実のために、別途行なわれる国税の揮発油税及び地方道路税の税率引き上げに照応して、軽油引取税においては、その税率を一キロリットルにつき現行の一万四百円から一万二千五百円に引き上げる等であります。

地方行政委員会におきましては、四月十一日、安井自治大臣より提案理由の説明を聴取した後、政府側との間に質疑応答を重ねて、

つてごらんを願いたいと存じます。

四月二十七日質疑を終わり、討論に入りましたところ、鍋島委員は自由民主党を代表して、(一) 道府県民税及び市町村民の本文方式にあつては、白色申告者について新たに専従者控除を設け、一人につき五万円の控除を行なうものとし、(二) 市町村民税のただし書き方式にあつては、青色事業専従者または白色申告者の事業専従者の数に応じて条例で定める金額を税額控除として控除するものとする。この場合においては、税額控除の金額は扶養親族の数に依る税額控除の額をこえるように定めなければならないものとする内容の修正案を提出され、現下の地方財政その他の諸情勢上、本法案は完全なものと言えないにしても、修正案及び修正部分を除く原案に賛成の旨を述べられました。

加瀬委員は日本社会党を代表して、本法案は、部分的には見るべきものがあつても、全体的に、国、地方を通じる税源配分の適正化、各税を通じて負担の不均衡の是正等の基本問題に触れていない点において反対せざるを得ないと述べられました。

かくて、鍋島君提出の修正案及び修正部分を除く原案につき、それぞれ採決の結果、いずれも多数をもつて可決すべきものと決定いたしました。よつて本法案に修正議決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告を申し上げます。

三、衆議院地方行政委員長報告(五月十九日)

酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律

慎重審査を行ないました。質疑応答のおもなるもの二、三を申し上げますと、

(一) 地方税制については、負担分任の精神を強調するあまり負担の過重を招いている傾向はないかとの質問に対しては、税制調査会の審議の方向とも見合つて、国税と地方税の税源配分の過程においてこれが是正をはかりたい旨の答弁があり、

(二) 住民税については、今回の改正は、国税減税の影響遮断をはかつたというが、それによつて地方税たる住民税の減税が行なわれにくくなるのではないかとの質問に対して、住民税のあり方は、その税の性格や地方財政の状況等と見合つて将来なお検討をしたいが、少くとも減税の問題については、住民税には手をつけたいというふうな、かたくなな考えはない旨の答弁があり、また住民税の所得割の専従者控除が青色申告の場合に限られ、白色申告の場合に及ばない理由いかんとの質問に対しては、白色申告の場合には、専従者控除の給与性あるいは経費性の不明確、負担分任、市町村財政の現状等を考え合わせたものである旨の答弁がありました。

(三) 電気ガス税の特別徴収義務者に対し何ら報償措置をとらずに、いわばただ働きをしている形になつていのはどうかとの質問に対しては、特別徴収義務者の制度は納税徴収双方の便宜であり、また他の税に対する影響等も考えると、現在のところ特別徴収義務者に対する徴収取扱費交付の意図はない旨の答弁がありました。その他、遊興飲食税、自動車税関係税、外負担等、多くの問題について熱心な論議がかわされましたが、その詳細については会議録によ

(地方議会議員互助年金法(昭三六―法一二〇)の委員長報告と一括して掲載)

◎市町村職員共済組合法の一部を改正する法律

(昭三六・六・一法一〇五)

一、提案理由(三月十六日)

○国務大臣(安井謙君)ただいま議題となりました市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、国家公務員共済組合法及び健康保険法の短期給付制度との均衡上、市町村職員共済組合法にも法定の短期給付のほかに附加給付の制度を設けるとともに、分べんに関する給付について最低保障の制度を設けるために必要な改正を行ない、また、現行の市町村職員共済組合法における短期給付に関する市町村の負担金についての特例措置の期限を一年間延期しようとするものであります。

以下改正点の概要について、順次御説明申し上げます。

第一は、市町村職員共済組合法に新たに附加給付を設けることとあります。現行の市町村職員共済組合法におきましては、法定の短期給付以外に附加給付の制度が一般的には認められていないのであります。ただ、昭和三十年に市町村職員共済組合が発足いたしました際に健康保険組合の権利義務を承継いたしました組合については、その健康保険組合が行なっております附加給付のうち市町村

職員共済組合法の法定給付以外のものは、経過的に、本年十二月三十一日までには、行なうことができるようになっております。一方、国家公務員共済組合法におきましては、昭和三十三年の改正以来、一般的に附加給付の制度が設けられておりますので、市町村職員共済組合法におきましても、これに準じてこの制度を一般的に認め、附加給付を行なうことができるようにしようとするものであります。

第二は、分べんに関する給付についてでございます。現行の市町村職員共済組合法におきましては、組合員の分べんに対しては分べん費、配偶者の分べんに対しては配偶者分べん費、また、組合員またはその配偶者が分べんし、かつ、保育する場合には、保育手当金を支給することになっておりますが、これらの保険給付は、健康保険の代行としての性格を持つものでありますので、健康保険法に準じて行なうこととしております。このたび、健康保険法において分べん費、配偶者分べん費及び保育手当金について、改正が行なわれることになりましたので、市町村職員共済組合におきましてもこれに準じて改正を行なうこととし、分べん費につきましては六千円、配偶者分べん費につきましては三千円の最低額を保障し、また、保育手当金につきましては二千四百円を定額として支給することとしようとするものであります。

第三は、短期給付に要する費用についての市町村の負担金に関する特例を認める期間を延長することとあります。市町村職員共済組合法におきましては、組合の短期給付に要する費用は、組合員の掛

に改め、(自)短期給付に要する費用についての市町村の負担金に関する特例を認める期間をさらに一年間延長すること等とあります。

次に、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、衆議院地方行政委員長提出にかかるものであります。その内容は、現行規定による給付の対象が、職務執行中の警察官に協力援助したため災害を受けた者、及び、警察官がその場にいない場合に、職務によらないでみずから殺人傷害等の現行犯人の逮捕または被害者の救助に当たったため災害を受けた者に限られ、また、火災、海難等に際し、職務によらないで人命救助に挺身したため災害を受けた者には、それぞれ法の定めるところにより、一定の救済措置が講ぜられておりますが、それ以外は、いわば法の盲点ともいふべき状態に置かれておるので、この分野に対し、今回給付の範囲を広げて、新たに救済の道を開こうとするものであります。すなわち、水難、山岳における遭難、交通事故その他の変事により人の生命に危険が及び、または及ぼうとしている場合に、みずからの危険を顧みず、職務によらないで人命の救助に当たった者が、そのため災害を受けたときは、その救助に当たった場所の存する都道府県が給付の責めに任ずる旨を定め、そのほか、労働者災害補償保険法及び国家公務員災害補償法における打ち切り給付制度廃止の例にならつて、この法律においても打ち切り給付制度を廃止し、負傷または疾病が続いている限り療養給付等を継続するものとする等が改正の要点であります。

金と市町村の負担金との折半負担を建前といたしているものであります。市町村職員共済組合が発達いたしました際に、従来健康保険組合において被保険者の負担する保険料より多額の保険料を負担していた市町村は、暫定的に組合員より多額の負担をすることをがでさることとなつております。この特例措置は、現在昭和三十六年十二月三十一日までとなつておりますが、地方公務員の統一的な共済組合の制度の実施について検討が進められている際でもありますので、この期間をさらに一年間延長しようとするものであります。以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、参議院地方行政委員長報告(三月三十一日)

○増原恵吉君 ただいま議題となりました両法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案の要点は、(一)国家公務員共済組合法及び健康保険法の短期給付制度との均衡上、市町村職員共済組合法においても、法定の短期給付のほかに附加給付の制度を設け、(二)健康保険法の改正に準じて、保険給付について改正を行ない、分べん費については六千円、配偶者分べん費については三千円の最低額を保障するとともに、保育手当金については、保育期間にかかわらず二千四百円の定額支給

なお、本案施行に要する経費の総額は約三百万円、これに対する国の補助金はその半額に相当する約百五十五万円の見込みであります。補助金は警察庁予算の範囲内でまかなえるものであります。

地方行政委員会におきましては、以上の二法案につき、安井自治大臣及び田中栄一衆議院議員より、それぞれ提案理由の説明を聞いた後、政府側及び提案者側との間に質疑応答を重ね、慎重審査を行ないましたが、その詳細については会議録によつてごらんを願いたいと存じます。

三月三十日質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、両法案につきそれぞれ採決の結果、これらの両案は、いずれも全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。

三、衆議院地方行政委員長報告(五月十八日)

○濱田幸雄君 たいま議題となりました三案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、国家公務員共済組合法及び健康保険法の短期給付制度との均衡上、市町村職員共済組合法にも法定の短期給付のほかに付加給付の制度を設けるとともに、分べんに関する給付について最低保障の制度を設けるために必要な改正を行ない、また、現行の市町村行ないましたところ、本案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、新市町村建設促進法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の要旨は、第一に、新市町村建設促進法の有効期間を五カ年延長し、引き続き新市町村建設計画の実施の促進をはかることとし、第二に、町村合併に伴う争論の処理及び未合併町村の合併推進に関する規定は本年六月末をもつて失効させることとしており、第三は、町村合併の勧告を受けた市町村が、本年六月三十日以降において勧告に基づく町村合併を行なつた場合には、これを新市町村とみなして、この法律の適用を受けることができることとしております。第四は、新市町村が、災害等に際して、国の財政上の援助に関し、町村合併が行なわれなかつたものとして措置しなければならぬものとする特別措置は、他の特別措置の取り扱いに準じて、この法律の有効期間中に限ることとしております。

本案は、参議院の先議で、二月二十五日当委員会に予備付託、三月九日渡海自治政務次官より提案理由の説明を聞き、三月二十四日参議院より送付され、同日本付託となりましたが、審査の詳細につきましては、会議録によつて御承知いただきたいと存じます。

五月十八日、質疑を終了いたしましたところ、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党共同提案にかかる修正案が提出され、自由民主党小沢太郎委員よりその趣旨説明が行なわれたのであります。

職員共済組合法における短期給付に関する市町村の負担金についての特別措置の期限を一年間延期しようとするものでございます。

本案は、参議院の先議で、三月十四日当委員会に予備付託され、三月十六日安井自治大臣より提案理由の説明を聴取し、三月三十一日参議院より送付され、同日本付託となつたものであります。

五月十八日質疑を終了し、討論を省略して採決に付しましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方公営企業法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、地方公営企業の最近における著しい進展に即応して、その基礎を強化し、経営の円滑化をはかるため、第一に、地方公共団体は地方公営企業特別会計に対して必要な出資を行なうことができる旨を明らかにすることとし、第二に、公営企業の経営に関する事務を共同して処理する地方公共団体の一部事務組合の組織及び財務について特例を設け、組合と企業との管理及び財務を一元化し、また、組合に対しても地方公共団体に必要な出資を行なわせることなどを内容とするものでございます。

本案は、参議院の先議で、四月三日日本委員会に予備付託、四月二十一日参議院より送付され、同日本付託となりました。四月二十五日渡海自治政務次官より提案理由の説明を聴取いたしました後、慎重に審査を行なつたのであります。詳細は会議録に護ります。五月十六日質疑を終了し、本五月十八日、討論を省略して採決を

その要旨は、町村合併調整委員の調停に付された市町村の境界変更に関する争論の処理については、関係規定の有効期限を今後もお継続しようとするものであります。

次いで、討論を省略して採決に付しましたところ、全会一致をもつて三党共同修正案の通り修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、自由民主党小沢太郎委員より、自由民主党、日本社会党、民主社会党共同の附帯決議案が提出されましたが、こゝれまた全会一致をもつて可決いたしました。

附帯決議

市町村の境界変更に関する争論の解決についての規定の適用期限を延長する修正を加えたのであるが、政府は、その趣旨に沿い、引き続き全力をあげて、その紛争の解決に当り、可及的短期間に事態の円満な收拾をはかるべきである。

右決議する。

以上でございます。

◎測量法の一部を改正する法律

(昭三六・六・一法一〇六)

一、提案理由(四月五日)

○田村政府委員 ただいま議題になりました測量法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

御承知のように、測量法は、昭和二十四年に制定されて以来、各種測量の調整と測量制度の改善発達に寄与して参つたのでありますが、最近において、国民生活及び国民経済の基盤を拡充するための公共事業等の進展に伴い測量業務は著しく増大し、かつその大部分が測量業者によつて行なわれるようになりましたので、測量業者の測量実施において果たす役割はきわめて重要なものとなつて参りました。

このような情勢に対応して、測量の正確さを確保し、その円滑な実施をはかるためには、測量業者に対して適切な措置を講ずる必要が痛感されますので、測量業の適正な運営と健全な発達をはかるため測量法の一部を改正して、測量業者の登録を実施し、業務の規制及び改善を行なうことといたしました。

以上がこの法律案を提出した理由であります。次にその要旨を御説明申し上げます。

第一に、基本測量、公共測量またはこれらの測量の成果を使用して行なう測量業者は、建設大臣の登録を受けなければならないものとし、登録を受けた測量業者は、その営業所ごとに測量士を一人以上置かなければならないものとしたしました。

第二に、建設大臣または都道府県知事は、登録簿等またはその写しを公衆の閲覧に供さなければならないものとし、測量の発注者の便利をはかることといたしました。

第三に、測量業者の業務処理の原則を規定し、測量業者の一括下請負を禁止する等必要な業務の規制を行なうとともに、他方、測量業者は、その業務の改善または測量技術の向上のために建設大臣に対して必要な助言を求め、それができるといたしました。

第四に、建設大臣は、測量業者が登録の要件を欠くに至つたとき等においては、その登録を取り消さなければならないものとし、測量業者が一括下請負の禁止に違反する等、業務に関して著しく不当な行為をしたとき等においては、その登録を取り消し、または営業の停止を命ずることができるとするとともに、測量業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、測量業を営む者に対して、その業務等に関し必要な報告を求め、またはその職員に営業所等の立ち入り検査をさせることができるといたしました。

第五に、国土地理院の長の委任を受けた者についても、基本測量の実施のための土地の立ち入り等ができることといたしました。以上が測量法の一部を改正する法律案の提案理由及びその趣旨で

ありますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第でございます。

二、衆議院建設委員長報告(四月二十一日)

○木村守江君 ただいま議題となりました測量法の一部を改正する法律案につき、建設委員会における審議の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

本案は、最近における測量業務の進展の状況並びに測量の国土の開発及び保全等に果たす役割の重要性にかんがみまして、測量業の適正なる運営と健全なる発達をはかるため、本法の一部に所要の改正を加えようとするものでありまして、新たに測量業者の登録制度を設け、その業務の規制及び必要な監督を行なう道を開くことが、本案の主たる内容であります。

すなわち、本法所定の測量業者は、建設大臣の登録を受け、かつ、その営業所ごとに測量士一人以上を置かなければならないこととし、また、一括請負の禁止等、業務処理について規制を受ける一面、建設大臣に対しては、その業務改善または技術向上のため必要な助言を求め、また、建設大臣は、登録の取り消し、営業の停止、業務報告の請求、部下職員による営業所等の立ち入り検査等の方法により監督することができることとしたのであります。

本案は、四月三日本委員会に付託、同月五日田村建設政務次官より提案理由の説明を聴取し、本日質疑を終了、討論を省略いたし、

測量法の一部を改正する法律

直ちに採決に付し、全会一致政府原案の通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。

右、御報告申し上げます。

三、参議院建設委員長報告(五月二十六日)

○稲浦鹿藏君 ただいま議題となりました測量法の一部を改正する法律案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

測量法は昭和二十四年に制定されたのでありますが、最近、公共事業の進展に伴いまして、測量業務は著しく増大し、測量業者の役割も重要なものとなつて参りました。この情勢に対応して、測量業者に対し適切な措置を講じ、正確なる測量の実施とその確保をはかるうとするのが、本改正案の目的であります。

改正のおもなる点は、測量業者で一定の測量を請け負う者は、建設大臣の登録を受けなければならないことといたしております。一定の測量と申しますと、すべての測量の基礎となる測量、すなわち基本測量及び国その他公共団体が費用を負担する測量、いわゆる公共測量並びにこれらの測量の成果を使用して行なう測量をいうのであります。小道路または建物等のための局地的測量に対しては適用いたしておりません。また、登録を受けた測量業者は、その営業所ごとに測量士一人以上を置くことといたしております。その他、登録簿の公開、業者の一括下請負の禁止、登録の取り消しに関する事項、建設大臣の助言の事項等を定めております。

測量法の一部を改正する法律

委員会における質疑につきましては、会議録に譲ることにいたします。

質疑を終了、次いで討論に入り、民主社会党を代表して田上委員から賛成の発言があり、採決の結果、本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律 (昭三六・六・一法一〇七)

一、提案理由(三月三日)

○椎名国務大臣 ただいま議題となりました工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案について提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

わが国工業の円滑な拡大を確保し、国民経済の健全な発展をはかるためには、企業内部における合理化を推進するにとどまらず、適地適産の原則にのっとり、工場の合理的な立地を促進する必要があります。

このため、通商産業省におきましては、すでに昭和三十三年度以来工場立地の調査等に関する法律に基づき、全国百六十六の地区について工場適地調査を実施し、関係資料を整備して、企業者に対し、工場立地に関する資料の提供、助言を行なつてきたのであります。

しかし、最近における工場の新増設の動向を見ますと、特定の地域に対する過度集中等、工業の円滑な発展という観点から見て好ましくない事態も見受けられる状況でありますので、これが改善のためこの法律案を提案した次第であります。

今回の主要な改正点について御説明申し上げますと、第一に、現

工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律

行法では工場適地調査を行なつた地区内においても、立地の動向を正確には知ることができず、工場の適地誘導に支障を来たすこともあり、工場の設置の場合には届出を求めるといたしました。

第二に、工場の過度集中等好ましくない立地が行われる場合であつて、工場の合理的な立地に著しく背反するものにつきましては、工場立地調査審議会の意見を聞いて、設置の場所について必要な勧告をすることができることとし、適正な立地について企業の協力を求めることとしております。

その他の改正点といたしましては、通商産業大臣が、従来の工場適地調査に加えて工場立地の動向の調査を行なうこととするほか、通商産業大臣及び事業所管大臣が、工場立地に関し事業者の判断の基準となるべき事項を公表することとし、工場立地適正化の一助とするものとしております。

以上がこの法律案の内容及びその提案理由であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに可決せられますようお願い申し上げます。

二、衆議院商工委員長報告(四月二十五日)

○内田常雄君 ただいま議題となりました工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

政府は、現行の工場立地の調査等に関する法律に基づいて、昭和

三十三年度以降、工場適地の調査を行ない、工場または事業場の設置に関する助言を行なってきたのでありますが、最近における工場の新增設の動向は、依然として、特定の地域に対する過度集中等、工業の円滑な発展上好ましくない事態が見受けられますので、これが改善のために本法律案に所要の改正を行なう必要があるというのが、提案の趣旨であります。

改正の要点は、第一に、事業者が一定の地域に一定規模以上の工場を設置しようとする場合には届け出を要すること、第二に、この場合、工場の合理的な立地に著しく背反するものについては、工場立地調査審議会の意見を聞いて、設置場所について必要な勧告をすることができること、第三に、政府は、工場立地の動向に関し、事業者の判断の基準となるべき事項を公表すること、等であります。本案は、三月一日当委員会に付託され、自来、参考人を招致して意見を聴取する等、慎重な審議を重ね、本日採決に付しましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと決しました。

以上、御報告を終わります。

三、参議院商工委員長報告(五月一九日)

○ 劍木亨弘君 たいま議題となりました工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案について、商工委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

現行法は、工場立地の適正化に資するため、工場適地の調査及び工場設置に関する助言を行なうことを目的として、一昨年成立した

ものでございますが、最近における工場立地の動向を見ますと、なお、特定の地域に対する過度集中等、工業の円滑な発展にとつて好ましくない事態も見受けられますので、その改善のために本改正案が提案せられたわけでございます。

まず、本法案による主要な改正点について申し上げますと、第一は、一定規模以上の工場を一定地域に設置しようとするときは届出を要することとし、第二は、その届出の内容が立地条件の著しい悪化を来たす等不適切であると認められるときは、主務大臣は工場立地に関し必要な勧告をすることができるようにしたことであり、また、このほか、通産省は、従来の工場適地調査に加えて、新たに工場立地の動向の調査も行なうこと、工場立地に関し事業者の判断の基準となるべき事項を公表することができるようにしたこと等の改正が行なわれております。

本委員会におきましては、最近、わが国の工業立地問題がとみに重大さを加えつつある実情にかんがみ、積極的な工場地帯造成施策と本法案との関連、助言または勧告を行なう際の基準とその設定の方法、工場適地及び立地動向の調査の進め方、勧告の法的効果とその運用の態度、地下水の過度くみ上げによる地盤沈下の対策、特定の地域の立地条件等について質疑があり、慎重に審査したのでございますが、その詳細は会議録によつて御承知いただきたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もな

く、続いて採決いたしました結果、本法案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律 (昭三六・六・一法一〇八)

一、提案理由(二月二十三日)

(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭三六―法四九)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(四月十一日)

○足立篤郎君 たいいま議題となりました国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、国有林野事業特別会計における一般林政事業に対する協力の方法の合理化をはかる等のため、国有林野事業特別会計法の一部を次のように改正しようとするものであります。

すなわち、その第一点は、国有林野勘定におきまして、毎会計年度の損益計算上、利益を生じたときは、その利益をもつて、まず前年度からの繰り越し損失を埋め、残余は、一部を利益積立金として損失の補てん及び国有林野事業の拡張のために積み立てるほか、別に、その一部を特別積立金として林政協力事業のために積み立てることとしたしております。

第二点は、国有林野勘定におきまして、毎会計年度、前年度から

持ち越された資金で歳出の財源に充てることができるものうち、右の特別積立金に対応する金額は特別積立金引当資金に組み入れることとし、この資金は、林政協力事業等の経費の財源に充てるものとして一般会計に繰り入れる場合に限り、予算の定めるところにより使用できることとしたしております。

そのほか、一時借入金及び融通証券の借りかえの規定を設けるほか、改正に伴う規定の整備、並びに、現存する損失補てん積立金を利益積立金及び特別積立金に分離する等、必要な経過規定を設けることとしたしております。

本案に対しましては、鴨田宗一君より、本案の施行期日が「昭和三十六年四月一日」とあるのを本法「公布の日」に改めようとする修正案が提出せられました。

本案並びに修正案につきましては、本十一日質疑を終了し、討論に入り、日本社会党を代表して藤原委員より反対討論のあつた後、採決を行ないましたところ、起立多数をもつて修正議決となりました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(五月二十九日)

○大竹平八郎君 たいいま議題となりました国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、一般林政事業に対する国有林野事業特別会計の協力の方

ついて質疑がありました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

かくて質疑を終了し、討論に入り、木村委員より、「今回の改正は木材の価格と需給の安定に矛盾するものであるから反対する」との意見が述べられ、次いで須藤委員より、「林業政策の基本問題解決の具体策が立てられていない等の理由から反対する」との意見が述べられ、採決の結果、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

法を合理化するため、この特別会計の国有林野事業勘定における別益処分規定を改め、この勘定において毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを利益積立金及び特別積立金として整理することとし、右の特別積立金の額に見合う額までを、同勘定の前年度からの持ち越し現金のうちから特別積立金引当資金に組み入れることとし、この資金は、林政協力事業等の経費の財源に充てるものとして一般会計に繰り入れる場合に限り、予算の定めるところにより使用できることとしようとするものであります。なお、資金を使用したときは、特別積立金の額からその使用額を減額して整理することとしております。

さらに、国有林野事業の運営の円滑化をはかるため、同勘定における一時借入金及び融通証券の借りかえ規定を設けるとともに、国有林野等官行造林法が廃止されることとなるに伴い、関係規定の整備をはかるほか、改正に伴う必要な経過規定を定めることとしております。

なお、本案につきましては、衆議院において修正議決されたものでありまして、その修正点は、施行期日を「公布の日」に改めようとするものであります。

委員会の審議におきましては、林業政策の基本は何か、今回の改正は木材需給価格の安定化を阻害するのではないか、損益中心主義が強化され、将来国有林野事業経営が公社化されるのではないか、今後一般会計に対する繰り入れはどの程度予定されているか、官行造林法を何ゆえ廃止するのか、林業所得の趨勢と分配構造の問題に

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律

◎公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律 (昭三六・六・一法一〇九)

一、提案理由(二月二十三日)

○国務大臣(中村梅吉君) たいだいま議題になりました公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

最近の市街地における自動車交通量の激増その他都市における人口、産業の集中等に伴いまして、街路等の都市公共施設の機能は著しく低下し、ために都市の健全な発展が阻害される傾向にありますことは、御承知の通りであります。これを打開して都市の健全な機能を維持増進するためには、都市計画に基づきまして、道路、広場その他の都市公共施設の整備を行なうことが緊急に必要とされているのであります。

このため政府といたしましては、都市における街路その他の都市公共施設の整備を鋭意推進いたして参つたのであります。遺憾ながら、これら街路等の都市公共施設の用地の取得は、関係権利者の生活再建の問題等にもからみ困難をきわめ、これが大きな隘路となつて現状であります。さらに一方、我が国におきましては、人口、産業の都市集中が顕著であるにもかかわらず、市街地にお

る土地の合理的利用が十分に行なわれず、これがため無秩序な都市の膨脹を助長し、その弊害は、都市計画上の各方面にわたつて顕著に現われつつある状況でありまして、これらの弊害を除去するための方策として、旧来の市街地における建築物の高層化、不燃化を行ない。これらの地域における土地の合理的利用とあわせて都市の不燃化をはかることが強く要請されておるところであります。

政府といたしましては、かかる現状を打開し、近代的都市としての健全な市街地を形成するために、種々その対策を研究して参つたのであります。公共施設の整備とこれに関連する市街地の改造とをあわせて施行する方策を樹立し、これが立法化を進め、たいだいま議題になりました公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律案として提案する運びとなつたものであります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。次にその要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、この法律案の目的であります。この法律において市街地改造事業とは、街路等の公共施設の整備と公共施設の用に供せられる土地及びその附近地における建築物及び建築敷地の整備とに関する事業を内容とするものでありまして、その目的とするところは、市街地の改造を行なうことにより、街路等の公共施設の整備に必要な用地の合理的確保とあわせて、これら市街地における宅地の高度利用を都市計画として実現しようとするものであります。

第二に、市街地改造事業を施行すべき地区選定の要件といたしましては、まずその地区において公共施設整備について都市計画が決

ましまして新たな建築物について賃借権を与えることといたしております。

第六は、希望者に新たな建築物等を譲り渡し、または、賃貸しする管理処分計画についてであります。この管理処分計画は、建設大臣の認可を受けて定めることといたしております。また、管理処分計画の作成の基準は、災害を防止し、衛生を向上し、その他居住条件を改善するとともに、建築等の合理的利用をはかることを基本原則とし、関係者の従前の権利関係その他利用状況を勘案いたしまして不均衡のないよう定めることといたしております。なお、この管理処分計画の作成にあたりましては、あらかじめ、関係権利者の縦覧に供し、関係権利者が意見書を提出できることとし、管理処分計画全般について審査委員の同意を得ることを条件とすることといたしております。

また、新たな建築物等の給付に伴い、従前の土地、借地権または建築物について抵当権等の担保権を有する者の権利との調整をはかるための規定を整備し、その他関係権利者の権利を保護するための調整の規定を設けております。

第七に、この市街地改造事業に要する費用につきましては、そのうち、街路等の公共施設、建築物その他の施設の整備に要する費用につきましては、他の法令にその費用の一部を国等が負担または補助することについての特別の規定があるときは、それらの規定によることといたしております。

最後に、この市街地改造事業によつて整備される建築物等を譲り

定されており、かつ、都市計画に、高度地区または防火もしくは準防火地域が指定されており、土地の高度利用、不燃化が要請されている地区であることを必要といたしますが、さらにこれらの地区内に木造低層の建築物が密集しており、かつ、土地区画整理事業のみでは、土地の合理的利用の増進をはかることが困難である地区であること等が条件となっております。

第三に、市街地の改造に関する都市計画の内容の基準といたしましては、公共施設の整備に關しましては既存の都市計画の内容に従い、建築物の整備に關しましては、公共施設の整備によつて生ずる空間の有効利用と建築物の隣棟間隔を確保した健全な高度利用形態となり、建築敷地の整備に關しましては、建築物の健全な高度利用形態と適合した街区が形成されることが要件とされております。

第四に、市街地改造事業は、都市計画事業として施行することとし、その施行者は、公共施設の管理者となる建設大臣、都道府県知事、市町村長または地方公共団体としております。

第五に、市街地改造事業は、いわば市街地の体質改善をそのねらいとしておりますが、本事業によつて施行者が整備した建築物及びその敷地は、地区内の関係権利者にこれを優先譲渡いたす等の制度を設けておりまして、その方法は、市街地改造事業の施行地区内に、土地、借地権または建築物を所有している者のうち新たに整備される建築物等を譲り受けることを希望する者に、その者が所有しておりました土地、借地権または建築物の補償金にかえまして新たな建築等を譲り渡すこととし、従前の借家人には、その希望に基づ

公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律

受ける者に対する税法上の特典を定め、関係者の利益をはかるための規定を整備いたしており、また、首都高速道路公団が、委託に基づきまして、市街地改造事業を施行することができるとし、首都高速道路の円滑な建設が促進されるよう規定を整備いたしております。以上がこの法律案の提案の理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

二、参議院建設委員長報告(四月二十一日)

○稲浦鹿藏君 たいま議題となりました公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律案について、建設委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本法案の目的は、街路等の公共施設の幅員拡大等の整備を施行するときに、その附近地に密集する建築物を取り払い、街路等の整備と同時に、この清掃された土地に不燃の高層建築物を建設して宅地の高度利用をはかろうとするものであつて、都市計画事業として施行しようというものであります。

その要旨を申し上げますと、

第一に、この市街地改造事業を施行すべき地区の条件は、都市計画画、高度地区または防火もしくは準防火地域が指定されているにもかかわらず、この地区内に木造低層の建築物が密集しており、かつ、土地区画整理事業のみでは土地の合理的利用の増進をはかることが困難である地区といたしております。

第二に、本事業の施行者は、公共施設の管理者となる建設大臣、

(一) 零細な居住者で、新建築施設について権利を取得することのできない者の救済に関して、特段の措置を講ずること。

(二) 施設建築物の共用部分の維持管理に関して、紛争を生じないよう十分に指導すること。

(三) 事業施行区域内の住民に対しては、本法の趣旨の周知徹底を図るよう努めること。
右決議する。

というものであります。

次いで民主社会党を代表して田上委員、自由民主党を代表して武藤委員、無所属クラブ小平委員からそれぞれ賛成の発言がありました。

かくて討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次いで内村委員提出の附帯決議案について採決の結果、これまた全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。以上御報告申し上げます。

三、衆議院建設委員長報告(五月十一日)

○瀬戸山三男君 たいま議題となりました、公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律案、及び、防災建築街区造成法案の両案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律案に

公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律

都道府県知事、市町村長及び一定の条件のもとでの地方公共団体といたしております。

第三に、本事業実施の方法は、土地、建物の買収または収用によるのであります。これらの土地、建物の補償金にかえて、土地所有者、借地権者及び建築物所有者のうち、希望者に対しては、本事業によつて新たに整備される建築物等を譲り渡すこととし、従前の借家人の希望者には新たな建築物について賃借権を与えることとしております。また、従前の土地、建物について抵当権等を有する者の権利の保護をはかつております。

第四に、この市街地改造事業の費用負担につきましては、都市計画法の規定によらず、事業の施行者が負担することを原則としておりますが、道路法等他の法令に特別の規定があるときは、それらの規定によることといたしております。

当委員会におきましては、各委員から熱心な質疑が行なわれ、参考人を招致して意見を聴取する等、慎重審議をいたしました。その内容は会議録に譲りたいと思ひます。

かくて討論に入りましたところ、日本社会党を代表して内村委員から、附帯決議を付して賛成する旨の発言がありました。その附帯決議案は、

政府は、本法施行に当つて、次の各項について十分な配慮をなすべきである。

(一) 管理处分計画において、関係権利者相互間に不均衡を生じないようにし、権利者の保護に努めること。

ついて申し上げます。

本法案の目的は、街路等の拡幅等の事業を実施するにあたり、その付近地並びにその上に密集する建築物もあわせ買収または収用し、街路等の整備と同時に建築物を取り払い、この清掃された土地に不燃高層建築物を建設して、用地の確保と宅地の高度利用をはかろうとするもので、都市計画事業として施行しようとするものであります。

この市街地改造事業の施行者は建設大臣、都道府県知事、市町村長または地方公共団体で、事業実施の方法は、一定の条件を備えた地区について、施行者が所要の手續に従つて施行地区内の土地建物を買収または収用して事業を実施するのであります。新たに整備された建築物は、地区内の土地、建物の所有者、借地権者に従前の土地、建物の補償金にかえて譲渡し、従前の借家人には、その希望により賃貸しすることとしております。また、従前の土地、建物等に担保権を有する者の権利の保護もはかつておるのであります。

本法案は、参議院先議のため、去る二月二十日本委員会に予備付託され、四月二十一日に本付託となつたものであります。その間、学識経験者の意見を聴取する等、慎重に審議を続けて参つたのであります。その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、五月十日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決の結果、本法案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決しました。

なお、本法案には次の附帯決議が付けられました。

公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律

附帯決議

本法の施行に当り政府及び事業施行者は事業施行区域内の居住者の権利と福祉を損傷しないよう万全の措置を講ずると共に、特に左の点に留意し、所期の目的達成に遺憾なきを期すべきである。

1 本法の対象地区は概ね商業地域なる点にかんがみ、事業施行区域内で営業している者に対する権利の保護と営業の補償に万全を期し、地域の特殊性について充分の配慮をなし、特に狭小なる面積でもって営業している者に対する権利の救済に特段の措置を講ずること。

2 審査委員の選任にあつては、施行者は、事業施行区域内の関係権利者の意志を尊重し、公正を期すること。

3 将来積極的な財政措置を講じて、早急に市街地の再開発を行なうよう、最大の努力を払うこと。

右決議する。

次に、防災建築街区造成法案について申し上げます。

昭和二十七年、耐火建築促進法制定以来、政府は、補助金を交付して、都市の枢要地帯において防火建築帯内の耐火建築の建設促進に努めてきましたが、防火建築帯は、その名の通り、帯状に指定されており、土地の利用上、また、環境の整備上、不十分な結果を招いておりますので、これを街区の全部または一部につき団地状に拡大することとし、また、従来の個人補助方式を廃して共同建築化を促進するため組合を対象とすること、かつ、災害の範囲を、火災の

みでなく、水害、高潮、津波等、広く災害の防止をはかるために、耐火建築促進法を廃止して、新たに本法案を提出したものであります。

この事業の施行主体は、その地区内において土地の所有権または借地権を有する者が組織する防災建築街区造成組合であります。都道府県知事または市町村長が行なう道も開かれています。すなわち、都道府県または市町村がみずから権利を取得し、あるいは権利者の委託を受けて施行できることはもちろんであります。特に公共性の強い場合は、一定の条件に基づいて、都道府県または市町村が公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律を準用して施行することができるのであります。

本案は、去る三月三日に付託され、委員会におきまして慎重に審査を進めて参つたのでありますが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、五月十日質疑を終了、討論を省略して直ちに採決の結果、本法案は全会一致をもつて可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

◎防災建築街区造成法

(昭三六・六・一法一一〇)

一、提案理由(三月九日)

○中村国務大臣 たいま議題になりました防災建築街区造成法案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

御承知の通り、都市における耐火建築物の建築を促進するため、昭和二十七年に耐火建築促進法が制定され、都市の枢要地帯において防火建築帯を造成して、今日に至つて、るのであります。

しかしながら、最近における都市災害の発生の状況と社会情勢を見ますときに、新しい見地からさらに対策を講じまして、都市の防災化を強力に推進いたします必要が痛感されるのであります。

このような情勢にかんがみまして、政府といたしましては、従来の方策を拡充強化することとし、地方公共団体、防災建築街区造成組合等により、防火地域等の特定の街区における防災建築物の整備を促進することによりまして、都市における災害の防止をはかり、あわせて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資するため、耐火建築促進法を廃止して新たに防災建築街区造成法案として提案する運びとなつたものであります。

以上がこの法律を提案いたしました理由であります。次にその要旨を御説明申し上げます。

防災建築街区造成法

第一に、建設大臣は、防火地域及び都市計画区域内の建築基準法の規定による災害危険区域内にある土地について、防災建築物及びその敷地を整備すべき街区を、防災建築街区として指定することができることといたしまして、特に津波、高潮、出水による災害に対処するためにも、防災建築街区を造成することができることといたしました。

第二に、従来の帯状の防火建築帯を面的な防災建築街区に改めることといたしまして、防災建築街区は、都市の枢要地帯において、災害を効果的に防止することを考慮して系統的に配置されるように指定しなければならないことといたしました。

第三に、防災建築街区において防災建築物を建築しようとする者の共同の利益となる事業を行なつて、防災建築物の建築の促進をはかりますため防災建築街区造成組合の設立等に関する規定を設けることといたしますとともに、都道府県知事または市町村長による組合への加入の勧告、都道府県知事、市町村長または組合による権利関係の調整、組合による建築組合による建築協定のあつせんができることといたしました。

第四に、国は、都道府県または市町村が防災建築物を建築する者に対して補助金を交付する場合またはみずから防災建築物を建築する場合には、その費用の一部を補助することができることといたしました。

以上のほか、都道府県または市町村長がみずから防災建築街区造成事業を施行することができることといたしまして、そのための所

要規定を整備したのであります。
以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願い申し上げます。

二、衆議院建設委員長報告(五月十一日)

(公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律(昭三六―法一〇九)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院建設委員長報告(五月十七日)

○稲浦鹿藏君 たいいま議題となりました防災建築街区造成法案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

都市の不燃化につきましては、昭和二十七年耐火建築促進法が制定されておりますが、同法により造成される防火建築帯は、名のごとく帯状に指定され、土地の利用上、また環境の整備上、不十分な結果を招いておりますので、これを面状に拡大し、また、従来の個人補助方式を廃して共同建築化を促進するため、組合を対象とし、かつ災害の範囲を、火災のみでなく、水害、高潮、津波等広く災害の防止をはかるため、耐火建築促進法を廃止して新たに本案が提出されたのであります。

その要旨は、第一に、防災建築街区は、都市計画区域内にある災害危険区域または防火地域内の土地について、関係市町村の申し出

に基づいて、建設大臣が指定することになっております。第二に、事業の施行主体は、その街区内の土地所有者、借地権者等で組織する防災建築街区造成組合であります。また、地方公共団体が行なう道も開かれておりまして、この場合、特に公共性が強く、街区内関係権利者の総数の三分の二以上の申し出によつて行なう場合は、公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律を準用して施行することになっております。第三に、地方公共団体が組合事業に対して補助金を交付する場合は必ずから事業を行なう場合には、国はその経費の一部を補助することができます。

本案の審議におきましては、耐火建築促進法及び市街地改造法との相違、補助の実態と将来の計画等を中心に行なわれましたが、詳細は会議録で御承知を願います。

かくて質疑を終了、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して木下委員から附帯決議を付して賛成する旨の発言がありました。その決議案は、

一 防災建築街区の指定に当つては、中小都市の防災化を充分に考慮して行うこと。

二 防災建築街区の建築等整備事業に対しては、積極的に財政及び金融措置を講ずること。

三 造成組合の事業については、組合個々の既得権利が不当に侵害されることのないよう十分に指導監督すること。

次いで、民主社会党を代表して田上委員、自由民主党を代表して

松野委員からそれぞれ賛成の発言がありました。

討論を終結、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次いで、木下委員提案の附帯決議案について採決の結果全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎国家行政組織法等の一部を改正する法律

律 (昭三六・六・二法一一一)

一、提案理由(三月三日)

○小沢国務大臣 たいま議題になりました国家行政組織法等の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

今回提案いたしました国家行政組織法等の一部を改正する法律案は、昭和三十六年度における内閣機関並びに各行政機関の事業予定計画に即応して、必要やむを得ない事務の増加に伴い所要の増員、業務の縮小に伴う余剰人員の縮減及び定員外職員の定員繰り入れを行なうよう定員を改正し、あわせて現行定員管理制度の欠陥を是正して、実効のある定員規制を行なうため、定員規制の対象となる職員の範囲を明確にする定員規制方式を確立するとともに、行政機関の実体に即応して、定員規制に弾力性を保持させる必要がある五現業の職員及び特別の事情により緊急に増加を必要とする職員等の定員については、政令で定めることができるようにするものであります。さらに定員というものは、本来組織の規模を示す尺度であり、行政機関の規模は機構と職員の定員に規制されるべきものでありますから、従来のように定員のみを切り離して規定することは適当でないと思われまので、各省庁等の必要とする具体的な定員については、従来規制の対象としていなかった特別職の職員をあわせ

て、それぞれ当該省庁等の設置法に規定するように、いたしますとともに、行政機関職員定員法を廃止し、これに伴い関連法律に所要の改正を行なうものであります。

次に定員の内容について御説明いたしますと、各行政機関の定員は、現行行政機関職員定員法第二条第一項の定員六十九万九千二百七十八人と、同条第二項の定員千八百二十人の合計七十七万九千八百八人を、昭和三十六年度事業予定計画に伴う増七千七百七十四人、定員外職員の定員化に伴う増四万七千六百九十三人を加えた七十五万六千五百六十五人とし、そのうち、国家行政組織法第十九条第一項に基づき各省庁の設置法等で規定することになります定員は、四十三万五千七百七十七人、国家行政組織法第二十一条第二項の規定に基づき政令で規定することになります定員は、三十二万五千九百八十八人でありま。

なお、事業計画に伴う増員のおもなものといたしましては、科学技術庁の付属研究所の拡充に伴うもの百七十七人、保護観察の強化に伴うもの百人、税関輸出入業務量の増加に伴うもの四百人、国立学校の学年進行学部の増設等に伴うもの二千七百二十二、国立病院、療養所看護婦の勤務条件改善に伴うもの三百七十七人、国立ガン・センター設置に伴うもの二百五十一人、労働者災害補償保険の業務量の増加に伴うもの百二十五人、公共事業等の増加に伴うもの三百六十七人等がありますが、いずれも業務の増加、拡張に伴う必要やむを得ないものであります。

また、事業計画に伴い減員となるおもなものといたしましては、

調達庁の駐留軍提供施設等の減少に伴うもの七十五人、厚生省の国民年金業務の一部を地方公共団体へ移しかえすることに伴うもの百五十七人、農林省の公共事業の一部を愛知用水公団へ移しかえすることに伴うもの百十三人等であります。

次に内閣官房等におきましても定員外職員の定員化等に伴う三十三人の増員をいたすものであります。

最後に、暫定定員等につきまして所要の規定を設けますとともに、この改正法律は四月一日から施行することにいたしております。

以上がこの改正法律案のおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(四月二十一日)

○久野忠治君 たいま議題となりました国家行政組織法等の一部を改正する法律案につき、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、現行の定員管理制度の欠陥を是正して、実効のある定員規制を行なうため、定員規制の対象となる職員の範囲を明確にする定員規制方式、すなわち、各行政機関の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員は法律でこれを定めるとする制度を確立するとともに、行政機関の実態に即応して定員規制に弾力性を保持させる必要がある五現業の職員の定員、及び、特別の事情により緊急に増加を必要とする職員の定員に

ついては、いずれも政令で定めることができるとし、かつ、従来のように定員のみを切り離して規定することなく、各省庁等の必要とする具体的な定員につき、特別職の職員をも合わせ、当該省庁の設置法等においてそれぞれ規定することに改め、行政機関職員定員法はこれを廃止し、関係法律に所要の改正を行なうものであります。

各行政機関の一般職の職員の定員は、昭和三十六年度の事業予定計画に伴う増七千七百七十四人、定員外職員の定員化に伴う増四万七千六百九十三人で、その総合計は七十五万六千五百六十五人となり、そのうち四十三万五千七百七十七人については各省庁の設置法等で規定し、三十二万五千九百八十八人については政令で規定すること

にいたしてあります。

本案は、三月二日本委員会に付託、翌三日政府より提案理由の説明を聞き、四月二十日質疑を終了いたしましたところ、草野委員長より、施行期日を「公布の日」と改め、昭和三十六年四月一日から適用する等の修正案が提出されたのであります。

三、参議院内閣委員長報告(五月二十九日)

○吉江勝保君 たいま議題となりました国家行政組織法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律は、いわゆる定員法にかわる法律でありまして、まず、この法律案の内容を申し上げますと、昭和三十六年度における内閣機関並びに各行政機関の事業予定計画に即応して、必要やむを得ない事務の増加に伴い所要の増員、業務の縮小に伴う余剰人員の縮減及び定員外職員の定員繰り入れを行なうよう定員を改正し、あわせて現行定員管理制度の欠陥を是正して、実効のある定員規制を行なうため、定員規制の対象となる職員の範囲を明確にする定員規制方式を確立するとともに、行政機関の実態に即応して、定員規制に弾力性を保持させる必要がある五現業の職員の定員及び特別の事情により緊急に増加を必要とする職員の定員については、政令で定めることができるようにしようとするものであります。

次に、定員の内容について申し上げますと、各行政機関の定員が現在合計七十万九千九百八十八人であるのを、昭和三十六年度事業予定計画に伴う増員七千七百七十四人、定員外職員の定員化に伴う増員四万七千六百九十三人を加えた合計七十五万六千五百六十五人とし、そのうち各省庁の設置法等で規定することになる定員は四十三万五千九百七十七人、政令で規定することになる定員は三十二万五千九百八十八人となっております。また、内閣機関におきましても、定員外職員の定員化等に伴い、三十三人の増員をいたしております。なお、暫定定員等につきましては、付則において所要の規定を設けておりますとともに、参議院におきましては、この改正法律の施行期日につき所要の修正を加えております。

内閣委員会は、前後五回委員会を開きこの間、小沢行政管理庁長

さきの山本委員提出の附帯決議案を採決いたしましたところ、これまた全会一致をもつて可決せられました。よつて本決議案は、本委員会の決議とすることに決定いたしました。なお、この附帯決議に關し、特に小沢行政管理庁長官より発言を求められこの附帯決議を尊重して善処する旨の発言がありました。

官その他関係政府委員の出席を求めまして、本法律案の審議に当たりました。この審議において問題となつたおもな点を申し上げますと、改正後の国家行政組織法第十九条第一項にいう定員と、同条第二項の政令で定めることのできる定員に關連する各種の問題、調達庁の定員減に伴う職員の配置轉換に關する問題、林野庁、国立大学、附属病院及び研究所等における定員外職員の定員繰り入れの問題、郵便物の集配請負制度の是非とこれら集配人の定員繰り入れの問題、地方公務員の定員規制に關する自治省当局の方針等の諸点でありまして、その審議の詳細は委員会會議録に譲りたいと思ひます。

なお、かねて当委員会において、定員法に關連して懸案となつておりました定員外職員の定員繰り入れの問題につきまして、種々の角度から質疑が行なわれましたが、この問題につき、政府側より、今回の定員繰り入れにあたり、その調査の完了しなかつた定員外職員については、実態調査の上、定員に繰り入れる方針であり、従つて、久しく問題となつておつた定員外職員の定員繰り入れの問題は一応解決する見込みである旨の答弁がありました。

去る二十六日の委員会において質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して山本委員より、今後政府が定員繰り入れを行なう際の措置につき、五項目にわたつて政府に善処方を要望する趣旨の附帯決議案が提出せられ、この附帯決議案を付して本法案に賛成する旨の発言がありました。

かくて討論を終わり本法律案を採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。次いで、

◎後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律

(昭三六・六・二法一一二)

一、提案理由(三月九日)

○渡海政府委員 ただいま議題となりました後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の提案理由とその要旨を御説明いたします。

わが国の経済の発展と住民福祉の向上をはかつていくために近時特に地方開発の必要性が強調されております。すなわち、開発のおくれている後進地域の産業立地条件を整備し、その体質を改善していくことが、いわゆる地域格差を是正し、わが国経済を全国的に均衡を保つて一段と伸展させるためにきわめて緊要と考えられているのであります。

それがためには、今後これらの後進地域において公共事業の増大することが期待されるのであります。財政力が十分ではなく、その消化が容易でない地域の開発に関する公共事業については、国の負担割合を高め、当該地域の負担を軽減して公共事業の実施を円滑ならしめ、もつてこれらの地域の経済基盤の強化と住民福祉の向上を促進する必要があります。

公共事業についての国庫負担率の特例制度としては、現に東北、

後進地域の開発に寄与するものを、従前からの各地方開発促進法や地方財政再建促進特別措置法における対象事業の範囲を参考として選択することにいたしましたのであります。具体的には政令で定めることといたしております。

第三は、国の負担割合の引き上げの方法であります。その方法は、適用団体の財政負担能力の実態に即し、かつ簡明なものであることが望ましいと思われ、各適用団体ごとにその財政力指数が〇・四六に満たない数値を引き上げ率の基礎とすることとし、財政力指数の最も低い団体の引き上げ率が二五％となるように一定の算式によつて決定することといたしました。なお、事業ごとにこの引き上げの方法で国の負担割合を算定した場合において、適用団体の負担割合が一割未満となるときは、最低限度一割は県が負担することとなるように国の負担割合を定めることといたしております。

第四は、現行の公共事業に対する国庫負担特例制度との関係であります。この制度の実施に伴い、さきに申しました現行の特例制度は、廃止する建前とし、三十八年度までに漸進的に本法に吸収することとして、所要の経過措置を設けることといたしたのであります。

以上が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

九州及び四国地方の各開発法に基づく制度と、地方財政再建促進特別措置法に基づく制度とがありますが、これらの制度は、開発を必要とする後進地域を網羅していないのみではなく、過去に赤字を出した団体であるかどうかにかんがみ、過去の赤字を相互の間に均衡を欠いており、地方財政の現実にも即しないものとなつていのであります。このような事情にもかんがみ、これらの制度も統合して、新たに、全国的に後進地域の開発推進をはかる統一的な財政援助制度を設けることとしたのであります。

以上が、本法律案の提案の理由であります。

次に、本法律案の内容の要旨につきまして御説明いたします。

第一は適用団体であります。国庫負担率の特例は、地域的に見て後進性が強いことと、財政負担能力が乏しいことの両面を考慮してその適用団体を選択すべきものであります。その基準は地方交付税制度上の基準財政収入額と基準財政需要額との比率に求めることがおおむね適確でありしかもその算定が統一的客観的であると認められるのであります。都道府県における過去三カ年間の比率の平均は、基準財政需要に對する基準財政収入のおおむね〇・四六でありますので、これを財政力指数の平均値とし、それぞれの地方団体の財政力指数が〇・四六に満たない場合、その団体に本法の適用をいたすことにしました。

第二は、適用の対象となる事業であります。

事業の範囲は、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、林道、道路、港湾、漁港、農業用施設の事業で真に

二、衆議院地方行政委員長報告(四月二十日)

○浜田幸雄君 ただいま議題となりました二つの法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案について申し上げます。

わが国の経済の発展と国民福祉の向上をはかるため、近時、地方開発の必要性が特に強調せられ、これが対策として、後進地域の立地条件を整備し、その体質を改善して、いわゆる地域格差を是正することがきわめて緊要なることは、申すまでもありません。そして、今後、これらの後進地域における公共事業を拡大するためには、財政力の乏しい地域の開発に関する公共事業につき、国の負担割合を高め当該地域の負担を軽減することが必要であります。

公共事業についての国庫負担率の特例制度といたしましては、現に地方財政再建促進特別措置法及び各地方開発促進法に基づく制度があります。これらの制度は、必ずしも開発を必要とする後進地域を網羅していないのみならず、過去に赤字を出した団体であるかどうかということに主眼を置いておりますので、地方団体相互間における均衡を欠いており、地方財政の現実に即しないものとなつているのでございます。従つて、このような事情にかんがみ、これら現行制度を再検討して、新たに全国的に後進地域の開発推進をはかるための総合的な財政援助制度を設ける必要が生じております。

本案は、以上のごとき現状に立脚して、後進地域の開発に関する公共事業の実施をさらに推進するため、当該事業についての国の負担割合を特に引き上げようとするものでありまして、その内容は大体次の通りであります。

第一に、適用団体の基準を、地方交付税制度上の基準財政収入額の基準財政収入額の基準財政需要額に対する比率に求めることとして、都道府県における過去三年間の右比率の平均がおおむね四六％でありますので、これを財政力指数の平均値とし、それぞれの都道府県の財政力指数が四六％に満たない場合に、その団体に本法の適用をいたすこととしております。

第二に、適用事業の範囲は、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、林道、道路、港湾、漁港及び農業用施設等の事業とし、具体的には政令でこれを定めることといたしております。

第三に、国の負担割合の引き上げの方法につきましては、財政力指数が最も低い適用団体の引上率が二五％となるように定め、財政力の上昇に応じて逡減する方式によることといたしておりますが、その結果、適用団体の負担割合が一割未満となる事業につきましては、最低限度一割は地方公共団体が負担するように国の負担割合を定めております。

第四に、現行の地方財政再建促進特別措置法及び各地方開発促進法の規定による国の負担割合の特例は、都道府県については廃止することを建前とし、三十八年度までに漸進的に本法に吸収すること

一 砂防事業、治山事業及び地すべり対策事業については、適用河川水系及び準用河川水系にかかるものをすべて対象事業とすること。

右決議する。

以上であります。

次に、地方財政法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、地方公共団体が証券を発行する方法によつて地方債を起す場合において、信用力を補完し、その消化を容易にするため、二つ以上の地方公共団体が、議会の議決を経て、共同して証券を発行することができるものとし、この場合においては、これらの地方公共団体は、その地方債の償還及び利息の支払いについて連帯債務を負うこととするものでございます。

本法案は、三月十八日本委員会に付託され、同二十四日渡海自治政務次官より提案理由の説明を聴取し、慎重審査いたしました。これらの詳細については会議録に譲ります。

四月十八日本法案に対する質疑を終了し、本四月二十日討論を省略して採決を行いましたところ、本法案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

右、御報告申し上げます。

三、参議院地方行政委員長報告(五月二十六日)

○増原恵吉君 たいいま議題となりました二法案について、委員会

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律

といたしました。所要の経過措置を設けております。

本案は、三月三日本委員会に付託され、同九日渡海自治政務次官より提案理由の説明を聴取し、慎重に審査を行ないました。その詳細につきましては会議録によつて御承知いただきたいと存じます。

四月十八日質疑を終了し、本四月二十日討論を省略して採決を行ないましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の共同による附帯決議を付すべしとの動議が提出せられ、前田委員の趣旨弁明がありました後、これを付することと決しました。

次いで、委員長より安井自治大臣に対し、本決議に対する意見を求めましたところ、その趣旨を尊重する旨の発言がありました。本決議文を朗読いたします。

附帯決議

本法の施行にあたり、政府は、本法の意図する地域格差の是正を達成するため、それぞれの適用団体における開発が総合的效果をあげ得るよう配慮するとともに、開発指定事業の決定に際しては、とくに左記事項の実現をはかるべきである。

一 災害関連事業並びに海岸保全施設整備事業及び湖岸提防整備事業については、事業費の額による制限を加える場合においてもその額は最小限度に止めること。

一 河川事業については、小規模河川改修事業をも対象事業とすること。

における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案について申し上げます。

本法案は、いわゆる後進地域の開発に関する公共事業の実施を促進するため、当該事業についての国の負担割合を当分の間引き上げることと定めるものでありまして、内容の要点は、(一)、本法による国庫負担率の特例を適用すべき団体は、一定の基準に従つて選択された都道府県とし、その選択の基準としては、財政力指数、すなわち地方交付制度上基準財政収入額と基準財政需要額との比率を用いることとし、都道府県における過去三カ年間の比率の平均はおおむね〇・四六でありますから、これを財政力指数の平均値とし、それぞれの地方団体の財政力指数が〇・四六に満たない場合、その団体に本法を適用すること。(二)、適用の対象となる事業は、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、林道、道路、港湾、漁港及び農業用施設にかかる事業について一定範囲のものを選択するものとし、具体的には政令で定めるものとする。

(三)、国庫負担割合の引き上げ率は、財政力指数が最小の適用団体の場合に二五％増となるように一定の算式によつて定めるものとする。ただし、以上の方法で国の負担割合を算定した場合において、適用団体の負担割合が一割未満となるときは、最低限度一割までは団体の負担となるように国の負担割合を定めること。(四)、本法の実施に伴い、現行の地方財政再建促進特別措置法等による特別制度は廃止する建前とし、三十八年度までに漸進的に本法に吸収すること

として所要の経過規定を設けること、などであります。

地方行政委員会においては、三月九日、政府側から提案理由の説明を聞いた後、当局との間に、いわゆる後進地域開発のための財源付与の方法、適用団体の選定基準、開発指定事業の範囲の定め方、本法によるかさ上げの額、現行の特例措置と本法の経過措置によるかさ上げの比較関係などをめぐる問題点について質疑応答を重ね、慎重審査を行ないましたが、その詳細は会議録によつてごらんを願いたいと存じます。

五月二十三日、質疑を終了し、討論に入りましたところ、鍋島委員より本法案に賛成の旨を述べられ、なお各派共同提案にかかる附帯決議案を提出されました。

附帯決議案

後進地域における産業立地条件の整備とその体質の改善は、現下の急務である経済発展の地域的均衡、いわゆる地域格差の是正の前提をなすものであり、その実現については公共事業の補助負担率の特例は最も重要と思われるから、本法の実施に当つては、政令による事業指定の範囲等、次の諸点に留意し、遺憾なきを期すべきである。

- 一、公共事業の配分の適正を期するとともに、それぞれの適用団体における開発は最も総合的效果をあげることとなるよう関係諸措置と併せ特段の配慮をすること。
- 一、政令により適用事業の範囲を指定するについては左の事項の実現を図ること。

- (イ) 災害関連事業、海岸保全施設整備補助事業および湖岸堤防施設事業について事業費で最低限度額を定める場合においては、でき得るかぎり低い額とすること。
- (ロ) 砂防補助事業、林地荒廃防止補助事業、地すべり補助事業については、適用河川水系、準用河川水系にかかるものはずべてこれをふくませること。
- (ハ) 河川事業については小規模河川改修事業をも対象事業の範囲に入れること。

右決議する。

以上であります。

かくて採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次いで、鍋島君提出の附帯決議案について採決の結果、これまた全会一致をもつてこれを委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、この附帯決議に対し、安井自治大臣は、十分決議の精神を尊重し、対象事業の範囲についても決議の線に沿つて実現を期したい旨を述べられました。

次に、地方財政法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、地方債の消化を促進するため、二以上の地方公共団体は、議会の議決を経て共同して証券を発行することができるものと、その場合、これらの地方公共団体は、連帯して当該地方債の償

還及び利息の支払いの責に任ずるものとする内容のものであります。

地方行政委員会は、三月二十三日、安井自治大臣から提案理由の説明を聞き、本法の立法を必要とする具体的理由等の問題点について質疑を行ないましたが、詳細は会議録によつてごらんを願いたいと存じます。

五月二十三日、質疑終結、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法 (昭三六・六・二法一一三)

一、提案理由(三月二十二日)

(国民年金特別会計法(昭三六―法六三)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(四月二十五日)

○鴨田宗一君 たいいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案について申し上げます。大阪港及び堺港の港湾整備並びに臨港工場用地の造成等の総合整備事業計画は、かねてより関係地方公共団体において検討されておりましたが、このほど、ほぼ成案を得るに至りました。

すなわち、その起債対象事業規模は約七百七十億円を予定し、その一部を外貨地方債証券の発行により調達することとし、昭和三十六年度において九十億円に相当する外貨地方債証券の発行を計画いたしております。

この法律案は、政府として、この計画が適切緊要と考え、この外

貨地方債証券の発行に対して政府保証及び免税の措置を講じようとするものであります。

その内容の概要を申し上げますと、

第一に、政府は、当分の間、外貨地方債証券に関する債務について、国会の議決を経た金額の範囲内で保証契約をすることができるとしてあります。しこうして、昭和三十六年度において保証契約をすることができる金額の限度は、大阪府及び大阪市が共同して発行する外貨地方債証券につき、発行時における基準外国為替相場または裁定外国為替相場で換算した金額が九十億円に相当する券面表示の外国通貨の金高並びにその利子及び発行に関する契約に基づくその他の支払金の高に相当する金額といたしております。

第二に、外貨地方債証券の消化を円滑にするため、その利子等に対する租税その他の公課については、これまでの外貨公債の例にならない、非課税措置を講ずることとしてあります。

この法律案は、本日質疑を終了し、直ちに採決に入りましたところ、全会一致をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

次に、税理士法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案のおもな改正の第一は、税理士の自主性を高めるため、従来国税庁長官が行なっていた税理士の登録事務を日本税理士会連合会に移譲するとともに、これに伴い、登録に関する税理士の資格を審査するために同連合会に資格審査会を設け、また、税理士会の会則変更の認可制を、できる限り届出制に改めようとするものであります。第二に、現行の税理士特別試験制度は「昭和三十一年七月一日か

ら五年間に限り」とありますものを、今回所要の改善をはかった上、その存続期間を当分の間延長しようとするものであります。

最後に、税理士試験の受験資格、試験科目の免除資格及び特別試験の受験資格中、現在、一定期間国税または地方税に関する行政事務に従事したことを要件としているものにつきまして、今回これを「官公署における国税又は地方税に関する事務」と改め、その範囲を若干拡張しようとするものであります。

本案につきましては、審議の結果、本日質疑を終了し、直ちに採決を行ないましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決されました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告 (五月三十一日)

○大竹平八郎君 たいいま議題となりました大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

大阪港及び堺港整備並びに臨港工場用地の造成等の総合整備事業計画は、このほど成案を得るに至りましたが、その総事業費千四百十億円に上っております。このうち起債対象事業約七百七十億円で、その一部約三百五十八億円を外貨地方債証券の発行により調達することとし、さしあたり昭和三十六年度においては九十億円に相当する外貨地方債証券の発行が予定されております。政府として

は、この総合整備事業計画が適切緊要なものと考え、この外貨地方債証券の発行を円滑にするため、本案により、政府の保障及び利子等の非課税の措置を講じようとするものであります。

以下、本案の概要について申し上げますと、第一に、政府は、当分の間、外貨地方債証券にかかる債務について、国会の議決を経た金額の範囲内で保証契約をすることができるとし、昭和三十六年度における保証契約の限度額を、大阪府及び大阪市が共同して発行する外貨地方債証券につき、九十億円に相当する券面表示の外国通貨の金額とその利子等の合計額といたしております。第二に、外貨地方債証券の利子等に対する租税その他の公課については、これまでの外貨公債の例にならない、非課税措置を講ずることとしてあります。

委員会の審議におきましては、大阪、堺両港の総合整備事業計画と実施状況、この外貨債と昭和三十六年度財政投融资資金計画における地方債との関係、地方公共団体の外貨債発行の基準及び外貨債の発行条件等について質疑がなされたのでありますが、その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎法務省設置法の一部を改正する法律

(昭三六・六・五法一一四)

一、提案理由(三月二日)

○植木国務大臣 法務省設置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案の要旨は二点でありまして、第一点は、国際連合と日本国との間に近く締結される犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関し、研修、研究及び調査を行なうことを目的とする研修所を日本国に設置することに關する条約に基づき、国際連合に協力して行なう研修、研究及び調査に關する事項を、新たに法務省の所掌事務とし、同省の付属機関である法務総合研究所に右の研修、研究及び調査を行なわせるものとするることであり、第二点は、東京入国管理事務所羽田空港出張所を廃止して、新たに羽田入国管理事務所を置くことであります。

まず第一点についてであります。国際連合はかねて社会防衛に關する技術援助の一環として、アジア及び極東地域に犯罪の防止及び犯罪者の処遇に關するアジア及び極東研修所を設置する計画のもとに、その招請国を求めておりましたが、昭和三十五年に至り、わが国がその招請国となることに特に関心を示して参りましたので、政

府におきましては慎重に検討の結果、国際的及び国内的に犯罪の防止に寄与し、かつアジア及び極東地域諸国間の文化交流を一そう活発にするため、右研修所をわが国に設置して、その運営に協力することとし、条約締結交渉を経て、近く国際連合との間の犯罪の防止及び犯罪者の処遇に關するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに關する条約に署名する運びとなりましたところ従来法務省が犯罪の予防並びに行刑及び更生保護等の犯罪者の処遇に關する事項をその所掌事務としており、また同省の付属機関である法務総合研究所が刑事政策に關する総合的な調査研究を行なうものであることにかんがみ、右条約に基づいて行なう研修、研究及び調査に關する事項を法務省の所掌事務とするともに、法務総合研究所に右の研修、研究及び調査を行なわせることとしようとするものであります。

次に第二点についてであります。近時わが国と諸外国との交通は日々にしげく、外交、貿易、學術研究、觀光等のため本邦に入国し、または本邦から出国する外国人及び日本人の数もますます増加しておりますが、これらのうち半数以上の者が東京国際空港から出入国しておりますとともに、外国の元首、国賓等も多数同空港から出入国しつつある実情でありまして、同空港における出入国管理事務運営の態勢を整備、強化し、一そのの能率化及び適正化をはかることが必要となりましたので、東京入国管理事務所羽田空港出張所を廃止して、羽田入国管理事務所を置くこととしようとするものであります。

以上が法務省設置法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(五月十一日)

(駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律(昭三六一法一五八)の提案理由と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(五月三十一日)

○村上道雄君 たいだいま議題となりました法務省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

まず、法律案の改正の要点を申し上げますと、その第一は、本年三月十五日、わが国と国際連合との間に締結されました「犯罪の防止及び犯罪者の処遇に關するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに關する国際連合と日本国との間の協定に基づきまして国際連合に協力して行なう研修、研究及び調査に關する事項を新たに法務省の所掌事務とし、同省の付属機関である法務総合研究所に、この研究、研修、調査を行なわしめること。その第二は、東京入国管理事務所羽田空港出張所を廃止しまして、これにかわつて羽田入国管理事務所を設置すること。以上の二点であります。

内閣委員会は前後三回委員会を開きまして、本法律案の審議に当たりましたが、その審議において問題となりましたおもな点は、ア

ジア及び極東研修所がわが国に設置されるに至るまでの経過とその運営の方針、最近の青少年犯罪の実情とその対策、少年院等の運営の現状、東京入国管理事務所羽田空港出張所を羽田入国管理事務所に昇格する理由等の諸点であります。その審議の詳細は会議録に譲ることといたします。

昨日の委員会において質疑を終わり、討論もなく、直ちに本法律案を採決いたしましたところ、全会一致をもつて衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右報告申し上げます。

◎建築基準法の一部を改正する法律

(昭三六・六・五法一一五)

一、提案理由(四月二十日)

○国務大臣(中村梅吉君) たいま議題となりました建築基準法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

御承知の通り、建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護をはかり、もつて公共の福祉の増進に資することを目的として昭和二十五年に制定され、数次の改正を経て今日に至っております。

しかしながら、近年における人口の著しい都市集中に伴う市街地における建築物の密集と自動車交通の激増等、社会情勢の変化に伴い種々実情に沿わない面も生じて参りましたので、今回、同法施行の実績に徴して慎重な検討を加え、所要の改正をいたそうとするものであります。

今回の改正の主要な事項は、次の通りでございます。

第一に、市街地の整備改善をはかるため、建築物に関する制限の特例を設けたことであります。すなわち、建設大臣が都市計画上市街地の整備改善をはかるため必要があると認める場合において、防災建築街区、住宅改良地区その他建築物及びその敷地の整備が行な

われる地区または街区について指定する特定街区におきましては、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、高さ及び壁面の位置について、その街区の整備を主眼とする規制を行ない、そのかわりに、従来実施しております建築物の建蔽率、高さ等に関する制限規定を適用しないこととし、その街区の整備改善に関する制限の合理化をはかることといたしました。

第二に、自動車車庫及び自動車修理工場に関する規定を整備したこととあります。自家用の自動車等を格納する小規模な自動車車庫に対する防火上の構造制限の一部を緩和し、また、自動車修理工場につきましては、自動車交通の発達に伴い、商業地域内に建築できる規模の限度を若干引き上げることといたしました。

第三に、特殊建築物の防火に関する規定を整備いたしましたこととあります。すなわち、最近の災害例にかんがみ、キャバレー等の用に供する建築物または自動車修理工場の用に供する建築物で一定規模以上のものについて、防火上の構造制限を強化することといたしました。

第四に、違反防止の措置を強化したこととあります。法令に違反することが明らかな工事中の建築物について確実に工事を中止させるため、一定の場合に工事従事者に対しても、作業の停止を命ずることができるとし、違反防止の措置に遺憾なきを期することといたしました。

第五に、建築協定に関する規定を整備いたしましたこととあります。すなわち、住宅地としての環境または商店街としての利便を高度に

維持増進するためには、現行の協定事項のみで不十分でありますので、建築物の用途についての基準を協定することができるといたしました。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨でございますが、何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします次第でございます。

二、参議院建設委員長報告(五月十九日)

○稲浦鹿藏君 たいま議題となりました建築基準法の一部を改正する法律案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

近年、人口の都市集中に伴つて、市街地における建築物の密集と自動車交通の激増等は著しいものがあり、この社会情勢の変化に対応して建築基準法を改正しようというのが本案の目的であります。

改正のおもな点は、まず、市街地の整備改善をはかるため建設大臣は特定街区を指定することができることにいたしております。

この特定街区は、住宅改良地区、防災建築街区等によつて整備される地区、街区について、都市計画法の手続によつて定めるものでありまして、この特定街区内の建築物については、従来の建蔽率、高さ等の規制によらないで、容積制限をすることに定めています。

次に、自動車車庫及びその修理工場の構造及び用途地域上の制限の緩和、キャバレー、バー等の特殊建築物の構造制限の強化等を規定し、その他、違反建築物の是正、建築協定の基準に関する規定を整

建築基準法の一部を改正す法律

備しております。

質疑のおもなものは、特定街区指定の手続、容積制限についての将来の方向、違反建築の是正措置等についてのものでありますが、詳細は会議録で御承知を願います。

かくて質疑を終了、討論を省略して採決の結果、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

三、衆議院建設委員長報告(五月二十三日)

(公共用地の取得に関する特別措置法(昭三六一法一五〇)の委員長報告と一括して掲載)

◎雇用促進事業団法(昭三六・六・六法一一六)

一、提案理由(二月二十八日)

(中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(昭三六―法二八)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院社会労働委員長報告(五月十八日)

(国民健康保険法の一部を改正する法律(昭三六―法一四三)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院社会労働委員長報告(六月二日)

○吉武恵市君 たいいま議題となりました雇用促進事業団法案について、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

最近の雇用状況は、雇用者の増加、失業保険受給者の減少など、全般的には改善を見つありますが、反面、産炭地帯などの地域においては、離職者の集中的発生や労働力の過剰に苦しんでいる状況であります。政府はこれに対処すべく、雇用促進事業団を設立して、労働者の就職援助に必要な業務を行ない、雇用を促進せしめんとするのであります。

本法律案の要旨は、第一に、失業保険特別会計及び地方公共団体

もとの完全雇用に関する総合的、基本的政策を樹立するよう努めること。

二、業務運営の円滑適正を期するため、雇用促進事業団に、労使を含む関係者を構成員とする運営協議会を設けること。

三、政府は、法第十九条第一項の事業団の行なう業務に対し、一般会計より支出する等の方法によりその出資金及び交付金を増額するよう努めること。

四、政府は、生業資金の貸付等の方法により離職者自立のため万全を期すべきであり、特に炭鉱及び駐留軍離職者に対し特別の配慮をなすべきである。
以上であります。

の労働福祉事業団に対する出資額を資本金として、特殊法人たる雇用促進事業団を設立すること。第二に、事業団は、中央及び総合職業訓練所の経営、事業内職業訓練の援助、訓練受講者や移転就職者のための宿舍等の設置運営、訓練手当及び就職移転費の支給、就職のための資金貸付、身元保証等の業務を行なうこと。第三に、事業団は、労働福祉事業団が従来行なっていた職業訓練等の業務並びに炭鉱離職者援護会の業務を引き継ぐこと等であります。

委員会におきましては、熱心な質疑が行なわれましたが、そのおもなるものは、国民所得倍増計画において完全雇用達成の具体的方策を明らかにすべきではないか。失業保険の積立金が非常に多額に上っているが、給付の改善、保険料の低減等を行なうべきではないのか。総合職業訓練所は、失業者よりも新規の学校卒業生が多いので、一般会計からも相当額の資金を支出すべきではないか等について質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知を願います。

かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、高野委員より附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致をもつて本委員会の附帯決議とすることに決定いたしました。

その決議を朗読いたします。

附帯決議

一、政府は、すみやかに雇用基本法を制定し、適正な労働条件の

◎日本国有鉄道新線建設補助特別措置法

(昭三六・六・七法一一七)

一、提案理由(三月三日)

(港湾法の一部を改正する法律(昭三六・法六五)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院運輸委員長報告(五月十七日)

○三池信君 たいま議題となりました日本国有鉄道新線建設補助特別措置法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の趣旨を簡単に申し上げますと、御承知のごとく、国鉄の新線建設は、鉄道建設審議会の議を経て、公正かつ合理的に検討の上、鉄道敷設法別表に掲げる予定鉄道線路のうちから順次建設されており、何分にも、これらの新線は、開業後も長期にわたり、赤字であり、これが国鉄経営上大きな負担となつておる実情であります。

本法案は、当面、国鉄の経営上の負担を軽減し、その経営の健全化に資するため、政府は、昭和三十五年度以降の建設に要した資金につき、その利子相当分を限度として、昭和三十六年度から四十年

年度においては三億八百七十五万円の新線建設費補助金を計上いたしております。

本法案は、去る二月二十八日本委員会に付託され、次いで、三月三日政府より提案理由の説明を聴取し、自來、五回にわたつて質疑を行ない、慎重審議をいたしました。その詳細は会議録をごらん願います。

かくて、五月十六日、有田喜一委員より、附則を「この法律は、公布の日から施行する。」に改める旨の修正動議が提出され、修正案並びに原案について討論に入りましたところ、自由民主党を代表して高橋清一郎委員、日本社会党を代表して久保三郎委員、民主社会党を代表して内海清委員より、それぞれ次のような希望を付して賛成の意見が述べられました。

すなわち、公共的性格を持つ国鉄としては、国民経済の発展、地方資源の開発、交通系路の整備上、新線の建設は当然であるが、一方、また、多数の赤字路線が国鉄経営上の大きな負担となつていること、及び、現在の施設に対する輸送力増強が必須かつ緊要であること等を参酌して、その計画決定にあつては、正確な調査の上、慎重に考慮を払うべきである。なお、一たび決定の上、実施の段階にあつては、政府の一段の助成措置を要望いたしております。

かくして、修正案並びに修正部分を除く原案について採決の結果、本法案は全会一致をもつて修正議決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院運輸委員長報告(五月三十一日)

○三本興吉郎君 たいま議題となりました二法律案について、運輸委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、日本国有鉄道新線建設補助特別措置法案について申し上げます。

政府は、本法律案の提案の理由として、国鉄新線建設は、開業後も長期にわたり赤字であり、これが国鉄経営上大きな負担となつてい。従つて、国家見地から行なわれる新線建設については、国鉄経営の健全化に資するため、特別の助成策を講ずることとし、本法律案を提案したものであります。

次に、本法律案の内容について申し上げます。政府は、日本国有鉄道が新線建設を行なつた場合、その建設に要した資金の利子相当額を限度として補助することにしていきます。補助の期間は、昭和三十六年度から昭和四十年までの五カ年間になつていきます。なお、対象となつた新線が利益を生じた場合は、その利益相当額を補助金から控除する規定のほか、十五年以内に利益が生じた場合、国鉄はその二分の一以上を政府に還付しなければならない旨の規定が設けられていきます。以上が本法律案の内容でございます。

審議の詳細は速記録に譲りたいと思ひますが、審議に際し、特に問題となりました点は、まず第一に、新線建設の実施が経済効果を

日本国有鉄道新線建設補助特別措置法

十分發揮できるような予算的措置及び工事計画がなされているかどうかという点であります。第二点は、新線建設の決定に至るまでの手続、方法及び現在の機構が国家経済に寄与するに十分な機能を發揮しているかどうかという点であります。第三点は、最近の新線がほとんど赤字線である現状から見て、本法による補助政策で十分であるかどうか。これと関連して将来建設費を全額政府出資にすべきではないか等の問題でありました。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、大倉委員より、日本社会党を代表し賛成する旨の発言があり、附帯決議を提案されました。

附帯決議の趣旨は、第一に、新線建設の決定にあつては、手続、方法等に遺憾なきを期すること。第二は、将来新線建設費の財源については、全額政府出資とするよう努力すること。第三としては、新線建設の実施にあつては、経済速度をもつて工事を進め、投資効果をすみやかに發揮し得るよう抜本的措置を講ずること。以上の三点であります。

なお、特に新線建設の実施に際しては、今までの惰性を排除するほか、予算の重点的配分を行なう等万全の措置を要望されました。次いで天竺委員より、自由民主党を代表して、赤字が予想されても国家的見地から建設される新線については、建設費の政府出資が望ましいといわれる今日、利子補助を行なうことはきわめて適切な措置であり、賛成する旨の発言がありました。

討論を終わり、採決に入りましたところ、本法律案は全会一致を

もつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、大倉委員提出の附帯決議案も全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、倉庫業法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、政府の説明に基づき本改正案の要旨を申し上げますと、第一点は、従来冷蔵倉庫業は届出制でありましたが、その後の冷蔵倉庫業の実情にかんがみまして、これを一般普通倉庫業と同様に許可制に改めようとするものであり、第二点は、倉庫業者に対して、保管する物品の種類その他の事項を営業所に掲示する義務を課することであり、第三点は、倉庫業者に対する営業の停止及び倉庫証券の発行の停止の期間が最高限三カ月であつたものを六カ月に改めようとするものであります。

さて、質疑に入りましたところ、現行法の制定当時、冷蔵倉庫業のみについて特別措置を設けていた理由、冷蔵倉庫業のその後の実情及びその施設の改善、業務運営の適正化についての行政措置、中小冷蔵倉庫業に対する金融その他の指導等について各委員より質疑がありました。詳細は会議録で御承知を願います。

討論に入りましたところ、別に発言もなく、直ちに採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎倉庫業法の一部を改正する法律

(昭三六・六・七法一一八)

一、提案理由(四月十一日)

○本暮國務大臣 たいま議題となりました倉庫業法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

昭和三十一年に現行倉庫業法が制定されました。倉庫業の開始にあつては、運輸大臣の許可を受けしめることとした次第でございますが、冷蔵倉庫業につきましては、当時の事情により、当分の間は届出制にすることにいたしました次第でございます。

しかるに、その後の冷蔵倉庫業の実情にかんがみまして、この際、上記暫定措置を廃止いたしまして、普通倉庫業と同じように施設の改善、業務運営の適正化をはかることが必要と考えられるのでございます。

このほか、倉庫業者は、保管する物品の種類を表示させることによつて、寄託者及び倉庫証券所持人の保護をはかる等の必要がございます。

以上がこの法律案を提出するおもな理由でございます。何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決せられるようお願い申し上げます。

二、衆議院運輸委員長報告(五月二十三日)

○高橋清一郎君 たいま議題となりました倉庫業法の一部を改正

倉庫業法の一部を改正する法律

する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を報告申し上げます。

まず、本法案の要旨を御説明いたしますと、第一点は、従来、冷蔵倉庫業は届出制でありましたが、その後の冷蔵倉庫業の実情にかんがみまして、これを普通倉庫業と同様に許可制に改めること、第二点は、倉庫業者に対して、保管する物品の種類その他の事項を営業所その他の事業所に掲示する義務を課するとともに、倉庫業者に対する営業の停止及び倉庫証券の発行の停止の期間の最高限を三カ月から六カ月に改めようとするものであります。

本法案は、四月十日本委員会に付託され、翌十一日政府より提案理由の説明を聴取し、五月十六日質疑を行ないましたが、その内容は会議録により御承知願います。

かくて、本日、討論を省略し採決の結果、本法案は起立総員をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院運輸委員長報告(五月三十一日)

(日本国有鉄道新線建設補助特別措置法(昭三六・法一一七)の委員長報告と一括して掲載)

◎選挙制度審議会設置法

(昭三六・六・八法一一九)

一、提案理由(三月二十八日)

○安井国務大臣 たいま議題となりました選挙制度審議会設置法案につきまして、提案理由とその内容の概略を御説明申し上げます。

選挙が民主政治の基盤をなすものである以上、選挙の公明化を期して参ることは、わが民主政治の進展のために、常に変わることのない課題であると考えられます。

このような見地から、選挙制度は、創設以来、幾多の改革を経て現在に至つておるのですが、最近における数次の選挙の実情を顧みますとき、現行制度の全般にわたつて再検討を加え、もつて党派を越え、国民全体の協力を得て、理想選挙の実現を期して参る必要があると痛感され、世論も、また強くこれを待望しているものと思われるのであります。

政府といたしましては、この際、改善の具体策について成案を得るため、新たに強力にして権威ある選挙制度審議会を設置し、各界各層の学識経験者をわずらわして、選挙制度の合理化及び選挙の公明化に関する重要事項について調査審議を願ひ、その答申を待つて、これを尊重して、改正法律案を国会に提出する等、所要の措置

を講じようとするものであります。これがこの法律案を提案するに至つた理由であります。

次に、この法律案の概略について御説明をいたします。

第一に、選挙制度審議会は、国政の基本をつちかう選挙の制度及びそれに関連のある諸般の事項の調査審議を使命とする関係上、これを総理府に置くことといたしました。

第二に、その所管事務といたしましては、選挙及び投票制度に関する重要事項、国会議員の選挙区及び各選挙区別の議員定数を定める基準及び具体案の作成に関する事項、政党その他の政治活動及び政治資金の制度に関する重要事項並びに選挙公明化運動の推進に関する重要事項について、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議の上、答申するとともに、これらの事項について、みずからも調査審議の上、意見具申をすることができるものいたしました。

第三に、審議会の構成につきましては、学識経験者のうちから内閣総理大臣が任命する委員三十人以内で組織することといたし、特別の事項を調査審議するために、必要があるときは、別に特別委員を置くことができるものいたしました。この特別委員は、国会議員及び学識経験者のうちから内閣総理大臣が任命するものであります。国会議員のうちから任命された委員は、特に国会議員の選挙区及び各選挙区別の議員定数を定める具体案の作成については、事柄の性質上、調査審議に加わることができないことといたしました。

第四に、審議会から答申または意見具申のあつたときは、政府と

して、これを尊重して所要の措置を講ずべきことは当然のことでありまして、特にこの趣旨を明記することといたしました。

なお、これらの事項のほか、審議会の組織、運営等について、所要の規定を設けた次第であります。

以上がこの法律案の提案理由並びにその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員

員長報告(五月十二日)

○竹山祐太郎君 たいま議題となりました選挙制度審議会設置法案について、特別委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知の通り、本案の趣旨については、去る三月二十四日の本会議において自治大臣より説明があり、これについて質疑がなされておりますので、これを省略させていただきます。

本案は、去る三月二十四日委員会に付託され、慎重審議を進めて参りましたが、昨日質疑を終了し、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。審議の詳細は会議録に譲ることといたします。

なお、本案には全会一致をもつて次の附帯決議を付することに決しました。

附帯決議

選挙制度審議会設置法

一、選挙制度審議会の調査審議に当たつては、まず、当面急を要する事項について早急に行ない、選挙区制の根本的改正について調査審議を行なう場合には、特に慎重を期すること。

二、公明選挙を推進するため、選挙管理委員会の組織及び権限を強化すること。

三、選挙公営を拡充強化し、罰則を強化する等選挙の腐敗防止に努めること。

四、現行選挙区制のもとにおける衆議院議員の選挙区別人口と議員定数の不均衡をすみやかに是正すること。

以上御報告申し上げます。

三、参議院地方行政委員長報告(六月二日)

○増原恵吉君 たいま議題となりました選挙制度審議会設置法案について地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、

一、総理府に選挙制度審議会を置き、

二、審議会は、その所管事務として、公の選挙及び投票の制度、国会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める基準及び具体案の作成、政党、その他の政治団体及び政治資金の制度選挙公明化運動の推進等に関する重要事項について、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議の上、答申するとともに、みずからも意見具申をすることができるものとし、

三、審議会は学識経験者のうちから内閣総理大臣が任命する委員三十人以上で組織するものとし、特別の事項について必要があるときは、別に特別委員を置くことができるが、国会議員のうちから任命された特別委員は、国会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める具体案の作成については、その調査審議に加わることができないものとし、

四、政府は審議会から答申または意見の申し出があつたときは、これを尊重しなければならない旨をうたい、

五、その他、審議会の組織運営等について所要の規定を設けることを骨子とするものであります。

地方行政委員会におきましては、五月十六日、安井自治大臣から提案理由の説明を聞いた後、同三十日には、本法案の重要性にかんがみ、特に池田内閣総理大臣の出席を求め、主として総理との間に、この審議会設置に対する総理の熱意はどうか。審議会設置は、選挙制度の根本的改正を引き延ばすための逃げ道ではないか。選挙区の問題は選挙制度の中で最も重要な事柄であるのに、審議会においては、今回の衆議院特別委員会の附帯決議に制肘されて、選挙区制に触れにくくなるおそれはないか。参議院の全国制をどう考えるか。選挙法の改正については、従来の選挙制度調査会においてもすでに結論が出ているのに、今回また審議会を設けるのは無用の重複ではないか。審議会の答申の時期について、政府はどのように期待しているか、金のかからぬ選挙が審議会における審議の眼目でなければならぬと思うが、政府はどう考えるか等、多くの問題点について

て質疑応答を重ね、慎重審査を行ないましたが、その詳細については会議録によつてごらんを願いたいと存じます。
六月一日、質疑を終局し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

◎地方議会議員互助年金法

(昭三六・六・八法一二〇(衆))

一、提案理由(五月十九日)

○浜田幸雄君 たいま議題となりました、地方議会議員互助年金法案の提案理由、及び、酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律案の地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、地方議会議員互助年金法案について申し上げます。

本案は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党の合意に基づき成案を得、国会法第五十条の二の規定により、地方行政委員会の提出にかかる法律案として提出されたものであります。

以下、その提案の理由並びに内容の概要について御説明申し上げます。

この法律案立案の趣旨は、地方公共団体の議会の議員及びその遺族の生活安定に資するため、互助の精神にのっとり、年金を給付する制度を設けようとするものであります。

次に、法律案の内容について御説明いたします。

まず、第一は、互助会についてであります。地方議会議員は、都道府県、市及び町村の区分により、それぞれ全国組織で地方議会議員互助会を設けることができるものとしております。

地方議会議員互助年金法

第二は、互助会の行なう互助年金の給付についてであります。互助会が給付する年金は、退職年金、公務傷病年金及び遺族年金であります。

第三は、掛金についてであります。互助会の会員である地方議会議員は、規約で定めるところにより掛金を納めるものとし、その額は、その者の標準報酬月額に百分の五を乗じて得た額以上の額とするものとしております。

なお、この制度は、将来新たに地方公務員の統一的な退職年金制度に関する法律が制定されます際には、これに統合することとしております。

以上が本案提案の理由及びその内容の概要であります。何とぞすみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に、酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律案について申し上げます。

本案は参議院の立法にかかるものでありまして、その趣旨は、めいめい者の行為を規制し、または、めいめい者の保護等の措置を講ずることにより、過度の飲酒による個人的、社会的害悪を防止しようとするものであります。

その内容について申し上げますれば、まず、国民一般に飲酒についての節度を要請し、公共の場所または乗りものについて、めいめい者が粗野または乱暴な行為をしている場合について、警察官の保護の措置とその事後手続を定めるとともに、必要な処罰規定を設けております。

次に、めいて、い者がみずからの住居内において同居親族の生命、身体、財産に危害を加えんとする場合については、警察官は住居内に立ち入ることもできることとしております。

第三に、保護しためいてい者で、アルコール慢性中毒またはその疑いのある者については、警察官は保健所長に通報し、保健所長は医師の診断を受けるよう勧奨しなければならないこととしております。

本案は、五月十一日、参議院議員紅露みつ君から提案理由の説明を聴取し、審査に入りましたが、その詳細は会議録に譲りたいと思っております。

五月十九日質疑を終了し、討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

なお、本案に対し、自由民主党小沢太郎委員より、自由民主党、日本社会党、民主社会党共同の附帯決議案が提出されましたが、これまた全会一致をもって可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

二、参議院地方行政委員長報告(五月三十一日)

○増原恵吉君 ただいま議題となりました地方議會議員互助年金法案について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法案は衆議院の提出にかかるとはありまして、提案の趣旨

は、地方公共団体の議会の任務の重要性にかんがみ、議員の退職等について年金を給する制度を設けようとするものであります。

法案の内容は、(一)、地方議会の議員は、都道府県、市(特別区を含む)及び町村の区分により、それぞれ全国組織で地方議會議員互助会を設けることができるものとし、(二)、互助会の給する年金は、退職年金、公務傷病年金及び遺族年金の三種とし、退職年金給付の最短在職年限は十二年とし、(三)、互助会の会員である議員は、規約で定めるところにより掛金を納めるものとし、その額はその者の標準報酬月額額の百分の五以上の額とすること等を骨子とするものであります。なお、経過措置として、昭和二十二年四月三十日からこの法律施行の日の前日までの間における議員の在職期間は、この法律による年金給付の基礎に推算するものとし、また、将来、新たに地方公務員の統一的な退職年金制度に関する法律が制定される際には、この制度もこれに統合されるものとする。その場合、地方公務員の退職年金にかかる経理と互助年金にかかる経理とは区分すべきものとする旨を定めております。

地方行政委員会におきましては、衆議院議員丹羽喬四郎君より提案理由の説明を聞いた後、地方議會議員の報酬の性格、議員報酬と地方公共団体の首長等執行機関側の給与との比較権衡の問題等をめぐりまして、質疑応答が行なわれましたが、その詳細については会議録によつてごらんを願いたいと存じます。

五月三十日質疑終結、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案通り可決すべきも

のと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

(註) 衆議院においては委員会の審査は省略された。

◎地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律 (昭三六・六・八法一二一)

一、提案理由(三月十六日)

○安井国務大臣 たいま議題となりました地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案の提案とその要旨を御説明申し上げます。

(一) 明年度は、新道路整備五カ年計画に基づく道路整備事業を初めとする各種公共事業や社会保障制度の拡充に伴う地方団体の所要経費をまかなうための財源及び昨年十月から実施された地方公務員の給与改定の平年度化等により増加する給与費に対応する財源を関係地方団体に付与する必要があります。また明年度は、国税三税の大幅な増加や本年度からの二百余億円の繰り越しによつて地方交付税の総額も相当多額の増加となりますので、この際、関係基準財政需要額を増額して将来にわたる地方行政の水準の向上を企図することが適当と考えられるのであります。

(二) なお、昭和三十四年度に実施された固定資産税の制限税率引き下げに伴う減収を補てんするための地方債についても、地方団体の財源の充実、地方交付税の配分方法の改正等と相俟つて昭和三十一年度限りこれを廃止することとし、地方財政運営の正常化をはかる必要があります。

にかかる単位費用を引き上げることとし、そのほか、(イ)給与改定の平年度化、昇給等に要する経費の財源を基準財政需要額に算入するた

定財源あるいは、道路財源として、一般財源の充実にかわる特別の措置として発行を許可された地方債並びに国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業にかかる経費または国の行なう災害復旧事業にか

め関係行政項目の単位費用を引き上げることとしたのであります。その二は、補正方法の改正に関する事項であります。すなわち、

かかる負担金に充てるため昭和二十六年以前において発行を許可された地方債の繰り上げ償還額を基準財政需要額に算入することとした次第であります。

財政力に比し公債費負担の大きい地方団体の公債負担の軽減をはかるため、都道府県が国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業の財源に充てるため起こした地方債の元利償還金を基準財政需要部に算入するにあたり、新たに財政力補正を適用することとしたしました。なお、今後補正係数を定めるにあつては、弱小の市町村に対する財源の傾斜的充実ははかるため、その他の諸費のうち人口を測定単位とするものについて、都市的形態の度合いに応じて定めている態容補正係数を改正し、行政の質の差のあることを前提として行なつていく割り落としを廃止する所存であります。

第二は、地方財政法の改正に関する事項であります。昭和三十四年度に固定資産税の制限税率を百分の二・五から百分の二・一に引き下げたことに伴ひまして、その減収額を補てんするための措置として起債の発行の特例が定められたのであります。このような措置はあくまでも暫定的なものであり、恒久的な財源措置を講ずることによりすみやかにこの解消をはかることが必要なのであります。幸いにして、明年度は地方の一般財源に相当な増収がありますので、

その三は、測定単位の改正に関する事項であります。すでに申し上げました通り、明年度におきましては、地方交付税の増額のほか、地方税等におきましても相当な増収が期待されますので、これらの財源は当面急を要する行政水準の引き上げに重点的に振り向けることといたしましたのであります。他方、地方公務員の退職年金制度の実施に備えてその財源を留保するとともに、長期にわたる地方財政の健全化を推進することも必要であると考えられるのであります。この意味において昭和三十六年度限りの措置として一部地方債の繰り上げ償還を期待することといたしました。すなわち、昭和二十六年、昭和二十七年及び昭和二十九年におきまして給与改

この際、地方交付税の配分方法を合理化することによつて関係市町村に対し所要の財源を付与することとして、起債の特例措置は昭和三十五年度限りでこれを廃止することとしたのであります。なお、昭和三十六年度及び昭和三十七年度においては、経過措置として昭和三十五年における発行額のそれぞれ三分の二及び三分の一の額の発行をすることができるとし、激変緩和の措置を講ずることといたしております。

地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律

三五三

以上が、この法律案の提案の理由であります。次に、この法律案の内容の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一は、地方交付税法の改正に関する事項であります。その一は、単位費用を引き上げて基準財政需要額を増額することでありま

す。道府県分につきましては、(イ)新道路整備五カ年計画に基づく道路整備事業の実施その他公共投資の充実に必要な財源を付与するため、道路費、河川費、その他の土木費、農業行政費及び林野行政費の単位費用を引き上げ、(ロ)さらに投資的経費を包括的に算入するため、その他の諸費の人口及び面積を測定単位とするものにかかる単位費用を大幅に引き上げることといたしております。市町村分につきま

す。市町村の財源の総体的な充実ははかるため、その他の諸費の人口及び面積を測定単位とするものにかかる単位費用を引き上げ、また、(ロ)公共下水道、屎尿処理施設等都市における環境衛生施設の整備に要する経費及び農山漁村における投資的経費の充実ははかるため、その他の土木費、衛生費、農業行政費及びその他の産業経済費の単位費用を引き上げることといたしております。さらに、道府県分、市町村分を通じて(イ)生活保護基準の引き上げ、結核予防行政の充実等により増加する社会保障関係経費の財源を付与するため、生活保護費、社会福祉費及び衛生費の単位費用を引き上げ、(ロ)失業対策事業にかかる労力費、資材費等の単価引き上げにより増加する経費の財源を付与するため、労働費中失業者数を測定単位とするもの

上げます。

二、衆議院地方行政委員長報告(五月十二日)

○中島茂喜君 たいま議題となりました地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案につき、地方行政委員会における審査の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

御承知のごとく、昭和三十六年度は、各種公共事業の推進、社会保障関係施策の拡充、地方公務員の給与改定の平年度化等に伴い、地方団体の財政負担が大幅に増加いたしますので、これに対応してその財源を付与する必要が生じているのであります。また、一面、本年度は地方交付税の総額も、国税三税の大幅な増加や前年度からの繰り越しによつて相当の増額になりますので、政府は、地方交付税法を改正して、これら所要財源につき関係基準財政需要額の増加をはかるほか、この際、地方団体が単独で施行する投資的事業についても、その財源を増強して将来にわたる地方行政水準の向上に資することを適当と考え、政府は地方交付税法に所要の改正を加えることとしておるのであります。

なお、先年実施された固定資産税の制限税率引き下げに伴う減収を補てんするための地方債についても、地方団体の財源の充実、地方交付税の配分方法の改正等と相俟つてこれを廃止することとし、そのため、本案において地方財政法の一部をも改正して所要の措置を講ずることとしておるのであります。

法案の内容は、まず、地方交付税法の改正に関する事項でありま

に、固定資産税の制限税率引き下げに伴う減収補てんのための起債の特例を昭和三十五年度限り廃止することとし、これに伴う激変を緩和するための経過措置を講ずることとしておるのであります。

本案は、三月十五日日本委員会に付託され、翌十六日安井自治大臣より提案理由の説明を聴取し、自來、地方財政計画との関連において慎重な審査を行ないましたが、その詳細は会議録に譲り、おもな論点を二、三申し上げますと、まず、「本年度は地方税等の増収が相当期待されるとはいえ、その増収のあり方には、地方団体に著しい格差のある現状において、公共投資の拡充、給与費の増加等に対応する所要財源の確保はもとより、行政水準の向上、地域格差の解消等の諸要請にこたえるためには、与えられた交付税のワク内で配分を考えるだけでは問題は解決されないのではないか。交付税の総額をさらに増加し、これによつて弱小団体に対する傾斜的配分を強むべきではないか。また、単位費用の積算に用いる給与費その他の単価が実態に合興していないのではないか。今次改正では税外負担解消のための措置を明確に打ち出していないが、解消の実効を期する上からは、前年度に引き続き、この点を配意すべきではなかつたか」等の諸点でありました。これらの論議に対して、政府は、「本年度においては、地方税の増収、道路目的財源の充実等のほか、さらに、地方交付税の増額に伴い、公共投資関係の基準財政需要額が相当に増額され、ことに、地方団体が単独で行なう投資的事業の財源については画期的な増額がはかられているので、後進地域開発の特例措置等と相俟つて、地方財政の基盤の充実と健全化は相当程度

地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律

三五五

すが、

その一は、公共投資の充実、社会保障関係経費の拡充、給与費の増加等に対応して、それぞれの関係行政項目の単位費用を引き上げるとともに、特に地方団体が単独で行なう建設事業費の財源を包括的に増強する目的で、「その他の諸費」の、人口及び面積を測定単位とするものにかかる単位費用を大幅に引き上げたことでありま

す。その二は、財政力の弱い地方団体について基準財政需要額の傾斜的増加をはかるため、都道府県にあつては、単独災害復旧事業債の元利償還金を基準財政需要額に算入するにあたり、新たに財政力補正を適用することとしたほか、省令事項ではありますが、市町村にあつても、「その他の諸費」のうち、人口を測定単位とするものについて、都市的形態の度合いに応じ定めている態容補正係数を改正して、行政の質の差のあることを前提として行なつていく十種地以下の市町村の経費の割り落としを廃止しようとしております。

その三は、長期にわたる地方財政の健全化を推進する措置として、地方公務員の退職年金制度の実施が一カ年延期されたことに伴い、不用となつた財源を昭和三十七年度以降に留保する意味合いにおいて、その財源をもつて一部地方債の繰り上げ償還を期待することとしております。すなわち、特別措置債及び昭和二十六年以前に発行にかかる災害復旧事業債の繰り上げ償還所要財源を基準財政需要額に算入することとしたのであります。

次に、地方財政法の改正に関しては、さきに述べましたよう

推進されるものと考え、従つて、本年度は、税外負担解消の措置としては、昨年度行なつた是正措置以上特に明示してはいないが、小中学校にかかる投資的経費のほか、包括的な財源の増加が行なわれたことにも照応して、地方団体は漸次これが解消の方向に進むものと期待する。なお、今後、事態の推移を見きわめた上、さらに善処したい。弱小団体に対する交付税の傾斜的増額についても、財政力補正の強化、種地区分による格差の是正等の措置を通じて相当程度前進せしめていく等の答弁をいたしております。

五月十一日、本案に対する質疑を終了し、本十二日、討論を省略して採決を行ないましたところ、賛成多数をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院地方行政委員長報告(六月二日)

○増原恵吉君 たいま議題となりました地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法案は、地方交付税法については、昭和三十六年度における道路整備事業等の各種公共事業、社会保障制度の拡充に伴う地方団体の所要経費をまかなうための財源、及び昨年十月から実施された地方公務員の給与改定の平年度化等により増加する給与費に見合う財源を関係地方団体に賦与するために、また、同年度においては地方交付税の総額も相当多額の増加が見込まれるので、この際、関係基

準財政需要額を増額して、将来にわたる地方行政の水準の向上を期する必要がある、次に、地方財政法については、起債の特例措置について、その廃止と、これに伴う経過措置を講ずる必要があるもので、地方交付税法及び地方財政法の一部を改正したいというものであります。

改正の要点は、

まず地方交付税法について、(一)、道路費、社会福祉費、衛生費等について、単位費用を引き上げて基準財政需要額を増額することとし、(二)、国庫の補助を受けないで施行した災害復旧事業費の財源に充たするため起こした地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入するにあたり、新たに財政力補正を適用するものとし、(三)、昭和三十六年度に限り、昭和二十六年度、二十七年度及び二十九年度において特別の措置として発行を許可された地方債等の繰り上げ償還額を基準財政需要額に算入するものとし、

次に、地方財政法については、昭和三十四年度に実施された固定資産税の制限税率引き下げに伴う減収補てんのための地方債に対する特別措置を昭和三十五年度限り廃止するとともに、激変緩和のため、三十六、三十七の両年度における経過措置を定めるものであります。

地方行政委員会におきましては、三月二十三日、安井自治大臣から提案理由の説明を聞いた後、三十六年度の地方交付税の総額には前年度からの繰越額二百億円余が含まれているが、明三十七年度の交付税額の見通しはいかか。激減を見る心配はないか。また、最近

◎教育職員免許法等の一部を改正する法律

(昭三六・六・八法二二二)

一、提案理由(三月十日)

○荒木国務大臣 このたび政府から提出いたしました教育職員免許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

教育職員免許法は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上をはかるために制定されたものでありまして、施行以来すでに十余年を経過いたしております。その間、同法の施行後の実情にかんがみ、制度の内容に改善を加え、またはその簡素化をはかる等、教育現場の実態に即応させるとともに、同法の趣旨の実現を期するため、すでに五回にわたり改正をいたして参りました。

このたびの改正案は、中学校等の教育課程の改訂に伴う教科の改正に対応して、これらの学校の教員の免許状にかかる教科を改めるとともに、教員需給の現状にかんがみ、不足することが予想される教科の教員の免許状について、その取得要件を緩和する等の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。
まず第一に、中学校及び高等学校の教員の免許状にかかる教科の

教育職員免許法等の一部を改正する法律

地方公共団体において公団、公社設立の傾向が著しいが、これは地方債計画が地方財政需要に沿わない結果ではないか。また基準財政需要額の見積もりにおいて、税外負担の解消のための配慮が不十分ではないか等、多くの問題点について質疑応答を重ねて、慎重審査を行ないましたが、その詳細については会議録によつてごらんを願いたいと存じます。

かくて、六月一日質疑を終局し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法案は多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

名称を改めたこととあります。

すなわち、中学校の教員の免許状にかかる教科については、「図画工作」を「美術」に改めるとともに、新たに「技術」を設け、高等学校の教員の免許状にかかる教科については、「図画」及び「工作」を、それぞれ、「美術」及び「工芸」に改めました。

第二に、高等学校の工業、理科及び数学の教科についての教員免許状の取得方法について特例を設けたこととあります。

高等学校の工業、理科及び数学を担当する教員の需要は、今後ますます増大することが予想される一方、これらの教員となることを志望する者はきわめて少ない現状であります。

そこで、このような需給の実情に应付するため、これらの教員の免許状を取得する場合に必要とされる教職に関する専門科目の単位の修得については、当該教科に関する専門科目の単位の修得をもつてかえることができるよう特例を設けようとするものであります。

第三に、高等学校の実習助手並びに学校看護婦等、教員の職務に準ずる職務に従事する職員に対して、教員免許状を授与することができる特例を設けたこととあります。

すなわち、高等学校において実習を担当する教諭の職務を助ける実習助手で一定の基礎資格を有するものが、所定の在職年数及び単位数を充足した場合には、高等学校において実習を担当する教諭の二級普通免許状の授与を受けることができることといたしました。

また、学校看護婦等の在職年数は、養護教諭の免許状の授与を受けなければならないとする養護教員の在職年数に含めることができること

といたしております。

第四に、中学校及び高等学校の教員の免許状にかかる教科の改正に伴い、法施行の際、改正前の教科についての教員免許状を有する者については、不利益を生じないよう必要な経過措置を講じたこととあります。

なお、この法律は、公布の日から施行することといたしておりますが、中学校の教員の免許状にかかる教科の改正に関する規定は、中学校の教育課程の改正の期日と合わせて昭和三十七年四月一日から施行することといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ、十分御審議の上、すみやかに、ご賛成下さいますようお願い申し上げます。

二、衆議院文教委員長報告(五月十一日)

○臼井莊一君 ただいま議題となりました、内閣の提出にかかる、教育職員免許法等の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過及びその結果を御報告申し上げます。

本案の要点は、一、中学校及び高等学校の教員免許状の教科名称を改めるものでありまして、中学校については、図画工作を美術に改め、新たに技術を設け、高等学校については、図画を美術に、工作を工芸に改めること、二、高等学校の農業、工業等の教員免許状所有者は当分の間中学校における職業関係の相当教科を当然担任で

きる特例を設けること、三、高等学校教員免許状の取得要件緩和の特例を作り、当分の間、工業教員免許状については教職専門科目の全単位を、また、数学、理科の教員免許状については教職専門科目単位の半数をそれぞれ当該教科専門科目の修得をもつてこれにかえることができるようにすること、四、教員類似の仕事に従事している職員、すなわち、高等学校における産業教育関係の実習助手及び学校看護婦等に対して教員免許状取得の機会を開くため、当分の間従来の在職年数をそれぞれ当該免許状取得に要する教員として在職年数として取り扱う特例を設けること、その他必要な経過措置を規定するものであります。

本案は、去る三月七日当委員会に付託となり、同月十日文部大臣から提案理由の説明を聴取し、以来、慎重に審議されたのでありますが、特に次の諸点、すなわち、一、高等学校における工業等の教育免許状取得要件緩和の措置は、免許法制度の根本精神に反し、科学教育の偏重ではないか、また、本改正によつて教員の需要に対する供給不足度がどの程度解消されるか、二、実習助手、学校看護婦等に対しては、免許法上の緩和だけでなく、その身分の確立、給与の改善等にわたつての積極的施策が緊要ではないかなど、各般にわたつて、きわめて熱心に審議されたのであります。それらの詳細については会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて、五月十日に至り本案に対する質疑を終了、次いで、日本社会党山中吾郎君外三名から、本案附則第十三項削除の修正案が提出せられ、同党三木喜夫君から同修正案の趣旨説明があり、直ちに

討論に入り、日本社会党を代表して村山喜一君から本案に反対、修正案に賛成の討論がありました。かくて、採決の結果、修正案は起立少数をもつて否決され、本案は起立多数をもつて原案の通り可決されました。

右、御報告いたします。

三、参議院文教委員長報告(五月三十一日)

○平林剛君 ただいま議題となりました教育職員免許法等の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法律案の概要を申し上げます。教育職員免許法は昭和二十四年に施行され、教育職員の免許に関する基準を定め、その資質の保持と向上をはかることを目的としております。

今回の改正案の内容は、第一に、中学校及び高等学校の教育課程の改訂に伴う教科の改正に対応して、教員免許状の教科名称を改めるものでありまして、中学校については、「図画工作」を「美術」に改め、新たに「技術」を設け、高等学校については「図画」を「美術」に、「工作」を「工芸」に改めております。第二に、高等学校における工業及び理数科教員の不足の実情と今後の需要に対処し、当該教員を確保するため、免許状の取得要件を緩和する臨時措置をはかるうとするものであります。すなわち、当分の間、工業教員の免許状については教職専門科目の全単位を、数学あるいは理科の教員免許状については教職専門科目の半分の単位を、それぞれ当該教

教育職員免許法等の一部を改正する法律

科の専門科目の修得をもつてこれにかえることができることとするほか、さらに実習助手に対して、臨時免許状を取得しなくても、高等学校の実習を担任する二級普通免許状を取得できる特例を規定いたしております。

なお、当分の間、養護教員の免許状の取得に要する在職年数に学校看護婦等の在職年数を加算できるとし、高等学校の工業等の教員免許状所有者は中学校の職業関係の教員になることができると等の臨時措置をいたしております。

以上のほか、中学校、高等学校の教員の免許状にかかる教科の改正に伴い、改正法施行の際、改正前の教科についての教員免許状を有する者については、不利益を生じないよう必要な経過措置を規定いたしております。

委員会の審議におきましては、「高等学校の工業・理数科教員の免許状取得に教職専門科目の全部あるいは一部を免除したことは、現行の教員免許法の建前に反し、去る昭和三十三年に中央教育審議会から出された教員養成制度についての答申の趣旨にも反するのではないか」、また、「これら教職専門科目を修得しない教員に対して、今後、現職教育を行なう計画があるのか」との質疑があり、政府側より、「中央教育審議会の答申を尊重する方針に変わりがないが、本案は、工業教員の不足に備えての応急措置を行なうものであつて、教員の資質の向上とは逆コースをたどるかもしれないが、改善のし方も臨時的な策であるから、現行制度の建前をくずすものではない。現職教育については、昭和三十七年度から予算措置を講じて、その

教育職員免許法等の一部を改正する法律

実現方に努力したい」旨の答弁がなされました。なお、「本改正案によつて、工業教員を確保できる見通しがあるのか」との質疑に對しましては、「毎年、大学工学部卒業者の教職専門科目の修得者数は減少の一途をたどつてゐるが、この改正措置によつて、工学部卒業者全員に對し工業教員になる道が開かれるので、相当数の教員が誘致できると思ふ」との答弁がありました。

その他、各般にわたる質疑が熱心に行なわれましたが、詳細については会議録で御承知願ひたいと思ひます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して千葉千代世委員より反対、自由民主党を代表して北島委員より賛成の討論が行なわれました。

続いて採決を行ないましたところ、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律 (昭三六・六・一〇法一二三)

一、提案理由(四月十八日)

○椎名国務大臣 ただいま上程になりました商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案について提案理由を御説明いたします。

中小企業問題につきましては、かねてから諸般の施策を講じて参つたところでございますが、従来各種の施策に均霑するところの薄かつた小規模事業者に對して特に施策の手を差し伸べるために、主として郡部の町村単位に、その地域の商工業の総合的な改善発達をはかるための組織として商工会を設立し、この商工会とすでに都市部にできてゐる商工会議所との行なう小規模事業者のための事業活動に對し、助成措置を講ずることができるよう、商工会の組織等に関する法律が第三十四回国会において成立し、約四億円の国庫補助額を計上し、昨年六月十日に施行されましたこれはすでに御承知の通りであります。

この法律の施行後本年二月末までにすでに全国で千六百五十四の商工会が設立され、昭和三十六年度中には、その数は、約二千三百に達する予定であります。これらの商工会は、比較的单位が小さく、その組織もいまだ強固なものとは言えず、期待されている事業

商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律

の円滑なる実施と事業内容の一そうの充実をはかるために、これらの指導連絡に当たる組織を確立する必要性が痛感されてきたところであります。

右のような必要性から、すでに全国四十三の都道府県商工会連合会及びその上部組織としての全国商工会連合会が任意団体または社団法人の形で誕生しておりますので、これを法制化し、その組織及び運営について定めるとともに、これが事業活動についての助成措置を講ずる必要があるわけでありまして、すでに昨年四月現行法が衆議院において可決されました際、附帯決議として、商工会の連合会組織の法制化をすみやかに実現するよう要請されていたところであります。

このような事情から今回改正法律案を提案することとした次第であります。その内容の概要について以下御説明申し上げます。

この法律案の骨子は、都道府県商工会連合会及び全国商工会連合会の組織について定めるとともに、これらの連合会の行なう指導事業の一部について国の助成措置を規定するものであります。

第一に、都道府県商工会連合会は、都道府県ごとに一個とし、その会員たる資格を有する者は、当該都道府県の地区内に主たる事務所を有する商工会としております。また、全国商工会連合会は、全国を通じて一個とし、その会員たる資格を有する者は、都道府県商工会連合会としております。

第二、商工会連合会の事業については、商工会の組織または事業

についての指導連絡、商工業に関する情報または資料の収集及び提供、商工業に関する調査研究、展示会等の開催またはそのあつせん、技能または技術の普及または検定、関係経済団体との提携または連絡、意見の具申または建議、その他商工会の健全な発達をはかるために必要な事業を行なうこととなつております。

第三に、商工会の都道府県商工会連合会への加入脱退は任意であります。都道府県商工会連合会は全国商工会連合会へ当然加入することとなつております。

第四に、都道府県商工会連合会は、地区内の商工会の二分の一以上が加入し、全国商工会連合会は二十五以上の都道府県商工会連合会が加入するものであれば、通商産業大臣の認可を受けて設立することができると定めており、その管理、運営等についても所要の規定が置かれております。また、連合会の公共的性格にかんがみまして通商産業大臣の所要の監督規定も設けられております。

第五に、商工会連合会の商工会に対する指導に要する経費の一部について国が助成できるように定めておりますが、この国の助成を行なうための予算措置といたしましては、三十六年度において約二千三百万円を計上いたしておる次第であります。また、このほかに、商工会または商工会議所に対する補助として、七億六千五百万円が計上され、その他を含めて総額八億二千五百万円の予算をもちまして小規模事業者のための対策の拡充強化を有している次第であります。

以上本法律案の提案理由及びその内容の概略を申し述べました

が、何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院商工委員長報告(五月十八日)

○小川平二君 たいま議題となりました商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

商工会の組織等に関する法律は、主として町村単位に、地区内の商工業の総合的な改善、発達をはかるための組織として商工会を設立するとともに、小規模事業者の経営改善普及事業を行なう商工会及び商工会議所に対して助成措置を講ずる趣旨のもとに昨年制定されたものであります。この法律に基づき、すでに千数百の商工会が設立され本年度中には、これが二千三百以上に達する見込みであります。ところが、これらの商工会は比較的单位が小さく、組織も十分強固となつていないものが多い実情にありますので、各商工会の指導連絡に当たる上部組織の確立が要請されてきたのであります。このような事情から都道府県商工会連合及び全国商工会連合会の組織について新たに規定することを骨子とする本改正案が提出されたのであります。

その内容は、第一に、都道府県商工会連合会を会員とし、都道府県ごとに一個、全国商工会連合会は都道府県連合会を会員とし、全国を通じて一個とする。第二に、連合会は、会員の組織または事業についての指導連絡その他の事業を行なう。第三に、都道府県連合会への加入、脱退は任意であるが、全国連合会の場合

当然加入とする。第四に、都道府県連合会は地区内の商工会の二分の一以上が加入し、全国連合会は、二十五以上の都道府県連合会が加入するものであれば、通商産業大臣の認可を受けて設立することができる。第五に連合会に対し、経営改善普及事業の指導費について国が助成することができる。以上でございます。

本案は、四月十三日当委員会に付託され、数回の審査の後、本日に至り、各党共同提案により、都道府県商工会連合会において、理事定数の五分の一以内の員外理事を認める旨の規定についてこれを十分の一以内に改める趣旨の修正案が提出されましたので、引き続き採決を行いましたところ、全会一致をもつて本案を修正案の通り修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院商工委員長報告(五月三十一日)

(機械類賦払信用保険臨時措置法(昭三六一法一五六)の委員長報告と一括して掲載)

◎愛知用水公団法の一部を改正する法律

(昭三六・六・一〇法二二四)

一、提案理由(三月九日)

○井原政府委員 ただいま議題となりました愛知用水公団法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明いたします。昭和三十一年から着手いたしました愛知用水の建設工事は、牧尾ダム、兼山取水口、幹線水路を初めとしてその大部分の工事が三十五年度に完了し、三十六年度からは公団の建設にかかる施設を管理する段階に入ることになります。これに伴いまして三十六年度の途中から公団の人員及び機材に余裕を生ずることになりますが、愛知用水の建設工事に多大の成果をあげましたこれら職員の貴重な経験と大型高性能の機械を同種の他の事業に一括活用することが国家的見地から見て得策であると考えられるのであります。

従来、農林省が国営事業として実施しておりました豊川総合水利開発事業は、その事業地域が昭和二十六年に天龍東三河総合開発特定地域に指定され、二十九年に総合開発計画として閣議決定された事業の一つでございます。豊川水系の水資源を総合的に開発してその利用の高度化をはかるため、豊川流域及び渥美半島一帯にわたる約二万町歩の耕地に澆灌するとともに豊橋市周辺及び蒲郡市周辺の工業及び上水道に水を供給する計画の事業であります。事業の

規模並びに水資源の総合開発という点におきまして、ほとんど従来

の愛知用水事業と同様の事業であります。従つて、この国営豊川総合水利開発事業その他関連事業を公団事業として吸収することにより、愛知用水事業とほぼ同じ方式によりまして工事の早期完成をはかり、地域総合開発に寄与いたさせますとともに、あわせて公団の人員及び機材の有効な活用を期することとした次第であります。

このような理由によりまして、愛知用水公団法の一部を改正いたしますこととしたいのであります。以下、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、公団の目的に豊川水系の水資源を総合的に開発し得ることを加え、次に、業務につきましましては、豊川水系にかかる区域におきまして現に国が工事を施行いたしております国営土地改良事業及び県が工事を施行いたしております県営土地改良事業で県から農林大臣に申し出がありましたものは、一定の日をもちまして公団の事業となりまして規定いたしております。

これに伴いまして、従来国営土地改良事業として計画されておりました埋め立てまたは干拓の事業を公団が行ない得ること、及びその事業によつて造成されます埋立地または干拓地の処分を土地改良法と同様な手続で行なうこととしております。

また、公団の事業となる国営土地改良事業につきまして、それが公団の事業となる日までに国が要しました費用のうち、国が徴収す

たものであります。

そのおもなる内容について申し上げますと、第一に、愛知用水公団の事業に、従来国営によつて施行せられてきた豊川水系の豊川農業水利事業と、県営土地改良事業で、県から農林大臣に申し出のあったものとを新たに加えることと、第二に、公団は、従来国営土地改良事業として計画されていた埋め立てまたは干拓の事業を行なうことができ、また、その造成地の処分を土地改良法と同様な手続で行なうことができるようにすること、第三に、公団は、公団の事業となる国営土地改良事業について、公団の事業となる日までに国が要した費用のうち、国が徴収すべき地元負担金を賦課徴収することができるようにし、また、その事業に関する国の権利及び義務を承継するものとする、第四に、公団の事業に豊川水利事業が加わることによつて必要となる事業の基本計画等の作成、手続、経理区分等について規定の整備をはかること、第五に、公団の総裁を理事長に、副総裁を副理事長にそれぞれ改めるとともに、役員の数削減すること等であります。

本案は、三月四日に付託され、三月九日に提案理由の説明を聞きましたが、農業基本法案等のため、ようやく五月十六日に至つて審議を開始し、翌十七日午前には、公団総裁、愛知県当局及び土地改良区理事長の出頭を求めて参考意見を聞き、同日午後には商工委員会と連合審査を行ない、本日質疑を終了しました。

次いで、討論を省略して採決いたしましたところ、本案は多数をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

べき地元負担金を公団が賦課徴収し得ること、及び公団の事業となる時においてその事業に関して国が有しておりました権利及び義務は公団が承継することといたしております。

その他、豊川事業が新たに入りまふことによつて必要となります事業基本計画等の作成手続、経理区分等、必要となるべき規定の整備をはかつたものでございます。

以上、この法律案の提案の理由及び内容のおもな点であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(五月十八日)

○丹羽兵助君、ただいま議題となりました、内閣提出、愛知用水公団法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

愛知用水公団が法律に基づき昭和三十一年から五カ年計画で着手いたしました愛知用水事業は、予定通り、牧尾ダム、兼山取水口、幹線水路等を初め、その大部分の建設工事がおおむね三十五年度に完成いたし、公団は三十六年度からその建設にかかる施設の管理に移行することになっております。しかして、これに伴い、公団の人員及び機械等に余裕を生ずることになりますので、この際、愛知用水事業の建設工事に多大の成果を上げましたこれら職員の貴重な経験と、大型、高性能の機械を豊川農業水利事業等に一括活用することが国家的見地から得策であるとして、本案の提出を見

愛知用水公団法の一部を改正する法律

以上、御報告いたします。

三、参議院農林水産委員長報告(六月七日)

(急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律(昭三六―法一四六)の委員長報告と一括して掲載)

◎防衛庁設置法の一部を改正する法律

(昭三六・六・一二法一二五)

一、提案理由(二月十六日)

○西村国務大臣 防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の理由及び内容の概要について御説明申し上げます。

最初に、防衛庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、国力国情に応じて防衛力を整備する必要があることを認め、防衛庁の職員の定員を一万三千五百三十四人増加し、現在の定員二十五万四千七百九十九人を二十六万八千三百三十三人に改めることといたしました。この一万三千五百三十四人の増加分のうち一万七千四百人が自衛官で、残りの二千四百六十人が自衛官以外の職員であります。自衛官の増加分はそれもおもなるものについて申し上げますと、陸上自衛隊については千五百人でありまして、施設関係部隊の増強のために充てるものであります。また海上自衛隊における増員は四千四百三十人でありまして、艦艇の増加に伴い必要とされる人員の配置並びに航空部隊の整備及び後方支援部門の充実等のために充てるものであります。なお航空自衛隊における増員は五千百十二人でありまして、航空方面隊及び航空団の増置並びに保安官

防衛庁設置法の一部を改正する法律

制、教育、補給等の部門の拡充のために当てるものであります。

第二に、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の一その統合的かつ能率的指揮運用を達成するため、統合幕僚会議の機能の充実ははかることとし、出動時における自衛隊に対する指揮命令の基本及び統合部隊の行動についての指揮命令に関する補佐の職務を統合幕僚会議が行なうこととし、さらに統合幕僚会議に統合幕僚学校を新たに付置することといたしました。

第三に、防衛大学校に従来の任務のほか、防衛大学校の教育訓練を修了した者その他長官の定める者に対し、理工学に関する高度の理論及び応用を教育訓練する任務を新たに加えることといたしました。

次に、自衛隊法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

第一に、自衛隊の組織及び編成等を整備することといたしました。陸上自衛隊については、現在の管区隊六及び混成団四を師団十三に改編し、その編成をわが国の地形に適應させ、運用を軽快ならしめるように改めることといたしました。海上自衛隊については、操縦教育の一元化をはかるため、新たに長官直轄部隊として教育航空集団を置くこととし、また従来艦艇のみからなっていた自衛艦隊の編成を改め、自衛艦隊は護衛艦隊及び航空集団その他の直轄部隊からなるものとし、海上艦艇部隊と海上航空部隊との一元的運用をはかることといたしました。航空自衛隊については、防空体制の充実ははかるため、西部航空方面隊を新設し、第五航空団の司令部の

所在地を改め、第六航空団及び第七航空団を新設する等の措置を行なうこととしたしました。

さらに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊のそれぞれの補給処における調達、補給等の業務の効率的運用をはかるため、その統制業務を行なう機関として補給統制処を置くことができるように所要の改正を行ないました。

なお従来の練習隊群を練習艦隊に改称し、自衛艦隊司令、航空総隊司令等の名称をそれぞれ司令官に改めることとしたしました。

第二に、防衛庁設置法における統合幕僚会議の所掌事務の改正に
応じて、統合部隊の行動についての長官の指揮は統合幕僚会議の議長を通じて行なうものとし、これに関する長官の命令は統合幕僚会議の議長が執行するものとすることに改めました。

第三に、予備自衛官の員数を二千人増加し、一万七千人に改めることとしたしました。

第四に、自衛隊はその任務遂行に支障を生じない限度において国際的な運動競技会等に対し、必要な協力を行なうことができるようにいたしました。

第五に、自衛隊の施設において自衛隊のための作業に従事する隊員以外の者でみずから食事をととのえることができない者に対して、自衛隊の見学者の場合と同様に適正な対価で食事を支給し得るようにいたしました。

以上両法案の提案の理由及びその内容の概要を申し上げた次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さるよう

既設の第五航空団をその隷下に置くとともに、中部航空方面隊に第六及び第七航空団を新設すること等でありました。

さらに、陸、海、空各自衛隊の補給処における調達、補給等の統制業務を行なう機関として補給統制処を置くことができることとし、また、練習隊群を練習艦隊と改称し、自衛艦隊司令、航空総隊司令等の名称をそれぞれ司令官と改めることであります。

第二は、防衛庁設置法における統合幕僚会議の所掌事務の改正に
応じて、統合部隊の行動についての長官の指揮は統合幕僚会議の議長を通じて行なうものとし、これに関する長官の命令は統合幕僚会議の議長が執行するものとすることにあります。

第三は、予備自衛官の員数を二千人増員するほか、自衛隊の任務遂行に支障のない限り、国際的な運動競技会等に対して自衛隊が必要な協力を行なうことができることとしたすること等でありました。

両案は、二月十五日日本委員会に付託、政府より提案理由の説明を聴取した後、池田首相、西村防衛庁長官その他関係政府委員に対し、各委員より諸般の角度から熱心な質疑がなされたのであります。その詳細は何とぞ会議録によつて御承知を願います。

かくて、昨日質疑を打ち切り、両案を一括して討論に入りましたところ、自由民主党を代表して藤原委員より賛成の意見が、日本社会党を代表して山内委員より、また、民主社会党を代表して受田委員より、それぞれ反対の意見が述べられ、次いで採決いたしましたところ、いずれも多数をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

お願いをいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(四月二十七日)

○久野忠治君 たいま議題となりました防衛関係二法案につき、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、防衛庁設置法の一部を改正する法律案の要点を御説明申し上げますと、

第一は、わが国の国力、国情に応じて防衛力を整備するため、自衛官一万一千七十四人、自衛官以外の職員二千四百六十人を増員することでありました。

第二は、陸、海、空各自衛隊の統一的かつ能率的な指揮運用を達成するため、統合幕僚会議の機能の充実をはかることにも、統合幕僚会議に統合幕僚学校を新設することでありました。

第三は、防衛大学校に理工学に関する高度の理論及び応用に関する課程を新たに設けること等でありました。

次に、自衛隊法の一部を改正する法律案の要点を御説明申し上げますと、

第一は、自衛隊の組織及び編成等を整備することでありました。すなわち、陸上自衛隊においては、現在の六管区隊、四混成団を十三個師団に改編することであり、海上自衛隊においては、新たに、長官直轄部隊として教育航空集団を置くことにも、自衛艦隊は、護衛艦隊及び航空集団その他の直轄部隊をもつて編成することにしたことであり、航空自衛隊においては、西部航空方面隊を新設して、

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(六月二日)

○吉江勝保君 たいま議題となりました防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、防衛庁設置法の一部を改正する法律案の改正の要点を申し上げますと、

その第一点は、防衛庁の職員の定員を一万三千五百三十四人増加し、現在の定員二十五万四千七百九十九人を二十六万八千三百三十三人に改めることとした点であります。この一万三千五百三十四人の増加分のうち、一万七千七十四人が自衛官で、残りの二千四百六十人が自衛官以外の職員でありまして、この自衛官の増加分は、陸上自衛官におきましては、施設関係部隊の増強に充てる要員であり、海上自衛官にあつては、艦艇の増加に伴い必要とされる人員の配置並びに航空部隊の整備及び後方支援部門の充実等に充てる要員であり、また航空自衛官にあつては、航空方面隊及び航空団の増置並びに保安管制、教育、補給等の部門の拡充に充てる要員であります。

その第二点は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊のさらに一その統一的かつ能率的指揮運用を達成するために、統合幕僚会議の機能の充実をはかることとし、出勤時における自衛隊に対する指揮命令の基本及び統合部隊の行動についての指揮命令に関する補佐の職務を統合幕僚会議が行なうこととする点にも、統合幕僚会

議に統合幕僚学校を新たに附置することにした点であります。

その第三点は、防衛大学校に、従来の任務のほか、理工学に関する高度の理論及び応用を教育訓練する任務を新たに加えた点であります。

次に、自衛隊法の一部を改正する法律案の改正の要点を申し上げますと、

その第一点は、自衛隊の組織及び編成等を整備することとした点であります。すなわち、陸上自衛隊においては、現在の管区隊六及び混成団四を師団十三に改編し、その編成をわが国の地形に適應させ、運用を軽快ならしめるよう改め、また海上自衛隊においては、新たに長官直轄部隊として教育航空集団を置くとともに、自衛艦隊は護衛艦隊及び航空集団その他の直轄部隊からなるものとして、海上艦艇部隊と海上航空部隊との一元的運用をはかることとし、また航空自衛隊においては、西部航空方面隊を新設し、第五航空団の司令部の所在地を改め、第六航空団及び第七航空団を新設すること等の措置を行なうことといたしております。また、練習隊群を練習艦隊と改称し、自衛艦隊司令、航空総隊司令等の名称をそれぞれ司令官と改めることといたしております。

その第二点は、防衛庁設置法における統合幕僚会議の所掌事務の改正に應じて、統合部隊の行動についての長官の指揮は、統合幕僚会議の議長を通じて行なうものとし、これに関する長官の命令は統合幕僚会議の議長が執行することといたしております。

内閣委員会は前後九回にわたり委員会を開き、この間、池田内閣

総理大臣、西村防衛庁長官、その他関係政府委員の出席を求めて、本二法案を一括して慎重熱心に審議いたしました。

委員会の審議において問題となつたおもな点を申し上げますと、「核兵器に関し、我が国の憲法上政府はいかに解釈するか」との質問に對しまして、池田総理より、「憲法解釈法、純理論的には、自衛のためなら核兵器を持つてないことはない。しかし、政治的に考えて核兵器を持たない。この点、岸前総理の見解と同様である」旨、また、「統合幕僚会議の強化はシビル・コントロールの基本原則を侵害するものではないか」との質問に對しまして、池田総理より、「シビル・コントロールの原則は民主主義の根本であり、これは絶対に守らなければならぬ。今回の統合幕僚会議の充実も決してこの原則に反するものではなく、自衛隊の運営についてはシビル・コントロールが根幹であつて、この原則をせむ守る必要がある」旨の所見が明らかにされました。なお、「師団改編の目的いかん」との質問に對し、西村長官より、「今回の師団編成がえは、自衛隊の目的を変えたものでなく、従来の経験によつて、地形に應じたものとし、小型化して機動力を発揮できるようにせんとするものである」旨、また、過般のケネディ大統領の国防予算教書に関連して、「局地戦に對する政府の見解いかん」との質問に對し、西村長官より、「かかる局地戦が起らないことを望み、また、かかる局地戦の起ることを抑制するのが今回の自衛隊整備のねらいである」旨の答弁がありました。

このほか、現在の国際情勢に對する政府の見通しと、これに對処

する国防方針、第二次防衛計画策定の現況、防衛庁昇格の問題とシビル・コントロールの見地より防衛庁内局強化の要否、池田総理渡米の際のケネディ大統領との話し合いの議題、韓国クーデターに對する政府の態度、防衛庁における国外情報収集の現状、防衛出動と治安出動に関する法的解釈等の諸点について質疑応答が熱心に重ねられました。その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

去る五月三十一日の委員会におきまして、大谷委員より質疑打ち切りの動議が提出せられ、採決の結果、賛成者多数で可決せられました。よつて直ちに討論に入り、まず、日本社会党を代表して横川委員が反対の討論を行ない、自由民主党を代表して塩見委員より賛成討論があり、また、民主社会党を代表して田畑委員より反対討論が行なわれました。

討論を終わり、本二法案を一括して採決いたしましたところ、賛成者多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎自衛隊法の一部を改正する法律

(昭三六・六・一二法一二六)

一、提案理由(二月十六日)

(防衛庁設置法の一部を改正する法律(昭三六―法一二五)の提案理由を一括して掲載)

二、衆議院内閣委員長報告(四月二十七日)

(防衛庁設置法の一部を改正する法律(昭三六―法一二五)の委員長報告を一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(六月二日)

(防衛庁設置法の一部を改正する法律(昭三六―法一二五)の委員長報告を一括して掲載)

◎農業基本法 (昭三六・六・一二法一二七)

一、提案理由(二月二十八日)

○周東国務大臣 農業基本法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

申し上げるまでもなく、わが国の農業は、過去幾世代にわたりますして、国民食糧その他の農産物の供給、資源の有効利用、国土の保全、国内市場の拡大等、国民経済の発展と国民生活の安定に寄与して参りました。また、農業従事者は、この農業の重要な手として多くの困苦にたえながらその務めを果たし、国家社会の重要な形成者として他の産業従事者とともに国民の勤勉な能力と創造的精神の源泉たる使命を全うしてきたのであります。

しかるに、わが国経済の発展の過程におきまして、農業は自然的・経済的・社会的制約のため他産業と比較いたしますと生産性において著しい格差を生じております上に、また、近時産業経済の著しい発展に伴いまして農業従事者と他産業従事者との間において生活水準の格差が拡大してきております。他方、国民生活の向上とともに農産物に対する需要にも変化が生じ、澱粉質食糧の消費が減つて蛋白質食糧等の消費が増大する傾向が現われてきたことや、農業から他産業への労働力移動の現象が見られ、農業就業人口が減少し始めてきたこと等、農業と農業を取り巻く条件の変化はま

農業基本法

ことに著しいものがあります。

このようにいわば農業が曲がりかどに來ているという事情を背景にして、産業、経済の重要な部門として農業も国経済の成長発展に即応して他産業におくれをとらないように生産性を向上し得るようになるとともに、農業従事者も他産業従事者と均衡する生活を営み得るようになることが強く要請されております。

それゆえ、農業及び農業を取り巻く条件の変化と農業ないし農業従事者のあり方を考え、その調和をはかつて、この際農業の向かうべき新たな道を明らかにし、農業に関する政策の目標を示し、これに基づいて諸般の施策を進めて参りますことは、農業及び農業従事者の重要な使命にこたえると同時に、公共の福祉を念願する国民の期待にこたえるゆえんであると考えるものでございます。これがこの法案を提出いたしました趣旨でございます。

次に、法案の主要点につきまして御説明いたします。

まず前文におきまして以上申し述べましたような趣旨を明らかにしておるのでございますが、第一章総則におきましては、第一に、国の農業に関する政策の目標は、農業の自然的・経済的・社会的制約による不利を補正し、他産業との生産性の格差が是正されるように農業の生産性が向上すること、及び農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営み得るようであることを旨として、農業の発展と農業従事者の地位の向上をはかることにあるものとしております。

第二に、この目標を達成するため、国は、農業政策のみならず、

政策全般にわたつて必要な施策を総合的に講じなければならぬこととしておりますが、その際重点的に配慮すべき方向づけとして、(1)農業生産の選択的拡大、(2)農業生産性の向上と農業総生産の増大、(3)農業構造の改善、(4)農産物の流通の合理化、加工の増進及び需要の増進、(5)農産物の価格の安定及び農業所得の確保、(6)農業資材の生産及び流通の合理化並びに価格の安定、(7)近代的な農業経営の担当者たるにふさわしい者の養成及び確保と農業従事者及びその家族がその希望と能力に従つて適当な職業につき得るようにすること、(8)農村の環境整備等による農業従事者の福祉の向上の八項目を明らかにしております。これとともにこれらについての施策が画一的でなく、地域的に自然的・経済的・社会的諸条件を十分考慮して行なわれるべきものとしております。

第三に、政府は、諸施策を実施するため必要な法制上、財政上の措置を講じ、また、農業従事者が必要とする資金の適正円滑な融通をはからなければならぬこととしております。

なお、施策を講ずるにあつては、農業従事者等の自主的な努力を助長することを旨とするものであることを明らかにしてしております。

第四に、政府は毎年国会に、農業の生産性及び農業従事者の生活水準の動向と、これらについての政府の所見を含む農業の動向に関する年次報告を提出し、また、この報告にかかる動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を提出しなければならぬこととしております。

じ、また、協業を助長して家族農業経営の発展、農業の生産性の向上、農業所得の確保等に資するため、農業協同組合組織のほか新たに農業生産法人の道を開くなどの施策を講ずることによつて、家族農業経営とその協業組織が相並び相補いながら農業経営の近代化に資するようにしたいと存じております。そのため、農地についての権利の設定または移転の円滑化のため、農業協同組合が農地の信託を引き受けることができるようにし、また、近代的な農業経営の担当者たるにふさわしい者の養成、確保等のため、教育、研究、普及の事業の充実等をはかることとしております。さらに、わが国家家族農業経営の過半はいわゆる兼業によつて家計を維持安定させている実態にかんがみまして、その家計の一そのの安定に資するとともに、農業従事者及びその家族が、その希望と能力に従つて適当な職業につき得るよう、就業機会の増大その他の施策を講ずることとしております。

なお、農業構造の改善は、土地条件等の整備を基盤として、農地保有の合理化、農業経営の近代化等を総合的に行なつて初めて実効を期し得ることも多いと思われましますので、そのため必要な施策を講ずることとしております。

次に、第五章におきましては、農業行政に関する組織の整備及び運営の改善と農業団体の整備についての方針を述べております。

最後に、第六章におきまして、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣または関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議するた

以上が総則のおもなる内容でございますが、第二章ないし第四章におきましては、農業生産、農産物等の価格及び流通、農業構造の改善等に関し必要な施策の方針をそれぞれ明らかにすることといたしてしております。

すなわち、農業生産に関する第二章におきましては、農産物の需要及び生産の長期見通しを立てて公表すること、農業生産の選択的拡大、農業生産性の向上及び農業総生産の増大をはかるため、右の長期見通しを参酌して生産に関する施策を講ずること、農業災害に関する必要な施策を講ずることについてそれぞれの方針を明らかにしてしております。

農産物等の価格及び流通に関する第三章におきましては、まず、重要な農産物について、農業の生産条件、交易条件等に関する不利を補正する施策の重要な一環として、その価格の安定をはかるため必要な施策を講ずることとし、さらに、価格安定の施策の実施の結果を総合的に検討して施策の万全を期してゆくこととしたほか、農産物の流通の合理化等についての施策、輸入農産物との関係の調整、農産物の輸出の振興について必要な施策を講ずることとしております。

農業構造の改善等に関する第四章におきましては、家族農業経営の健全な発展、協業の助長、兼業農家の安定などに重点を置いております。まず、わが国農業の不在い手としての家族農業経営の近代化をはかつてその健全な発展をはかることともに、できるだけ多くの家族農業経営が自立経営になるように育成するため必要な施策を講

めの機関として、総理府に農政審議会を設置することとし、その組織等について必要な規定を定めております。

農業基本法案の内容はおおむね以上の通りでございますが、この法律は、今後の農業の向かうべき道、農業従事者の進むべき目標を示すにありましますので、これに基づく具体的な施策は、基本法の趣旨により今後にわたつて法制上、予算上等の措置をとる覚悟でございます。とりあえず三十六年度につきましては予算案にすでにその趣旨を取り入れておりますが、また、関係法律案につきましては、当面措置すべきものについてすみやかに提案いたしたい所存であります。

何とぞ慎重御審議の上この農業基本法案をすみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(四月二十九日)

○小山長規君 たいま議題となりました、内閣提出、農業基本法案について、農林水産委員会における審査の概要をきわめて簡単に御報告申し上げます。

本案は、わが農業が、内外の変転する諸情勢のもとに、いわゆる曲がりかどに差しかかっているという事情を背景とし、成長経済に即応して、他産業におくれをとらないよう生産性の向上を期するとともに、農業従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことができるよう諸般の政策を強力に展開すべく、国の農業に関する政策の目標を設定することを目的として提出せられた、いわば農業の憲章

とも称すべきものであります。

本案とほぼ時を同じゆういたしまして、日本社会党からも同名の法律案が提出せられましたので、二月二十三日、本会議においてそれぞれ趣旨の説明を聞き、また、質疑を行ないました後、委員会といたしましたが、本案がわが農業の将来を左右する重要法案である事実にかんがみ、その審議にあつては、しばしば池田総理の御出席をもわずらわし、前後十二回の委員会を開催するとともに、中央、地方において公聴会または調査会を開いて五十数名に達する学識経験者の意見を聴取する等、きわめて慎重を期し、二カ月有半にわたり異常な努力を傾注して参つたのであります。この間要しました審議時間は、公聴会を含み六十数時間に上つております。

よつて、四月二十七日、藤田委員の動議により質疑を打ち切り、引き続き採決を行ないましたところ、本案はこれを多数をもつて可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。

三、参議院農林水産委員長報告(六月六日)

○藤野繁雄君 たいいま議題となりました農業基本法案について、委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

今国会に、政府案、日本社会党案及び民主社会党案といわれて三つの農業基本法案が、それぞれ、内閣、衆議院議員北山愛郎君外十一名及び参議院議員天田勝正君外二名から提案され、政府案及び日本社会党案については、三月一日の本会議において趣旨の説明

が行なわれ、各会派の代表によつて質疑がなされ、引き続き委員会において、三月二日に政府案及び日本社会党案について、また四月六日に民主社会党案について、提案者から提案理由の説明がなされたのであります。

その後、四月二十九日に閣法第四十四号の政府案が衆議院において原案通り可決、本院に送付されたのであります。これがただいま議題となつておりますものであります。

この法律案は、最近における農業及びこれを取り巻く条件の変化に応じて、農業の発展と農業従事者の地位の向上をはかるため、農業の向かうべき新たな道を明らかにし、農業に関する政策の目標を示す必要があるという理由によつて提案され、前文においてこの法律を制定する趣旨を述べ、本文に入つて、第一章総則で、国の農業に関する政策の目標と、それを達成するための国及び地方公共団体の施策、並びに、政府が毎年国会に対し農業の動向に関する年次報告及び施策を明らかにした文書を提出することについて、次に、第二章以下では、農業生産、農産物等の価格及び流通、農業構造の改善等、農業行政機関及び農業団体と章を追うて、国が必要な施策を講ずるにあつて特にその方針を宣明すべきものについて、最後に農政審議会について規定してあります。

委員会におきましては、前述の三つの農業基本法案を同時に問題として取り扱い、五月九日、政府案について補足説明を聞き、五月十日及び十一日の両日にわたつて、各会派の代表によつて、総理大臣並びに民主社会党案及び日本社会党案の提案者代表に対して質疑

が行なわれ、五月十二日から五月二十九日までの間において、農林大臣、政府委員あるいは農林省当局に対し、政府案を中心として、法案の前文及び条章を追うて質疑が行なわれ、二十二日には、福島市、富山市及び長野市に委員派遣を行なつて、計三十一人に及ぶ農業従事者が聴取され、五月三十日及び三十一日には関係各省大臣に対し、さらに五月三十一日には再び総理大臣に対して質疑が行なわれたのであります。

質疑の過程におきましては、法案の取り扱い方、日本農業に対する認識とその対策、基本法の目的等、その前提的な問題から、これが実施上の具体的な措置等その内容に及んで、諸般の問題が究明され、また政府当局の心がまえやその責任がたゞきるのであります。これが詳細は会議録に譲ることにいたします。

かくして五月三十一日、河野委員の動議により、ただいま議題の内閣提出衆議院送付案に対する質疑を終局し、六月二日これを議題として討論に入りましたところ、北村委員から日本社会党を代表して反対、桜井委員から自由民主党を代表して賛成、東委員から民主社会党を代表して反対、無所属クラブの北条委員から賛成、森委員から参議院同志会を代表して賛成が述べられました。

かくして討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

続いて、桜井委員から、本法の実施に関して政府の善処を求める内容の附帯決議が提案され、これまた多数をもつて委員会の決議とすることに決定され、これに対し農林大臣から、決議の趣旨を尊重

して十分努力するとの発言がありました。
右報告致します。

◎漁業生産調整組合法

(昭三六・六・一三法一二八)

一、提案理由(二月二十八日)

○周東國務大臣 漁業生産調整組合法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

わが国の漁業において重要な地位を占めるサンマ、アジ、サバ、スルメイカ等の多獲性の水産物の採捕を目的とする中小漁業につきましては、その漁業の性質上、時期的に過度の漁獲が行なわれ、漁獲物が陸揚地の輸送、冷蔵、冷凍、加工等の処理能力をこえて陸揚げされるため、その価格が暴落し、その結果その漁業を営む中小漁業者等の経営の安定が阻害される事態、すなわち大漁貧乏の現象を呈することがしばしばあるのであります。

従つて、これらの漁業の経営の安定をはかるためには価格流通面における諸施策が必要であることは申すまでもないところでありますが、これらの施策が十全の効果を發揮するためには、その前提として生産面における適切な調整が必要とされるのであります。

政府といたしましては、多獲性の水産物の採捕を目的とする漁業の経営安定対策について鋭意検討いたしました結果、魚価安定基金の設置等の価格流通面における施策を講ずる一方、生産面における調整として、漁業者がその漁業生産活動を自主的に調整する組織と

して漁業生産調整組合を設けることができるようにするとともに、必要な場合に国がその自主的調整を補完する措置を講ずることができようにするため、この法律案を今回提出した次第であります。

次に、この法律案の内容について概略御説明申し上げます。
第一点といたしまして、組合を設立することができる漁業は、この組合制度の趣旨にかんがみ、多獲性の水産物の採捕を目的とする漁業で政令で指定するものとしております。政令の指定は、一定の海域におけるサンマ棒受け網漁業、アジ、サバまき網漁業、イカつり漁業等を予定しております。

第二点といたしまして、組合は、政令で指定する漁業を営む者が農林大臣の認可を受けて指定漁業ごとに設立することといたしております。組合の設立の要件といたしましては、組合員資格を有する者の三分の二以上が組合員となつてゐることのほか、組合の重複設立を避けるため、組合の数は指定漁業ごとに一個に限ることとしたしております。

第三点といたしまして、組合の事業は調整事業とその他の事業といたしております。調整事業は二種類といたしております。一つは、一般的な制限として、休漁日の設定、積載量の制限、運搬船の隻数の制限等を予定してあります。その他の一つは、特定の漁業における組合員の一部を対象とする陸揚げの制限でありまして、一定の事態において、以上の一般的な制限を行なつてもなお調整事業が十分な効果をあげ得ない場合に限り行なうもので、この制限を行なう場合には、その対象となる組合員に一種の犠牲をしてゐることに

もなりますので、組合がその組合員に調整金を支払ふこととするとともに、別に提案いたしております魚価安定基金法案に基づき設立される魚価安定基金からその組合に対し、それに要する経費の一部または全部を交付することといたしております。

なお、組合が調整事業を行なうにあつては、その重要性と、一般消費者及び関連事業者に及ぼす影響を考慮して、その事業の内容、方法等につきまして調整規程を設定せしめ、農林大臣の認可を受けさせることといたしております。

組合の事業としては、以上の調整事業のほか、組合員に対する情報提供事業と組合員のためにする組合協約の締結があります。

第四点といたしましては、漁業生産活動の規制に関する命令であります。

この組合制度は、組合が調整規程を定めて自主的に調整事業を行なうことを原則としておりますが、現実には、員外者の行為により、または組合自体の力が弱いこと等の理由によつて、組合の行なう調整事業が所期の効果をあげ得ない場合も考えられますので、これらの場合には、農林大臣は、組合の申し出により、一定の要件のもとに、一般的制限につきまして、その調整規程の内容を参酌して制限を定め、その組合の組合員たる資格を有する者に対し、これに従ふべきことを命ずることができるものとしております。

第五点といたしましては、農林大臣の認可を受けた調整規程または組合協約及びこれらに基づく行為につき原則として独占禁止法の規定を適用しないことといたしますとともに、農林大臣が調整規程

の認可等の処分を行なう場合には公正取引委員会と協議することといたしております。

第六点といたしましては、農林大臣は、適用漁業の指定を行なう場合または漁業生産活動の規制に関する命令を出す場合には、中央漁業調整審議会の意見を聞かなければならないこととするにとともに、調整規程の認可等を行う場合には、地元の水産業に及ぼす影響を考慮して、関係都道府県知事の意見を聞かなければならないことといたしております。

以上のほか、組合の設立、管理、解散等につきましては、この種の組合の例に準じ所要の規定を設けておりますとともに、組合の行なう調整事業の重要性にかんがみ、組合に対する監督のための規定を設けております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次に、魚価安定基金法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

わが国の漁業は、戦後急速に復旧し、これに伴つて、漁獲量も、昭和二十七年には戦前の最高水準を突破するに至り、その後も順調な発展を続けて現在に至つております。しかしながら、このような漁獲量の増加にもかかわらず、サンマ、スルメイカ、アジ、サバ等のいわゆる多獲性の水産物につきましては、時期的に、または地域的に、水揚げ港の処理能力をこえて集中して水揚げされ、その結

果、魚価が暴落し、大漁貧乏の現象を呈することがしばしばありまして、これに関係する漁業者の経営を著しく不安定なものとするともに、関連産業の健全な発展を阻害している現状であります。

このため、政府といたしましては、鋭意その対策を検討いたしました結果、一方におきましては、漁業団体による出荷調整の機能を考慮し冷蔵庫等の施設を充実させるため所要の予算措置を講ずるとともに、その他の流通改善のための施策を推進することといたしておりますが、これらの措置にあわせまして、漁業者の自主的な生産調整組織を設けるため漁業生産調整組合法案を提出いたすとともに、これと相俟つて魚価の安定を目的とする組織を設けるためこの法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の内容について概略御説明申し上げます。

まず第一点といたしまして、魚価安定基金の目的、出資等に関する規定がありますが、魚価安定基金は、多獲性の水産物の価格の安定をはかるため、漁業生産調整組合、水産業協同組合等が行なう生産及び流通の調整等の事業につき助成するための組織として設立される法人でありまして、この基金の成立の当初の資本金は一億六千万円を下るものであつてはならないと法定したのであります。これは、政府、都道府県、漁業生産調整組合、水産業協同組合及び水産加工業を営む者が組織する中小企業等協同組合の出資によるものでありまして、このうち政府は八千万円を出資することとしております。

第二点といたしまして、この基金の業務に関する規定であります。

が、基金は次の二つの業務を行なうものとしたのであります。

その第一は、出資者たる漁業生産調整組合に対する資金の交付であります。漁業生産調整組合が行なう事業につきましては、この法律案とともに御審議をお願いいたしております漁業生産調整組合法案の提案理由で御説明申し上げましたように、組合員に対する制限は、組合員全員を対象とする採捕、運搬陸揚げに関する制限と、一部の組合員を対象とする陸揚げに関する制限の二つを考へているわけでありまして、後者につきましては、魚価の安定をはかるために一部の組合員に対し一種の犠牲をしいることになるわけでありまして、漁業生産調整組合がこれらの組合員に対して調整金を支給する場合に、基金がその支給に要する経費の全部または一部に相当する金額を交付することにより、漁業生産調整組合の実施を円滑ならしめようとするものであります。

その第二は、従来実施して参りました水産物流通調整事業につきまして所要の改善を加え、この基金の事業として制度的に確立したいというものであります。

この場合は、基金の業務の対象といたします製品は政令で指定することとしておりますが、昭和三十六年度はさしあたりサンマかすを指定する予定にしております。

第三点といたしまして、基金の業務を実施する場合に必要な資金についての規定であります。基金は、金融機関への預金、国債その他の有価証券の取得等によつて得られる運用益によつて、その業務を実施することを原則としておりますが、いわゆる多獲性の水産物生産調整組合を設立することができること、この組合は、組合員全員を対象として行なう休漁日の設定や積荷の制限等、一般的な制限のほか、これらの一般制限によつてもなおかつ十分な効果が上がらない場合には、一部の組合員に対する漁獲物の陸揚げ制限を行なう等の調整事業を実施すること、一部の組合員に対して制限措置を講ずる場合には調整金の支払い等を行なうこと、また、農林大臣は組合員の自主的な調整事業がアウトサイダーの行為により効果を上げ得ない場合には、一般的な制限事項に限つてアウトサイダー規制命令を発することができること等であります。

以上が本案のおもな内容であります。

次に、魚価安定基金法案について申し上げます。

本案は、さきに御報告いたしました通り、漁業生産調整組合や水産業協同組合等が多獲性の水産動物の価格を安定させるために生産及び流通に関して調整事業を行ないます場合に、それを助成するための法人組織を設けるためのものであります。この基金は、漁業生産調整組合が一部の組合員に対して制限を行なつた場合に支払う調整金の全部または一部を負担し、また、出資者たる水産業協同組合または中小企業協同組合が委託を受けて多獲性大衆魚の製品等の保管事業等を行なつた場合に、その経費の全部または一部を負担する等のことをおもな業務とし、資本金は設立当初一億六千万円以上うち、政府出資八千万円とされております。

以上が魚価安定基金法案の骨子であります。以上の両案につきましては、二月二十八日提案の理由を聞きまし

産物の価格変動の特殊性から、毎年の業務量にかなりの変動が予想されることにかんがみて、とくに必要があると認められる場合には、農林大臣の承認を受けて、運用益をこえて使用することができることといたしましたのであります。

その他、基金の役員、評議員会、財務・会計の処理原則、所要の監督等に関する規定を設けまして、基金の運営が健全かつ円滑に行なわれるよう配慮いたしました次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

二、衆議院農林水産委員長報告(五月三十日)

○丹羽兵助君 ただいま議題となりました内閣提出の二法案について、農林水産委員会における審議の概要を御報告申し上げます。

まず、漁業生産調整組合法案について申し上げます。

わが国の漁業の中で一番重要な地位を占めるサンマ、アジ、サバ、イカ等の多獲性大衆魚を対象とする中小漁業におきましては、その特性上、時期的に、地域的に、処理能力を越えて過度の漁獲が行なわれやすく、ために、魚価は暴落し、いわゆる大漁貧乏になることが、しばしばあるのであります。そこで、次に述べる魚価安定基金法案と両々相俟つてこれら漁業経営の安定をはかるべく、本案が提出されたのであります。

その内容は、特別な漁業について、生産の自主調整を目的とする

た後、五月二十五日には、別途日本社会党から提案されております水産物の価格の安定等に関する法律案外二案とともに一括して学識経験者から参考意見を聴取し、五月三十日質疑を終了し、討論を省略して、それぞれ採決の結果、両案とも多数をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告を終わります。

三、参議院農林水産委員長報告(六月七日)

(急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律(昭三六一法一四六)の委員長報告と一括して掲載)

◎魚価安定基金法 (昭三六・六・一三法一二九)

一、提案理由(二月二十八日)

(漁業生産調整組合法(昭三六一法一二八)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院農林水産委員長報告(五月三十日)

(漁業生産調整組合法(昭三六一法一二八)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院農林水産委員長報告(六月七日)

(急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律(昭三六一法一四六)の委員長報告と一括して掲載)

◎海上保安庁法の一部を改正する法律

(昭三六・六・一五法一三〇)

一、提案理由(三月二日)

(運輸省設置法の一部を改正する法律(昭三六―法四三)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院内閣委員長報告(三月十七日)

(科学技術会議設置法の一部を改正する法律(昭三六―法七〇)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(六月八日)

(恩給法等の一部を改正する法律(昭三六―法一三九)の委員長報告と一括して掲載)

◎労働省設置法の一部を改正する法律

(昭三六・六・一五法一三二)

一、提案理由(三月二日)

○柴田(衆)政府委員 たいま議題となりました労働省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

最近の雇用情勢は、わが国経済の成長を反映して全般的には改善されており、その半面、労働力需給の内部に種々の不均衡が見られ、技能労働者の不足など、経済の成長を制約するおそれのある事態さえ現われ始めております。この技能労働者の不足は、今後における経済の成長に伴い、さらに激化するものと考えられます。また一方には石炭鉱業、駐留軍関係における離職者の集中的発生、中高年令層の就職難の問題が存するのであります。

私はかねてから経済の高度成長をささえ、これを促進する積極的な雇用政策の推進を労働行政における重要な一つの柱と考えているのであります。産業構造の高度化と技術革新の進展は、生産現場における技術労働者の質の向上と量の確保を不可欠の要件としており、技能労働者を質量両面で確保するための施策を強化することは、現下の急務であります。またこのことは労働者の職業の安定と地位の向上に資するものであると確信いたしております。政府といたしましてはこのような観点に立つて、国民所得倍増計

労働省設置法の一部を改正する法律

三八五

画の構想に基づき、職業訓練の拡充強化、技能検定制度の整備をはかり、技能労働者の養成訓練の拡充及び現に雇用されている労働者に対する再訓練を推進するとともに、当面の雇用情勢にかんがみ、転職者、離職者に対する転職訓練を促進することとし、また技能検定もこれを拡大実施することとした次第であります。

従来、職業訓練に関する事務は、労働省職業安定局職業訓練部において所掌して参つたのでありますが、本事務の重要性にかんがみ、政府の職業訓練に関する諸施策を総合的かつ積極的に推進するための局を設けることがぜひとも必要と考えるのであります。

この法律案の内容は、以上述べました考え方に基き、労働省の内部部局として新たに職業訓練局を置き、職業訓練に関する事務の実施に遺憾なきを期するとともに、所要の規定の整備をはかるため、労働省設置法の一部を改正しようとするものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由とその概要でございますが、何とぞ御審議の上、すみやかに可決せられますようお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(三月三十一日)

(沖繩における模範農場に必要な物品及び本邦と沖繩との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律(昭三六―法四五)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(五月十七日)

○吉江勝保君 ただいま議題となりました労働省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、労働省の内部部局として新たに職業訓練局を設置しようとするものであります。政府が、この職業訓練局新設の理由として述べるところによりますと、従来、職業訓練に関する事務は、労働省職業安定局職業訓練部において所掌してきたが、この事務の重要性にかんがみ、政府の職業訓練に関する諸施策を総合かつ積極的に推進するための局を設けることがぜひとも必要と考え、労働省の内部部局として新たに職業訓練局を置き、職業訓練に関する事務の実施に遺憾なきを期することとしたのであります。

内閣委員会は、前後五回委員会を開き、この間、石田労働大臣、小坂外務大臣及び小沢行政管理庁長官その他関係政府委員の出席を求めまして、本法律案の審議に当たりました。

委員会の審議において問題となつたおもな点を申し上げますと、職業訓練部を独立の局に昇格する積極的な理由と、労働行政一元化の見地より、職業安定行政と職業訓練行政とを引き離して職業訓練部を職業訓練局に昇格させることの是非、職業訓練局の組織と定員は職業訓練部の組織と定員をそのままの形で移したることとなつておつて、政府が職業訓練の業務をさらに推進せんとする気迫がうかがわれない点、国民所得倍増計画と職業訓練行政との関係、特にこの計画達成のため技能労働者充足の目的、若年者に対する職業訓練に比し中年以上の離職者に対する職業訓練が比較的軽視されている傾

向が見られるが、その理由と今後の対策、農業、石炭産業、貿易の自由化等、産業構造の変化と技術の刷新に伴い今後発生する離職者に対し、今後政府がとらんとする施策等の諸点でありまして、その審議の詳細は委員会会議録に譲りたいと存じます。

去る五月十六日の委員会において質疑を終わり、次いで討論に入りましたところ、自由民主党を代表して村山委員より、本法律案の施行日について所要の修正案が提出せられ、修正部分を除く原案に賛成する旨の討論が行なわれました。討論終了後、まず、村山委員提出の修正案を採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決せられ、次いで、修正部分を除く原案を採決いたしましたところ、これもまた全会一致をもつて可決せられました。よつて本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

（昭三六・六・一五法一三二）

一、提案理由（三月二日）

○藤枝政府委員 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び国家公務員に対する寒冷手当、石炭手当及び新炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

まず一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

昨年十二月二十七日、人事院は国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員に支給される暫定手当の支給地域区分等について改善すべきことを勧告いたしましたのであります。政府といたしまして慎重に検討を加えた結果、このたびこれを人事院勧告通り実施することが妥当であるとの結論に達しましたので、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律について所要の改正を行なおうとするものであります。

改正の第一点は、同一市町村内における暫定手当の不均衡の調整措置であります。すなわち本年四月一日における市町村の区域内

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

に、暫定手当が支給されていない地域を含まず、かつ支給地域の区分を異にする地域を含んでいる場合には、そのうちの最低の支給地域区分の地域に在勤する職員に対して、一段階上位の支給地域区分の暫定手当を支給することとし、また同日における市町村の区域内に暫定手当が支給されていない地域と支給地域とを含んでいる場合には、支給されていない地域に在勤する職員に対して、二級地の暫定手当を支給することとした。なお、市町村の区域内に、昭和二十七年十月二日以後本年四月一日の間になされた境界変更により編入された地域を含む場合には、それらの地域を除いた区域について、以上述べました措置をとることとし、これらの編入地域に官署があります場合には、いわゆる官署指定の特例を認めまして、その官署に勤務する職員に支給される暫定手当の支給地域区分は、本年四月一日現在における当該編入地域の属する市町村における近接地域の支給区分等を勘案して、人事院規則で定めることとしたしました。

改正の第二点は、在勤する地域を異にして異動した場合の特例措置であります。すなわち本年四月一日以降、職員がその受けていた暫定手当の支給区分より低い区分の地域または暫定手当の支給されていない地域に異動した場合には、その異動の日から六カ月間、異動前の支給地域区分に応ずる暫定手当を支給することとしたしました。

この法律案は、以上申し述べました内容を昭和三十六年四月一日から施行しようとするものであります。何とぞ慎重御審議の上、す

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律

三八八

みやかに御賛成下さいませようお願い申し上げます。

次に、国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

昨年十二月二十七日、人事院は国会及び内閣に対し、薪炭手当の支給額の限度を引き上げるべきことを勧告いたしましたのであります。が、政府といたしまして慎重に検討を重ねました結果、この際これを実施するとともに、あわせて石炭手当についても一部その支給額の限度を引き上げることが妥当であるとの結論に達しましたので、関係法律についての所要の改正を行なおうとするものであります。

すなわち第一に、薪炭手当の支給額の最高限を、世帯主たる職員に対しては現行の五千円から七千五百円に、その他の職員に対しては現行の千七百円から二千五百円にそれぞれ引き上げることといたしました。なお世帯主たる職員のうち、たとえば独身者などに対する支給額は、採暖の実情を考慮して五千円を限度とすることとし、それに該当する職員の範囲は、人事院の勧告に基づいて内閣総理大臣が定めることといたしました。

第二に、北海道の内地に在勤する職員に対する石炭手当につきまして、その支給額算定の基礎となる石炭の数量の最高限を、世帯主たる職員に対して現行の三トンから三・一トンに引き上げることといたしました。

この法律案は以上の趣旨に基づきまして、国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の改正を行な

本案は、三月一日日本委員会に付託され、四月十四日質疑を終了、討論の通告もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、石山委員より三党共同の附帯決議案が提出され、これまた全会一致の議決を見たのであります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(六月八日)

(恩給法等の一部を改正する法律(昭三六一法一三九)の委員長報告と一括して掲載)

い、公布の日からこれを施行しようとするものであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいませようお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(四月十八日)

○久野忠治君 ただいま議題となりました二法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、昨年十二月二十七日付の人事院勧告通りに、暫定手当に関する同一市町村内における不均衡の調整措置、並びに在勤地を異にして異動した場合の特例措置を講じようとするものであります。

本案は、二月二十五日本委員会に付託され、四月十四日質疑を終了いたしましたところ、草野委員より、「四月一日」の施行日を「公布の日」に改め、適用は本年四月一日とする等の修正案が提出され、趣旨説明がなされた後、討論の通告もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもつて本案は修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

次に、国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案は、昨年十二月二十七日付人事院勧告通り、薪炭手当の支給額の限度の引き上げ等を行ないますとともに、あわせて、石炭手当につきましても、一部その支給額の限度の引き上げを行なおうとするものであります。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律

三八九

◎国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律

(昭三六・六・一五法一三三)

一、提案理由(三月二日)

(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭三六―法一三二)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院内閣委員長報告(四月十八日)

(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭三六―法一三二)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(六月八日)

(恩給法等の一部を改正する法律(昭三六―法二三九)の委員長報告と一括して掲載)

◎戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律 (昭三六・六・一五法一三四)

一、提案理由(三月九日)

○安藤(覚)政府委員 たいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

戦傷病者及び戦没者遺族等の援護に關しましては、御承知の通り、昭和二十七年に戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定されて障害年金、遺族年金等の支給の道が開かれ、続いて翌二十八年には恩給法の一部改正により旧軍人にかかる公務扶助料等が支給されることとなり、さらにその後数次の改正により援護の充実及び受給者相互間の公平がはかられて参つたのであります。しかしながら、これらの援護の措置については、なお若干の不均衡もあるように考えられますので、種々検討を重ねました結果、別途本国会に提案されております恩給法等の一部を改正する法律案と関連してこの法律案を提案する運びとなつた次第であります。

以下、この法律案の概要につきまして御説明いたします。

まず改正の第一点は、旧国家総動員法により徴用された者等が、もとの陸海軍の有給軍属として戦地または事変地以外の地域で勤務している間に業務上戦時災害を受けて不具廢疾となり、または死亡

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律

した場合において、その者を準軍属として取り扱い、その者またはその者の遺族に障害年金または遺族給与金を支給することとしたこととあります。

すなわち、これらの者は現在、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法により措置される建前となつておられるのでありますが、支給要件等の関係上、同法による措置を受けられない場合があるのであります。このため、同じ被徴用者等であつて戦傷病者戦没者遺族等援護法の準軍属として処遇されている者すなわち被徴用者等であつて有給軍属とならずに一般工場に勤務していた者と比べて均衡を欠く場合が生じているので、被徴用者等である非戦地勤務の有給軍属を準軍属とし、その者またはその遺族が旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法による年金を受けられない場合には障害年金または遺族給与金を支給することとしたのであります。

改正の第二点は、死亡した軍人軍属等が旧民法にいう入夫であつた場合、その者の妻の父母を遺族年金または遺族給与金の支給を受け得べき遺族の範囲に加えたこととあります。旧民法による入夫婚姻により入夫となつた者とその妻の父母との間には、法律上の親子関係はないのであります。生活の実態としましては、婿養子と同じような関係にあり、これを遺族の範囲から除外しておくことは法の趣旨から見まして妥当でないと考えられるのであります。

改正の第三点は、第四項以下以下の障害年金等を増額したこととあります。これは、別途本国会に提案されました恩給法等の一部を改

正する法律案による傷病恩給の増額との均衡をはかるものであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院社会労働委員長報告(五月二十三日)

(健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭三六―法一三五)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院社会労働委員長報告(五月三十一日)

○吉武恵市君 ただいま議題となりました三法律案について、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、現行法等の適用にあつて生ずる不均衡を改善しようとするものであります。その要旨は、第一に、旧国家総動員法によつて徴用された者等が、もとの陸海軍の有給軍属として戦地または事変地以外の地域で勤務している間に、業務上戦時災害を受けて不具廃疾となり、または死亡した場合において、その者を戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用について準軍属として取り扱い、その者またはその遺族に障害年金または遺族給与金を支給すること。第二に、死亡した軍人軍属等が旧民法にいう人夫であつた場合に、その妻の父母を遺族の範囲に加え、遺族年金または遺族給与金の支給を

額を、現行の千円から三千円に引き上げること。第三に、被保険者または被扶養者たる配偶者の出産について、その子の生後六カ月間毎月二百円の保育手当または育児手当金を支給するのを改めて、出産の際一時に二千円の育児手当金を支給すること等であります。

委員会においては各委員から熱心な質疑が行なわれましたが、そのおもな点は、第一に、組合管掌と政府管掌との給付内容は不均衡であるが、政府管掌の内容を引き上げることによつて、将来組合管掌と共済組合保険をも含め、被用者保険の統合調整をはかる考えはないか。第二に、政府管掌の病院施設は、民法上の社団である全社連に経営を委託しておるが、全社連の運営については、被保険者の意思を反映せしめるように改善すべきではないか。第三に、今回の分べん費の増額は、妊産婦及び新生児の保護についてなお少なきに過ぎるので、分べんの実態に即するようにさらに増額する必要があるのではないかと等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

かくて質疑を終わり、討論、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、日雇労働者健康保険の給付内容の改善をはかり、国庫負担率を引き上げて保険財政の安定をはかるうとするものであります。衆議院において修正を加えられたものであります。まず、政府提出案の要旨を申し上げますと、第一に、療養給付と

受け得ることとする。第三に、第四項以下に障害年金等を増額することとあります。

委員会においては、各委員より熱心なる質疑が行なわれましたが、そのおもなる点は、第一に、援護法による遺族年金は五万一千円、恩給法による公務扶助料は兵の場合五万三千二百円であるが、この際この不均衡を是正すべきではないか。第二に、特別弔慰金の支給については、旧軍人等が在職期間経過後一年以内、結核等の場合には三年以内に死亡した場合のみに支給するとの制限は撤廃すべきではないか。第三に、動員学徒、準軍属に対する遺族給与金は年額二万五千五百円の一時金となつてはいるが、旧軍属等と同様遺族年金に切りかえ、所得制限等の条件は改むべきではないか。また、本法の実施上未解決の問題があるので、本法の運用にあつては、あたたかい心持ちでこれらの問題に善処されたいとの強い要望がありました。その詳細は会議録によつて御承知を願います。

かくて質疑を終わり、討論、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

次に、健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、健康保険及び船員保険における被保険者及び被扶養者の分べんに関する給付の内容を改善しようとするものであります。その要旨は、第一に、被保険者に支給する分べん費の額は、現在その標準報酬月額半額となつておりますが、その最低額を六千円に引き上げること。第二に、被扶養者である配偶者の分べん費の家族療養費の給付期間を現行の一年から二年に延長すること。第二に、傷病手当金の支給期間を現行の十四日から二十一日に延長し、その手当金の日額の等級区分が現在二段階であるのを三段階に改め、現行の第一級二百円、第二級四百円から、第一級三百三十円、第二級二百四十円、第三級百七十円に引き上げ、出産手当の日額についても傷病手当金と同様に引き上げること。第三に、被保険者分べん費を現行の二千円から四千円に、配偶者分べん費を現行の千円から二千円にそれぞれ引き上げること。第四に、新たに特別療養費の制度を設けて、日雇労働者が初めて被保険者となつた当初の約二カ月間における本人及びその被扶養者の疾病または負傷に対し、五割の医療給付を行なうこと。第五に、保険料の日額の等級区分が現在二段階であるのを三段階に改め、賃金日額四百八十円以上の被保険者について新たに三十円の保険料額を設けること。第六に、給付費に対する国庫負担率を現行の三割から三割五分に引き上げること等とあります。

次に、衆議院における修正点を申し上げますと、第一に、保険料の日額の等級区分を現行通り二段階とし、その日額を賃金日額四百八十円以上のもの第一級二十六円、同未満のもの第二級二十円とする。第二に、傷病手当金と出産手当金の日額の等級区分を現行通りとし、その日額を第一級三百三十円、第二級二百四十円とすること。第三に、傷病手当金の日額をさらに一日延長して二十二日とすることとあります。

委員会においては熱心な質疑が行なわれましたが、そのおもなる

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律

点は、第一に、日雇い労働者は医療扶助を受ける例が多いので、国庫負担の増額によつて給付内容をよくし、生活保護に転落すること防止すべきではないか。第二に、保険財政は借入金によつて措置されているが、これを返済するについてはどう考えているか。第三に、給付内容、特に出産、結核及び傷病手当金については、早急に健康保険並びに引き上げるべきではないか等の諸問題について質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知を願います。かくて質疑を終わり、討論、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。次いで横山委員から、本法律案に対する附帯決議案が提出され、採決の結果、これまた全会一致をもつて本委員会の附帯決議とすることに決定いたしました。決議を朗読いたします。

日雇労働者の健康保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一、日雇労働者健康保険法の一部改正にあたり出産手当金の支給日数を据置いたことは妥当を欠くものであり、政府は母体保護の立場から速かに支給日数の引上げを行なう措置をとるべきである。

二、今回創設された特別療養費制度についてはまた不十分な点が多いので速かに改善するよう検討すべきである。右決議する。以上報告を終わります。

◎健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律 (昭三六・六・一五法一三五)

一、提案理由(三月二日)

(国民健康保険法の一部を改正する法律(昭三六一法一四三)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院社会労働委員長報告(五月二十三日)

○山本猛夫君 たいいま議題となりました四法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、健康保健法及び船員保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、健康保険及び船員保険における分べんに関する給付の内容の改善をはかるうとするものであります。

そのおもなる内容は、まず、健康保険の分べん費について、現在、被保険者の分べんに対しては、分べん費として被保険者の標準報酬月額額の半額が支給されることとなつておりますが、その最低額を六千円まで引き上げるとともに、配偶者分べん費の額を現在の千円から三千円に引き上げることであります。

次に、健康保険の育児手当金に対しては、被保険者及びその被扶養者である配偶者の出産について、現在哺育手当金として、生後六

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律

カ月まで毎月二百円ずつ支給されることになつておりますが、これを一時に二千円を支給することとし、その名称を育児手当金に改めることとしております。

なお、船員保険における分べん費及び育児手当金についても、健康保険におけると同様の改正を行なうことといたしておるのであります。

本法案は、二月二十五日当委員会に付託され、本月十九日の委員会において採決の結果、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

次に、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和二十八年に制定されました本法は、自来、数回にわたる改正によりまして、その給付内容も逐次改善されて参つたものであります。他の社会保険に比較いたしますれば、まだかなりの隔たりがありますので、今回、事情の許す限り、これを改善するとともに、これをまかなう財源については、保険財政の実情等を考慮して、国庫負担の引き上げ及び保険料等級区分の改定を行ない、あわせて財政の健全化をはかるうとするのが、本修正案提出の理由であります。

本改正の第一は、療養の給付及び家族療養費の給付期間を、現行の一年から二年に延長するとともに、傷病手当金の支給期間を、現行の十四日から二十一日に延長し、その支給日額は第一級を三百三十円、第二級を二百四十円、第三級を百七十円としておりますが、出産

手当金の給付日額についても、これと同様の引き上げを行なうこととし、さらに、分べん費を、現行の二千円から四千円に、配偶者分べん費を、現行の千円から二千円に引き上げることあります。

第二は、日雇い労働者が被保険者となつた当初の二カ月についても、当該被保険者及びその被扶養者の疾病または負傷に対して五割の医療給付を行なうこととしております。

第三には、賃金日額四百八十円以上の被保険者に対して、新たに三十円の保険料額を設け、また、給付費に対する国庫負担率を、現行の百分の三十から百分の三十五に引き上げておるのであります。

本法案は、二月二十五日当委員会に付託され、五月十九日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三派共同提案にかかる修正案が提出され、八木一男君より趣旨の説明がありました。

その要旨の第一は、保険料の等級区分を、賃金日額四百八十円以上の者は第一級とし、四百八十円未満の者は第二級とすること、第二は、保険料日額を、第一級は二十六円、第二級は二十円とすること、第三は、傷病手当金の支給期間を二十二日とすること、第四は、傷病手当金及び出産手当金の支給日額を、第一級三百三十円、第二級二百四十円とするのであります。

次いで、採決の結果、本案は全会一致修正議決すべきものと議決いたしました次第でございます。

なお、本案に三派共同提案の附常決議を付することと決定いたしました。

給の道が開かれ、その後数次の改正によりまして、援護の強化と受給者相互間の公平がはかられて参つたのであります。なお若干の不均衡が残つておりますので、別途本国会に提案された恩給法等の一部改正案と関連して、今回本法案が提出されたのであります。

本改正の第一は、旧国家総動員法により徴用された者等が、もとの陸海軍の有給軍属として内地等で勤務している間に、業務上の災害を受けて不具廃疾または死亡した場合には、その者を準軍属として取り扱い、本人またはその遺族が旧令による共済組合等の特別措置法による年金を受けていない場合には、障害年金または遺族給与金を支給すること、第二は、死亡した軍人、軍属等が旧民法にいう入夫婚姻であつた場合、その者の妻の父母を、遺族年金または遺族給与金の支給を受けるべき遺族の範囲に加えること、第三は、第四項以下に障害年金等を増額することであり、

本法案は、三月三日当委員会に付託され、本月二十三日の委員会において採決の結果、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院社会労働委員長報告(五月三十一日)

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭三六―法一三四)の委員長報告と一括して掲載)

次に、社会福祉施設職員退職手当共済法案について申し上げます。

社会福祉事業の一翼をになつてゐる民間社会事業施設で働く職員の待遇改善の一環といたしまして、退職共済制度を新たに設け、これら職員の身分を安定し、よつて民間社会福祉事業の振興をはかるうとするのが、本法案提出の理由であります。

そのおもなる内容について申し上げますと、

まず、第一に、退職手当金は、退職手当共済契約を締結している社会福祉施設に勤務する職員が一年以上勤めて退職したときに、振興会が直接退職者に支給することとし、退職手当金の額は、退職者の勤務年数及び退職理由に応じて定めることとしております。

第二に、退職手当金の支給に要する費用は、経営者が掛金を振興会に納付し、国と都道府県は振興会に対して高率の補助を行ない、振興会の事務費は国が全額補助することといたしております。

第三は、退職手当金の確実な支給を保障するために、業務は特殊法人である社会福祉事業振興会に行なわせることといたし、所要の改正を行なわんとするものであります。

本法案は、四月二十八日当委員会に付託され、本月十九日の委員会において採決の結果、全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

最後に、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法は、昭和二十七年に制定されて、障害年金、遺族年金等の支

◎日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律
(昭三六・六・一五法一三六)

一、提案理由(三月二日)

(国民健康保険法の一部を改正する法律(昭三六―法一四三)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院社会労働委員長報告(五月二十三日)

(健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭三六―法一三五)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院社会労働委員長報告(五月三十一日)

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭三六―法一三四)の委員長報告と一括して掲載)

◎税理士法の一部を改正する法律

(昭三六・六・一五法一三七)

一、提案理由(三月二十二日)

(国民年金特別会計法(昭三六―法六三)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(四月二十五日)

(大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法(昭三六―法一一三)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(六月八日)

(所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭三六―法一六〇)の委員長報告と一括して掲載)

◎オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律

(昭三六・六・一五法一三八)

一、提案理由(五月二十六日)

○荒木国務大臣 このたび政府から提出しましたオリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

オリンピック東京大会の開催については、かねて国会の全面的な御支援をいただき、これが招致については、昭和三十三年四月、衆参両院の決議がありました。また招致確定後におきましては、昨年四月第三十四国会において、大会準備の促進に関し、政府は総合的準備対策を樹立し、その強力な推進を期し、特段の措置を講ずべき旨の決議が衆参両院において全会一致で議決されております。まことに力強いことと存じます。

政府といたしましては、その趣旨に沿って今日まで競技場諸施設の整備を初め各般の準備対策について鋭意努力をいたしている次第であります。大会を三年後に控え、オリンピック準備体制を一段と強化する必要があります。そのため、大会遂行の直接責任者となるオリンピック東京大会組織委員会の業務の円滑適正等、大会に備えてわが国選手の競技技術の向上に資するため、財的援助その他特

別の措置を講ずる必要がある。この法律案を提出することとしたのであります。

次に、この法律案の要点について御説明申し上げます。

第一は、国が大会の準備及び運営を行なう大会運営者すなわちオリンピック東京大会組織委員会に対し、その準備及び運営に要する経費について予算の範囲内においてその一部を補助することができるものとしたこととあります。

第二は、大会の準備及び運営のため、国有財産が使用される場合に、組織委員会等に対し、これを無償で使用させることができるようにしたこととあります。

第三は、大会の準備等に必要な資金を調達するために設立された財団法人東京オリンピック資金財団の財源調達事業に関し、国等の援助に関する所用の規定を設けたこととあります。すなわち、その一つは、資金財団の財源調達の方法として、大会の準備資金に充てることを寄付目的とした寄付金付記念切手等を発行できる旨の特例を設けました。その二は、広告事業を行なう者が日本国有鉄道施設を利用して広告事業を行なう場合に、その収入の全部または一部を大会準備資金に充てることを寄付目的として資金財団に寄付するときは、日本国有鉄道は必要な便宜の供与その他の援助を行なうことができることとしました。その三は、資金財団が日本専売公社、日本電信電話公社の協力を得て広告事業による資金調達を行なう場合につきましても、同様に両公社が必要な便宜の供与その他の援助を行なうことができることとしたこととあります。

手の競技技術の向上に資するため、国等において特別の措置を講じようとするものであります。

法案のおもなる内容は、第一に、国が、大会運営者、すなわち、オリンピック東京大会組織委員会に対し、その準備及び運営費の一部を予算の範囲内で補助することができる旨を規定していること、第二に、大会の準備及び運営のため、組織委員会等に対し国有財産を無償で使用させることができる旨を規定していること、第三に、財団法人東京オリンピック資金財団の財源調達事業に対する国等の援助に関する規定で、その一は、郵政省は、大会の準備資金に充てることを寄付目的として、寄付金付記念はがき等を発行できる旨の特例を設けていること、その二は、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社は、資金財団が大会準備資金等を調達する場合には、便宜の供与その他の援助を行なうことができる旨を規定していることとあります。第四に、国家公務員等が組織委員会に採用されることとあります。第四に、国家公務員等が組織委員会に採用され、大会終了後、再び国家公務員等に復帰した場合における国家公務員等退職手当法及び国家公務員共済組合法の適用について勤務期間通算の特例を設けるとともに、また、組織委員会の役員及び職員の特例の適用については、これを法令により公務に従事する職員とみなしてあることとあります。最後に、資金財団の会計は、経理の適正を期するため、会計検査院の検査対象といたしております。

さて、本案は、去る五月二十六日当委員会に付託され、即日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。御承知のように、オリンピックは、古来長い歴史を持つ世界的の

第四は、組織委員会の業務の円滑な運営を期するため、政府機関から適任者を採用する場合が予想されますので、こうした場合の人事交流が円滑に行なわれるように、これらの者に対し、大会終了後再び政府機関に復帰した場合は、国家公務員等退職手当法および国家公務員共済組合法に規定する公庫等の職員とみなし、在職期間を通算する措置がとられるようにいたしました。また組織委員会の業務の適正を期するため、役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこととしたこととあります。

第五は、この法律によつて援助を受けることとされる東京オリンピック資金財団の会計については、その経理の適正を期するため、会計検査院の検査の対象としたこととあります。

この法案は、大会を三年後に控え成立が急がれるものでありますので、何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛同下さるようお願いいたします。

二、衆議院文教委員長報告(六月一日)

○浜野清吾君 たいま議題となりました、オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律案について、法案の概要及び審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、三年後に控えたオリンピック東京大会の準備態勢を強化するため、大会遂行の直接責任者となるオリンピック東京大会組織委員会の業務の円滑適正をはかり、また、大会に備えて、わが国選

オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律

スポーツ祭典でありまして、スポーツを通じて人類の福祉と平和に貢献し得る絶好の機会でもあると考えます。東京大会も間近に迫っておりますこととて、これに有終の美を飾らせるためには、取り急ぎ万全の準備態勢を整えることが必要であります。

本案の審査にあたりましては、主務官庁である文部省を初めとし、大蔵省、郵政省、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、各当局に対し、オリンピックに要する経費の内容、財源調達の方法等について細密かつ熱心な質疑が行なわれ、特に、委員長は、また委員会を代表して、この実施にあたっては、関係各省及び関係各機関において十分慎重なる配慮をなし、不祥事件等の起きないよう万全の措置を講ぜられたい旨を強く要望しておきました。詳細は会議録により御高覧願いたいと思ひます。

かくて、三十一日、本案に対する質疑を終了、討論を省略して採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、内閣提出にかかる私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過及びその結果を御報告申し上げます。

本案は、私立学校教職員の福祉増進をはかるため、その教職員共済組合の給付水準を国立学校教職員の共済給付と同一程度に改善する等の措置を講じようとするものでありまして、その要点は、一、長期給付の支給要件及び支給額を国家公務員共済組合法に準じ改めること、二、給付及び掛金の算定基礎となる標準給与の月額等級を

最低八千円から最高七万五千円までの二十六段階に改めること、

三、旧私学恩給財団の従前の例によることを選択している教職員を、この際、全員本組合法の対象に改めること、四、現に旧私学恩給財団の年金を受けている者の給付額を引き上げること、その他、本改正に伴う所要の経過措置を規定しております。

本案は、去る五月二十日当委員会に付託となり、以来、慎重に審議されたのであります。

本案の審議においては、本法制定の趣旨にかんがみ、現在組合未加入の学校教職員はもちろん、関係諸団体の職員をも本組合法の対象とすべきではないか、また、本組合に対する国庫補助率を将来変更することはないか等について、きわめて熱心に質疑応答がなされたのであります。それらの詳細につきましては会議録によつて御承知を願ひたいと存じます。

かくて、五月三十一日、本案に対する質疑を終了、討論を省略して採決の結果、起立総員をもつて原案の通り可決されたのであります。

次いで、上村千一郎君から、本案に対し、本法の適用外にある私学教職員及び私学振興を目的とする関係団体の職員に対し同法適用の道を開くよう政府はすみやかに所要の措置を講ずべき旨の附帯決議案が提出され、採決の結果、起立総員をもつて原案の通り可決されました。

以上、御報告申し上げます

三、参議院文教委員長報告(六月八日)

(スポーツ振興法(昭三六一法一四二)の委員長報告と一括して掲載)

◎恩給法等の一部を改正する法律

(昭三六・六・一六法一三九)

一、提案理由(三月九日)

○藤枝政府委員 ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、その提出理由及び概要を御説明いたします。

恩給に関する問題点につきましては、昭和三十三年法律第二百四号によりまして、同年度から昭和三十六年度にまたがる四カ年の期間計画による恩給是正措置が講ぜられ、問題の大筋が解決せられましたことは、すでに御承知の通りであります。しかしながら当時右法律審議の際、衆議院内閣委員長からなお残された問題として善処方を要望された事項もあり、政府においてもその後検討を重ねて参りました結果、かねての懸案でありました旧軍人に対する加算の取り扱いその他制度的に補足修正を要するものについて、所要の措置を講じ、恩給給与の公平を期することが適当と認められましたので、今回これに必要な法律の改正を行なおうとするものであります。

その第一点は、旧軍人等に対する加算の問題であります。旧軍人等としての在職年につけられる加算年は、昭和二十一年勅令第六十八号施行前に権利の裁定を受けた者、すなわちいわゆる既裁定者に

等が、大東亜戦争下において職務に関連して死亡した場合に支給せられるものであります。今回陸海軍学生生徒等の準軍人についても同様の事情にある場合には、この特例扶助料を給与することとしようとするものであります。

第四点は、傷病恩給に関する是正の措置でありまして、その一つは、傷病恩給における間差、すなわち各項款症間の年金額の比率が、現在第四項症以下の項款症において比較的中たるみとなつております事実を考慮し、その是正をはかるうとするものであり、またその二は、増加恩給を受ける者の退職後の子女の加給につきまして四人を限るといふ現行の制限は、これを撤廃いたそうとするものであります。

第五点は、昭和二十三年六月三十日以前に退職した文官の恩給についての措置でありまして、これら旧文官の恩給につきましては、過去兩三度にわたつて格づけの是正が行なわれたのでありますが、なお、一部旧高等官を含み旧判任文官の層において若干の是正をすることが適当と認められましたので、所要の調整をいたそうとするものであります。

なお、以上述べました措置に基づき恩給給与につきましては、加算により旧軍人の普通恩給を受ける者については昭和三十七年十月から、増加恩給に関する退職後の子女加給については同年一月からといたしましたほか、すべて昭和三十六年十月からその給与を始めまたは年額を改訂することといたしております。

以上がこの法案の提案の理由でございます。何とぞ慎重御審議の

恩給法等の一部を改正する法律

についてはこれを認め、普通恩給、扶助料を給与しているにかかわらず、いわゆる未裁定者についてはこれを認めないこととしているために、恩給上の処遇に開きがあることは御承知の通りであります。そこでこれら實在職年だけでは普通恩給年限に達しない旧軍人等のうち、戦地、擾乱地、その他外国外地に認められていたいわゆる地域加算を認めなければ、この年限に達することとなる人々及びその遺族に対し、普通恩給、扶助料を支給する道を開こうとするものであります。

第二点といたしましては、恩給法上の公務員で外国政府職員または日本医療団職員の在職期間を持つものにつきまして、これらの期間を通算して恩給を給与しようとするものであります。外国政府職員期間の通算につきましては、すでに昭和十八年恩給法の一部改正によりまして、日本国政府から外国政府に派遣され、再び日本国政府に復帰したものに付き通算の道が開かれておりましたが、終戦後の特殊事情により復帰し得なかつたものがあり、それがため通算の利益を受けることのできない人々がありますので、これに当時の制度を拡大して適用しようとするものであります。また終戦による外国政府の解体及び日本医療団の業務の政府移管に伴い恩給上の公務員となつた者につきまして、退職後の処遇上必要最小限度において、この外国政府職員または日本医療団職員の在職期間を通算することとしようとするものであります。

第三点は、いわゆる旧軍人遺族に対する特例扶助料に関する措置でありまして、この特例扶助料は、いわゆる営内居住の兵、下士官

上、御賛成下さるようお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(五月十七日)

○久野忠治君 ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

第一は、實在職年だけでは普通恩給年限に達しない旧軍人等及びその遺族に対し地域加算を認め、普通恩給扶助料を支給する道を開こうとするものであります。

第二は、恩給法上の公務員で、外国政府職員または日本医療団職員の在職期間を持つものについて、これらの期間を通算し、恩給を給与しようとするものであります。

第三は、営内居住の兵、下士官等が、大東亜戦争下において職務に関連して死亡した場合に支給せられるいわゆる旧軍人遺族に対する特例扶助料を、今回、陸海軍学生、生徒等の準軍人についても、同様の事情にある場合に適用しようとするものであります。

第四は、第四項症以下の傷病恩給を増額し、その間差の是正をはかることともに、増加恩給を受けるものの退職後の子女の加給につきまして、四人の制限を撤廃しようとするものであります。

第五は、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた文官の恩給につきましては、一部旧高等文官を含み、旧判任文官の層において所要の是正を行なおうとするものであります。

なお、以上の措置について、加算による旧軍人の普通恩給は昭和

恩給法等の一部を改正する法律

三十七年十月から、また、退職後の子女加給については同年一月からとするほか、すべて昭和三十六年十月からその給与を始め、または年額を改定することといたしました。

本案は、去る三月三日本委員会に付託、三月九日政府の説明を聞き、五月十六日質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し、石橋委員より、自民、社会、民社の三党共同提案にかかる附帯決議案が提出され、これまた全会一致をもつて可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(六月八日)

○吉江勝保君 たいま議題となりました法律案七件につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この七件の法律案の内容並びに委員会における審議の経過は、便宜会議録に譲りたいと存じます。

去る六日の委員会におきまして、以上七件につき採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもつて原案通り可決いたしました。以上御報告申し上げます。

◎私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律 (昭三六・六・一六法一四〇)

一、提案理由(五月二十四日)

○荒木国務大臣 このたび政府から提出いたしました私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、私立学校教職員共済組合法の改正であります。御承知のように私立学校教職員共済組合は、昭和二十八年に私立学校教職員の福利厚生をはかる目的をもつて設けられたものであります。本組合の給付水準は、国立学校教職員のそれと均衡を保つ趣旨で法律制定当初から国家公務員共済組合法の給付に関する規定が準用されて参りました。従つて、国家公務員共済組合の給付内容が改正された場合には、それに伴つて改正することが必要とされたのであります。昭和三十三年に国家公務員共済組合法の改正がなされ、その給付水準の引き上げが行なわれた際は、本組合は、さしあたり短期給付についてのみ同法の改正規定を準用し、長期給付については、旧規定準用のままとなつて今日に及んだのであります。

そこで今回、長期給付に關しても改正後の国家公務員共済組合法の規定を準用し、その給付水準を国立学校教職員のそれと同一の程度に改め、私立学校教職員の福祉の増進をはかろうとするものであ

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律

ります。

なお、標準給与の月額額は、従来最低六千円から最高五万二千円までとなつておりましたのを、給与の実態を考慮して最低八千円から最高七万五千円までとすることとし、その他本組合が発足の際の経過措置によつて、組合員で、旧私学恩給財団における従前の例による長期給付を選択している教職員についても一般の組合員と同じ給付を受けることとする等の改正を行なつております。

次に、昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧私学恩給財団の年金を受けている者——いわゆる既年金者の年金額は、昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律によつて定められておりますが、最近では、他と比較して低額になつておりますので、このたびこれを引き上げ、この制度によつて旧私学教職員の老後の生活の一助としようとするものであります。

その他これらの改正に伴う経過措置について所要の規定を設けました。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

二、衆議院文教委員長報告(六月一日)

(オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律(昭三六―法一三八)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院文教委員長報告(六月八日)

(スポーツ振興法(昭三六―法一四一)の委員長報告と一括して掲載)

◎スポーツ振興法

(昭三六・六・一六法一四一)(衆)

一、提案理由(五月十八日)

○浜野清吾君 ただいま議題となりましたスポーツ振興法案につきまして、提案の理由とその内容を御説明申し上げます。

本案は衆議院文教委員会提案の法律案でございます。その趣旨は、スポーツの振興に関する施策の基本を明らかにし、もつて、国民の心身の健全な発達と、明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的とするものであります。

戦後、わが国民生活が、敗戦による破壊と疲弊のさなかにあつて、スポーツの普及が国民をして祖国再建の気力と体力を振起させ、かつ、国際的教養と品格を向上させる上に大いに役立つことは、御承知のことです。しかも、わが衆参両院においては、去る昭和二十四年、スポーツの発展と育成のため政府の施策を一段と強化するよう全会一致をもつて決議いたしましたことは、御了承の通りでございます。こうした事情下において、引き続き関係者のなみなみならぬ努力があり、スポーツが国民生活の充実と相俟つて国際的にも相当な水準にまで到達したことは喜ぶべきことであります。なお、その所期の目的を達するためには幾多改善の必要があるものと考えられますので、文教委員会としてこの法案を提出する

スポーツ振興法

運びに至つたものであります。

次に、法案の骨子を申し上げます。

第一に、この法案は、スポーツ振興の基本法であるという立場において、スポーツ振興に関する国及び地方公共団体の施策の基本を明らかにしているのとあります。すなわち、文部大臣及び教育委員会がスポーツ振興計画を定めるものとし、従来行政措置で行なわれていたスポーツ行事の開催、指導者の充足、施設の整備、補助金の交付等を具体的に法定し、さらに、その強化をはかるうとするものであります。

第二に、国及び地方公共団体がスポーツ振興のための施策を進める場合の方針として、常に国民の自主性を尊重すること、国民がそれぞれの適性と健康状態に応じて随時随所にスポーツが実践できるような諸条件の整備をはかること、また、スポーツがその目的以外に利用されてはならないこと等を規定しております。

さらに、内容についておもなる点を二、三御説明を申し上げます。

第一は、スポーツの定義でありまして、これは狭義の運動種目のほかに、なお、日常生活において簡易に行なわれる運動や野外活動までを含めたこととあります。

第二は、諮問機関等の設置であります。すなわち、中央における従来の保健体育審議会のほかに、各地方にスポーツ振興審議会を新たに置くこととし、都道府県は義務設置、市町村は任意設置としたこととあります。なお、市町村については体育指導委員を必置する

四〇九

ことといたしました。

第三は、スポーツの日の制定であります。毎年十月の第一土曜日をスポーツの日となし、スポーツ意欲を高揚することといたしました。

第四は、国民体育大会その他、従来行なわれておつた各種行事に対する国または地方公共団体の援助等を明文化したこととあります。

第五は、スポーツ功労者に対する顕彰の規定を作つたこととあります。

第六は、最も重要なこととありまして、予算の範囲内において、スポーツ施設の整備のために三分の一、指導者養成のために二分の一等の国庫補助の道を開いたこととあります。

その他、所要の事務的事項または経過的措施の規定をいたしました。

さて、本案は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の議員諸君の長きにわたる熱意と努力の結晶でありまして、文教委員会における起草にあたりまして、法案の重要性とあわせ、これら各党の意見を十分に尊重し、きわめて慎重な態度で検討を加えて参つたのであります。

また、衆議院規則第四十八条の二に従いまして内閣の意見を徴しましたところ、文部大臣から、今年度において予算措置がなされていないものもあり、今後研究の余地もあるが、趣旨には賛成である旨の答弁がありました。

に備え、その準備と運営並びに選手の競技技術の向上等に資するた

めの特別措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、オリンピック資金調達等について若干の質疑がなされた後、討論もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、私立学校教職員共済組合の長期給付の内容を、国立学校教職員の属する国家公務員共済組合のそれと同程度に改め、給付水準の向上をはかるとともに、昭和二十七年九月三十日以前に給付事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金額を引き上げ、あわせてこれらの改正に伴う経過措置について定めております。

委員会におきましては、組合員の掛金額、関連法案との関係等について質疑がなされた後、討論もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。

(註) 衆議院においては委員会の審査は省略された。

かくして、本案はきわめて時宜に適した措置であると認め、全会一致、文教委員会提案として発議するに至つた次第であります。近くオリンピック東京大会が開催されることをもあわせ考慮に入られまして、何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

二、参議院文教委員長報告(六月八日)

○平林剛君 たいだいま上程されました三法案につきまして、委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

最初に、スポーツ振興法案について申し上げます。

本案は、スポーツの振興に関する国及び地方公共団体の施策の基本を明らかにし、もつて国民の心身の健全な発達と、明るく豊かな国民生活の形成に寄与しようとするものであり、その内容として、スポーツ振興のための基本計画の樹立、「スポーツの日」の制定、スポーツ施設の整備その他必要な規定を設けております。なお、本案は、関係議員諸君の熱意と努力の結晶として、衆議院文教委員会において立案の上、委員会提出となつたものであります。

委員会におきましては、予算の確保等について質疑、討論の後、直ちに採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律案について申し上げます。

本案は、来たる昭和三十九年に開催されるオリンピック東京大会

◎鉄道敷設法の一部を改正する法律

(昭三六・六・一六法一四二)

一、提案理由(五月二十三日)

○福家政府委員 たいいま議題となりました鉄道敷設法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、御説明申し上げます。

御承知のように鉄道敷設法は、日本国有鉄道の敷設すべき予定鉄道線路並びに日本国有鉄道に路線の敷設を許可する場合に必要な手続等を定めたものでありますが、この法律は大正十一年に制定せられたものでありまして、この法律の別表、すなわち予定鉄道線路につきましては、経済事情の変化等に伴いまして、数次の改正を見て今日に至っております。

最近におけるわが国の産業経済の急激な発展の傾向にかんがみまして、鉄道建設審議会におきましても、かねてから新しい事情を勘案して御検討になつておりましたが、本年五月十二日の同審議会において、九線路を敷設法の別表に追加するを適当と認める旨の御建議をいただきました。

政府といたしましては、日本国有鉄道の鉄道網を整備することによつて、産業資源の開発並びに経済交流を促進し、もつてわが国の経済発展に貢献したい所存でございますので、ここに改正法律案として御審議を願うことにいたしました次第でございます。

別表に追加する九線路の内容につきましては、別に詳細に申し上げることといたしますが、この線路を新たに追加することがこの改正案の内容でございます。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院運輸委員長報告(六月一日)

○高橋清一郎君 たいいま議題となりましたが鉄道敷設法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のように、鉄道敷設法は日本国有鉄道の敷設すべき予定鉄道線路並びに線路の敷設を国鉄に許可する場合に必要な手続等を定めたものでありますが、本法案は、わが国の今後における経済規模の拡大の傾向にかんがみ、鉄道建設審議会の答申に基づき、鉄道敷設法の別表に新たに九つの線路を追加しようとするものであります。

さて、本法案は、五月二十日本委員会に付託され、二十三日政府より提案理由の説明を聴取し、二十六日、三十日、三十一日質疑を行ないましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて、五月三十一日質疑を終了し、賛成討論が行なわれ、採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。右、御報告申し上げます。

三、参議院運輸委員長報告(六月八日)

○三木与吉郎君 たいいま議題となりました法律案の運輸委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

本法律案の審議の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎国民健康保険法の一部を改正する法律

(昭三六・六・一七法一四三)

一、提案理由(三月二日)

○古井国務大臣 たいま議題となりました国民健康保険法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

国民健康保険の給付内容につきましては、国民皆保険体制の進展とともに全般的に逐次向上して参りましたが、国民健康保険における現行の一部負担率は、世帯の生計中心者が長期疾病にかかった場合には、その一部負担金が大きな負担となりまして、これがために十分な医療を受けられない場合が少なくない事情であります。また一方、保険者にとりましては、一挙に一部負担率を引き下げることとは、保険財政の上から容易でない現状でありますので、今回は世帯主である被保険者が結核性疾病または精神障害にかかった場合の医療費負担の軽減をはかるためにこれに関する一部負担率を引き下げるとともに、これによつて保険財政の健全性をそなうことのないよう財政上の措置を講じ、もつて、給付内容の一そうの改善を期すべく、ここに、この法律案を提案した次第であります。

次にこの法律案の内容について御説明いたします。

まず第一に、世帯主である被保険者が結核性疾病または精神障害に關して、療養の給付を受ける場合の一部負担金の割合を十分の五から十分の三に引き下げることといたしました。

次に、国は、保険者に対して、この引き下げに伴つて保険者が必要とする療養の給付及び療養費の支給に要する費用を負担し、または補助することといたしました。

なお、本改正は十月一日から実施するものであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

健康保険及び船員保険におきましては、被保険者及び被扶養者の分べんに關して給付を行なうこととして行なうのであります。その内容を改善することとしたのであります。

これが、この法律案を提出いたしました理由であります。以下の概要を御説明いたします。

第一に健康保険の分べん費についてであります。健康保険におきましては、被保険者の分べんに対しましては、分べん費として被保険者の標準報酬月額半額の半額が支給されることとなつておりますが、最近における分べんの所要経費等を勘案いたし、最低額について六千円まで引き上げることとするものであります。またこれに合わせ、配偶者分べん費の額も、現行の千円を三千円に引き上げるものであります。

第二に健康保険の育児手当金についてであります。被保険者及び

その被扶養者である配偶者の出産につきましては、現行制度では保育手当金として生後六カ月間に毎月二百円ずつ支給されることになつておりますが、これを一時に二千円支給することとし、またその名称を育児手当金に改めようとするものであります。

第三に、船員保険におきまして分べん費及び育児手当金について健康保険におけると同様の改正を行なうとするものであります。以上がこの法律案を提出いたしました理由及び法律案の要旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

日雇労働者健康保険法は、日雇労働者の疾病あるいは負傷等に関するして保険給付を行なうことにより、その生活の安定に資することを目的として、昭和二十八年に制定されたものであります。自來数次にわたる改正により、漸次給付内容の改善がはかられてきています。であります。現在でも健康保険のそれに比較しますと、かなり隔たりのある面がありますので、この際事情の許す限り改善をはかることとしたのであります。

一方、給付内容の改善をまかなう財源についてであります。日雇労働者健康保険の財政は、医療給付費を中心に保険給付費が年々増加するのに対し、保険料が定額制で弾力性を持たないため、ここ数年來急速に悪化してきています。これに対処して、これまで保険給付費に対する国庫負担率を引き上げるほか、暫定の

国民健康保険法の一部を改正する法律

措置として借入金を行なう等の方法を講じて参つたのであります。このような財政状況下において、給付内容の相当の改善を行なうには、さらに特段の財政対策を講ずる必要があるものであります。今回あわせて、国庫負担率の引き上げと保険料額の等級区分の改定を行ない財政の健全化に資することとしたのであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。以下の概要を御説明いたします。

まず、給付内容の改善についてであります。

その第一は、療養の給付期間を現行の一年から二年に延長することとあります。

その第二は、傷病手当金の支給期間の延長及びその日額の引き上げをはかることとあります。すなわち、現行制度では、傷病手当金の支給期間は十四日となつておりますが、これを二十一日にし、また日額については、第一級二百円、第二級百四十円の二段階制となつておりますものを、保険料日額の等級区分の改定に伴い、三段階制にして新第一級を三百三十円とするほか、現行の二百円を二百四十円に、百四十円を百七十円にそれぞれ引き上げるものであります。

その第三は、被保険者が分べんした場合に支給する分べん費の額を現行の二千円から四千円に引き上げるとともに配偶者分べん費についても千円から二千円に引き上げることとするものであります。

第四は、出産手当金の日額について、傷病手当金の場合と同様に三段階制にし、新第一級を三百三十円とするほか現行の二百円及び百四十円をそれぞれ二百四十円及び百七十円に引き上げることとあり

ます。

その第五は、特別療養費の制度を創設することであり、現行の制度におきましては、療養の給付は、被保険者となつてから、前二カ月間を通算して二十八日以上の保険料が納付された場合等に行なわれることとなつております。このため、初めて被保険者となつた者については、この間医療給付を受けられないという不合理が生ずるのでありますが、今回このような弊をなくするため、被保険者となつた当初の約二カ月間五割の医療給付をしようとするものがあります。

次に、給付改善に伴う財政対策であります。

第一に、給付費の国庫負担率について、本保険の特殊性にかんがみ、これを現行の十分の三から百分の三十五に引き上げることとしたのであります。

第二は、保険料の日額の等級区分の改定であります。保険料の日額は、現行制度では二段階制になつておりましたが、これを三段階制に改め、比較的賃金の高い日額四百八十円以上の階層の者を第一級とし、これに対する保険料を三十円とするものであります。これに伴い、賃金日額二百八十円以上四百八十円未満の者は第二級、二百八十円未満の者は第三級となりますが、これに対する保険料日額は、いずれも従前通りとするものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及び法律案の要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

ります。

第四は、新たに児童福祉施設の一つとして、情緒障害児短期治療施設を設けることとあります。

最近、少年非行、特に年少者の非行の増加は著しいものがあり、その中で、軽度の非行児等の情緒障害児で、おおむね十二才未満の児童を短期間収容し、または通わせて、その障害をなおすための施設を設けようとするものであります。

第五は、児童相談所の機能の強化、保護者が児童の監護を怠つた場合等における措置の強化その他につきまして所要の改正を行なうとするものであります。

以上が、この法律案の要旨及びその提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院社会労働委員長報告(五月十八日)

○山本猛夫君 たいま議題となりました、国民健康保険法の一部を改正する法律案、雇用促進事業団法案、及び、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案の三法案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国民健康保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。国民健康保険は、皆保険体制の進展とともに、その給付内容も逐

国民健康保険法の一部を改正する法律

次に、児童福祉法の一部を改正する法律案について、その要旨及び提案の理由を御説明申し上げます。

改正の第一点は、三才の幼児に対して、都道府県知事が健康診査を行なうこととしたのであります。現在幼児に対する保健指導が十分でなく、その死亡率も欧米諸国に比べてきわめて高く、かつ、幼児期の種々の障害は、後年に至るまで影響を及ぼすことが大きいと考えられますので、三才の児童に対して精神衛生面をも含めた健康診査を行い、これにより発見されました要保護児童につきまして、早期のうちに指導、治療その他の措置を講じようとするものであります。

改正の第二は、新生児に対して保険指導を行なうこととしたこととあります。新生児の死亡は乳児死亡の約六割を占め、死亡率も欧米諸国に比較して高い現状であることにかんがみ、新たに新生児に対して保健所の医師あるいは助産婦等が訪問指導を行なう制度を設けようとするものであります。

第三は、現在骨関節結核にかかつている児童に対して行なわれております療育の給付を、その他の結核にかかつている児童にまで及ぼそうとすることとあります。

結核については一般に、長期間にわたる療養を必要とするのであります。特に児童につきましては、心身の発育の途上にあることにかんがみ、適当な生活指導のもとに医療と教育をあわせて行なうことが適当である場合が多い実情でありますので、療育の給付の対象となる範囲をその他の結核児童にまで拡大しようとするものであ

次向上して参つたのであります。世帯の生計中心者が長期疾病にかかつてした場合、現行の一部負担金割合では大きな負担となり、これがために十分な医療を受けることのできない場合があり、実情にかんがみまして、今回、世帯主である被保険者が精神障害または結核性疾病にかかり、療養の給付を受ける場合における一部負担金の割合を五割から三割に引き下げて、その医療費負担の軽減をはかるとともに、これによつて保険財政の健全性をそこなうことのないよう、国は、保険者に対し、この引き下げに伴い必要とする療養の給付及び療養費の支給に要する費用を負担し、または補助することができることとしたそうとするのが、本改正法律案の目的であります。

本法案は、二月二十五日当委員会に付託、昨五月十七日の委員会において採決の結果、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

次に、雇用促進事業団法案について申し上げます。

最近の雇用、失業の情勢は、全般的には改善を見ておりますが、経済発展と技術革新の進行に伴い、技能労働力が不足いたしております。また、新規労働力に対する需要はますます高まつて参りまして、一部に求人難の事態が顕著になつておるのであります。その反面において、低開発地域におきましては依然として労働力過剰の状態にあり、さらに、石炭鉱業等の例に見られるように、特定地域においては離職者が多数発生している状態にあります。これらの情勢にかんがみまして、離職者の就職を促進して、その生活の安定をは

かるとともに、労働力の有効適切な利用をはかることは緊急の要務であります。今回、雇用促進事業団を設立し、労働者の技能の習得及び向上、地域間、産業間の移動の円滑化、その他、労働者の福祉増進に関する業務を行なわせ、行政機関の活動と相呼応いたしまして、一そう適切な雇用施策の促進をはかろうとするのが、本法律案の目的であります。

次に、本案のおもな内容について申し上げます。

まず第一に、その資金は、従来政府の失業保険特別会計等から労働福祉事業団に對しまして出資しておりました額を当初の資本といたします。

第二に、業務は、総合職業訓練所等の設置、運営、事業内職業訓練所の援助、公共職業訓練を受ける者に対します手当の支給並びに宿泊施設の経営、一般移転就職者のための宿舍の設置、運営、就職資金の貸付、身元保証等を行なうものであります。

第三に、本事業団は労働大臣が監督し、予算、事業計画等につき認可または承認を与える。

第四に、従前労働福祉事業団が行なつて参りました総合職業訓練所、中央職業訓練所等の失業保険施設の業務を引き継ぎ、その運営に当たるものであります。ほかに、炭鉱離職者臨時措置法に基づきまして、炭鉱離職者援護会が従来行なつて参りました業務を引き継ぎ、炭鉱離職者援護会は本事業団成立と同時に解散することとなります。

本案は、去る二月二十四日当委員会に付託せられ、昨十七日の委

員会において質疑を終了し、直ちに採決に入りましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものであると議決いたしました次第であります。

なお、本案に附帯決議を付することに決定いたしました。

次に、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

母子福祉資金制度は、昭和二十八年施行以来、数次の改正を重ね、母子家庭の福祉に多大の寄与をいたして参りましたが、今回の改正法案のおもな内容について申し上げますれば、

第一に、従来の住宅補修資金を住宅資金に改め、その貸付は増改築にまで及ぼすとともに、貸付の限度を十万円とし、償還期限を五年から六年に延長することあります。

第二は、事業継続資金の個人分の貸付限度額を三万円から五万円に引き上げ、償還期限を二年から三年に延長し、事業開始資金の償還期限を四年から六年に延長することあります。

本案は、三月十五日当委員会に付託され、本十八日の委員会において採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

右、御報告申し上げます。

三、参議院社会労働委員長報告(五月二十六日)

○吉武恵市君 たいま議題となりました国民健康保険法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審議の経過並び

に結果を報告いたします。

本法律案は、国民健康保険において、世帯主である被保険者が結核または精神障害にかかった場合の医療費負担を軽減し、生計の中心となる者の長期疾病による世帯の貧窮化を防止せんとするものであります。その要旨は、世帯主である被保険者が結核または精神障害について療養の給付を受ける場合には、その一部負担金の割合を十分の五から十分の三に引き下げ、保険者がこの引き下げに伴つて必要とする費用の全額を国が負担または補助することでありませす。

委員会におきましては、各委員より熱心な質疑が行なわれましたが、そのおもなる点は、第一に、国民所得の増大に伴う格差を縮めるためにも、農村や中小企業の関係者を主たる対象とする国民健康保険において、国庫負担をもつと増額すべきではないか。第二に、国民健康保険の赤字財政のために、市町村の一般会計よりの繰り入れが多くなつておるが、これは国の責任において補うべきではないか。第三に、国民皆保険になつた今日、なお無医地区が千八百四十カ所もあるが、すみやかにこれが解消の措置をとるか、または、それまで、これらの地区に對し保険料の軽減を行なう考えはないか。その他、制限診療の撤廃についての質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上報告をいたします。

◎学校教育法の一部を改正する法律

(昭三六・六・一七法二四四)

一、提案理由(四月七日)

○荒木国務大臣 このたび政府から提出いたしました学校教育法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、工業に関する中堅技術者を養成し、もつて産業の発展に寄与するために、学校教育法の一部を改正して新たに高等専門学校の制度を創設することとしたものであります。

現在わが国における産業経済の著しい発展に伴いまして、科学技術者の需要は著しく増大し、特に工業に関する中堅技術者の不足が痛感される情勢になつたのであります。

このような情勢に則し、政府においても各方面の意見を勘案して検討を重ねました結果、このたび、新たに高等専門学校の制度を設け、社会が強く求めている有為な中堅工業技術者の養成をはかる必要があると考へた次第であります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

まず、第一に、新たに高等専門学校の制度を設けることとし、これを学校教育法における学校の種類の一つとして明記したのであります。高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能

力を育成することを目的とし、高等の職業教育を行なう専門教育機関の性格を有するものであります。

第二に、高等専門学校には工業に関する学科を置くことといたしました。さきに述べましたように、高等専門学校の制度創設の理由は、中堅工業技術者に対する社会の要求にこたへることにあるのでありますから、高等専門学校の学科は、工業に関するものとすることを規定したのであります。

第三に、高等専門学校の入学資格は、中学校卒業程度とし、その修業年限は五年といたしました。このような五年制の一貫した学校制度により、専門教育の強化と基礎教育及び一般教育の効率的な実施をはかつたのであります。

第四に、高等専門学校及びその学科の設置については、文部大臣の認可を必要とすることといたしました。この場合においては認可の適正を期するために、高等学校審議会に諮問することといたしました。

第五、高等専門学校の教職員についてであります。高等専門学校には、校長、教授、助教授、助手及び事務職員を置き、必要に応じて講師、技術職員その他必要な職員を置くことができるものといたしました。

第六に、高等専門学校を卒業した者は、文部大臣の定めるところにより、大学に編入することができるようにし、また、公、私立高等専門学校の所轄、名誉教授、公開講座等に関しては、大学に関する規定を準用することといたしました。

その他、学校教育法の一部改正による規定の整備に伴い、関係法律に所要の規定の整備を行ないました。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、両案について十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

二、衆議院文教委員長報告(五月十七日)

○浜野清吾君 たいま議題となりました二つの法案の要旨と、審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、初めに、学校教育法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、工業に関する中堅技術者の不足が著しい現状にかんがみ、新たに高等専門学校という新制度を設けて、有為な中堅工業技術者の養成をはかり、わが国産業の発展に寄与するとともに、また、青少年のために、その適性、環境等に応じて教育の機会を拡大しようとするものであります。そのおもなる内容を申し上げます。

第一に、この高等専門学校は、高等専門の教育機関でありまして、各種学科のうち、当面は、とりあえず工業のみに限定してあります。

第二に、その入学資格は中学校卒業程度とし、修業年限は五カ年の一貫教育を行なおうとするものであります。

第三に、卒業生は、希望により四年制大学に進学できる道を開い

なお、高等専門学校の発足につきましては、設置基準の作成、高等専門学校審議会の審査事務及び申請書の便宜等を考へて、昭和三十一年四月一日から設置することができるものいたしました。

次に、このたび、政府から提出いたしました学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、学校教育法の一部改正による高等専門学校の制度の新設に伴い、各関係法律に所要の改正を加えたものであります。

内容のおもなものを御説明申し上げますと、第一に、建築士法等の一部を改正しまして、大学または短期大学卒業程度を資格要件の全部または一部とする工業関係の技術者の資格規定に、高等専門学校卒業者を加えることといたしました。

第二に、文部省設置法の一部を改正しまして、高等専門学校審議会を文部省に設けることとし、また、高等専門学校に関する事務を大学学術局でつかさどることとするなど、文部省の所掌事務について所要の改正を加えることといたしました。

第三に、私立学校法の一部を改正しまして、私立高等専門学校及びこれを設置する学校法人に対する私立学校法の適用については、私立大学及びこれに設置する学校法人に準じた取り扱いといたしました。

第四に、畑地農業改良促進法等の一部を改正しまして、審議会の構成員等に大学教授とあるものについては、高等専門学校の教授を加えたこととあります。

ております。

第四に、学校及び学科の設置は文部大臣の認可を必要といたしますが、この場合、高等専門学校審議会に諮問しなければならないことになつております。

第五に、公立または私立の高等専門学校は大学と同様、文部大臣の所管といたしております。

最後に、昭和三十七年四月一日から設置することができるところにしておりますが、それ以前にも、設置のため必要な手続等の行為は妨げないことになつております。

次に、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案について申し上げます。

本案は、高等専門学校制度の新設に伴い、次の諸点について関係法律に所要の改正を加えようとするものであります。すなわち、

第一は、高等専門学校審議会を文部省内に設置する等のため、文部省設置法の一部を改正することであり、

第二は、私立学校法の適用については、私立大学及びこれを設置する学校法人に準じた取り扱いとするよう、私立学校法の一部を改正することであり、

第三は、大学、短期大学卒業程度を資格要件としている工業関係技術者の資格規定に高等専門学校を加えるよう、建築士法等の一部を改正することであり、

第四に、審議会の構成員等につき、大学教授とあるものに高等専門学校教授を加えるよう、畑地農業改良促進法等の一部を改正す

ること、その他関係法律に所要の規定の整備を行なうことであり、

右両法案は、ともに、去る四月五日当委員会に付託せられ、四月七日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。

御承知のように、本案は、戦後の六・三・三・四制の学校体系のほかに新たな制度を設けて日本社会党の要請にこたえようとする、わが国教育史上画期的な意義を持つ重要な法案であります。従いまして、委員会といたしましては、きわめて熱心かつ真摯な態度をもつて審査に臨んだのであります。

次に、委員会における質疑のおもなものを申し上げます。

すでに先年審議未了となつた専科大学案と本案の相違点はどうなのかということであり、また、これは大学に類する学校でありながら、大学制度全般の中央教育審議会における検討の結果を待たず、本法案を急に提出する理由いかん、学校制度の基本はみだりに改変すべきでなく、現行の短大、工業高校の結合で工夫の余地があるのではないか、また、進路をきめる能力の不十分な中学卒業程度の年令時に全生涯の方向をきめさせるところに問題があるのではないか、高等専門学校の教育内容は専門教育科目に片寄つており、全体的に詰め込み教育ではないか、現行の短期大学に対する影響、特に、国立の工業短期大学は本案の成立によりどうなるのか等々、各般にわたり活発な論議がなされましたが、これらの詳細については会議録により御承知願いたいと思ひます。

なお、本委員会としては、法案の重要性にかんがみ、去る五月十

三日、元山梨大学学長安達禎君外三名の学識経験者を参考人として招致し、両案に対する忌憚のない意見を聴取するとともに、質疑を行なうなど、あらゆる角度から綿密周到な検討を行なつて参つたのであります。

かくて、五月十六日、両法案に対する質疑を打ち切り、一括して討論に入り、村山喜一君は日本社会党を、鈴木義男君は民主社会党を代表して両法案に対し反対の意見を、また、竹下登君は、自由民主党を代表して賛成の意見を表明されました。

続いて採決の結果、起立多数をもつて両法案とも原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院文教委員長報告(六月七日)

○平林剛君 ただいま上程されました二法案につきまして委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、学校教育法の改正法案について申し上げます。

本案は、わが国における産業経済の飛躍的發展に伴つて、科学技術者、特に工業に関する中堅技術者の不足が痛感される情勢に即応するため、新たに高等専門学校制度を設けて、工業に関する中堅技術者を養成し、産業の発展に寄与する目的をもつて、学校教育法に所要の改正を行なうとすものであります。

以下、法案の内容についてその概略を申し上げます。第一に、高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成

学校教育法の一部を改正する法律

することを目的とした高等の職業専門教育機関であること。第二に、高等専門学校には、工業に関する学科を置くこと。第三に、入学資格は中学校卒業程度とし、修業年限五カ年の一貫教育とすること。第四に、その設置について認可の適正を期するため、文部大臣の諮問機関として高等専門学校審議会を設けること等を規定いたしております。なお、高等専門学校の卒業者は、大学への編入学が可能であること等についても規定を設けております。

次に、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案は、高等専門学校の制度の創設に伴い、文部省設置法、私立学校法、建築法その他の関係法律に所要の改正を加えて、これらを整備することを内容とするものであります。

委員会におきましては、各委員からきわめて熱心な質疑が行なわれましたが、その主要なものは、中央教育審議会に対する諮問及びその答申と本案提出に至るまでの経緯、従来考えられていたいわゆる専科大学と高等専門学校との制度的差異、学制改革に対する世論の動向、諸外国における教育制度特に複線型教育の現状、人間形成に必要な一般教育と基礎教育の欠除した教科内容の問題、既設の国立短期大学の今後の取り扱い方針、短期大学の制度の恒久化の問題、高等専門学校審議会の性格と私立高等専門学校との関係、工業関係技術者の充足についての国の長期計画及び国の長期文教政策の樹立、設置基準の予定内容及び教科書検定の問題等でありましたが、これら内容の詳細については会議録によつて御承知いただきたいと存じます。

学校教育法の一部を改正する法律

かくて質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して豊瀬委員より、政府の科学技術振興の根本政策の欠除していること、一般教育、教養教育の無視、現行の学校制度を破壊するものであること、今日この法案を出す文部行政の怠慢を指適して反対、自由民主党を代表して安部委員より、科学技術振興の世界的機運に適合した措置であり、学校の制度も時代の要求や事情に応じて変化するべきものであるから賛成、参議院同志会を代表して常岡委員より、わが国の現状において妥当な措置であるから賛成の意見がそれぞれ開陳されました。

次いで、両法案を一括して採決の結果、両案は、多数をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。
右御報告いたします。

◎学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律

(昭三六・六・一七法一四五)

一、提案理由(四月七日)

(学校教育法の一部を改正する法律(昭三六―法一四四)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院文教委員長報告(五月十七日)

(学校教育法の一部を改正する法律(昭三六―法一四四)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院文教委員長報告(六月七日)

(学校教育法の一部を改正する法律(昭三六―法一四四)の委員長報告と一括して掲載)

◎急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律

(昭三六・六・一七法一四六) (衆)

一、提案理由(五月十九日)

○坂田英一君 たいま議題となりました二案について申し上げます。

まず、農林水産委員長提出、急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。御承知のように、急傾斜地帯農業振興臨時措置法、湿田単作地域農業改良促進法、海岸砂地帯農業振興臨時措置法及び畑地農業改良促進法の対象となります地域または地帯は、地形が急峻であるとか、農地が常時湿潤であるとか、潮風または飛砂による災害を受けるとか、あるいはしばしば旱害を受ける等、自然的条件に恵まれず、農業生産力が著しく劣っている地帯でありまして、その面積は、急傾斜地帯については約四十二万町歩、湿田単作地域については約四十六万町歩、海岸砂地帯については約二十四万町歩、畑地地域については約六十万町歩に達しているであります。

これらの地域または地帯の自然的条件を克服し農業生産力を高め、農業経営の安定向上をはかるため、昭和二十七年五月に急傾斜法が、また、同年十二月に湿田単作法が制定され、引き続き、翌二

なお、有効期限の延長期間を四カ年といたしました理由は、昨年五カ年の延長を行いました積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の有効期限にその終期を一致せしめまして、特殊地域の農業振興のための統合立法の策定に対処しようとの考えに基づくものであることを申し添えておく次第であります。

以上が提案理由及びその内容であります。委員会におきましては、五月十八日、全会一致の賛成をもってこの案を委員会の成案とすることに決定した次第であります。何とぞ、御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。次に、内閣提出、漁業権存続期間特例法案について、農林水産委員会における審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

漁業権の存続期間は、漁業法により、定置漁業権または区画漁業権は五年、共同漁業権にあつては十年と定められておりますが、現に免許されているこれらの漁業権は、おおむね本年八月及び十二月に集中してその存続期間が満了することとなり、引き続き切りかえ免許を行なわなければならないこととなっておりますのであります。しかして、政府は、漁業制度調査会の答申に基づいて、漁業権制度等、漁業に関する基本制度の改正案をとりまとめ、次の通常国会に漁業法等関係法律の改正案を提出する予定であり、しかも、その改正漁業法によつて漁業権の一斉切りかえ免許を行なう方針でありますので、本年八月一日において現存する漁業権については、昭和三十一年三月三十一日までの間に都道府県知事が指定する三期日まで延長するとともに、今後免許される漁業権の存続期間を昭和

急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律

十八年三月には海岸砂地帯法が、また、同年八月には畑地法の制定を見たのでありまして、自来、今日に至るまで、これらの法律によりこれらの地域または地帯の農業生産基盤の整備をはかるため、農業振興計画等に基づき、土地改良事業を中心として農地の保全事業、海岸砂地帯造林事業等が実施されて参つたのでありまして、これらの法律施行以来実施されました対策事業の総額は、昭和三十六年度実施予定事業を含め、急傾斜地帯については、事業費で約七十七億円、国費で約三十二億円であり、湿田単作地域については、事業費で約二百二億円、国費で約七十三億円、海岸砂地帯については、事業費で約五十四億円、国費で約二十六億円、畑地地域については、事業費で約三十五億円、国費で約十五億円に上り、相当の成果を上げて参つております。しかしながら、これら対策事業の進捗状況を見ますと、これらの法律制定当初計画されました振興計画等に対し、遺憾ながら相当のおくれを示し、急傾斜地帯については三七%、湿田単作地域については五四%、海岸砂地帯については三五%、畑地地域については三九%という状況であります。しかるに、これらの法律は昭和三十七年三月三十一日限りで失効することとなつており、この機会に、さらに高い次元の上に立つてこれらの法律を統合する地域立法を行なうべきであるとの意見もあられますが、当面、とりあえず、これらの法律の有効期限を四カ年間延長いたしまして、引き続き事業の一そのの推進をはかり、これら法律制定の所期の目的を達成するに遺憾なきを期すべく、ここに本案を提出した次第でございます。

三十九年三月三十一日までに満了させる措置を講ずる必要が生じ、これがため、去る三月十三日、本案が提出されたのであります。

農林水産委員会におきましては、三月十四日政府から提案理由の説明を聴取し、五月十一日には、特に漁業制度調査会会長等を参考人として招致し、本案と関連深い調査会の答申の内容及び審議経過等について調査を進め、五月十八日質疑を終了いたしました。

しかして、本案の施行日を改める修正案が自由民主党、日本社会党及び民主社会党三派共同により提出され、その趣旨説明が行なわれました後、討論を省略して修正案及び修正部分を除く原案につきそれぞれ採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告を終わります。

二、参議院農林水産委員長報告(六月七日)

○藤野繁雄君 たいま議題となりました農林水産関係の四つの法律案について、委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

まず、急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案は、急傾斜地帯農業振興臨時措置法、湿田単作地域農業改良促進法、海岸砂地帯農業振興臨時措置法及び畑地農業改良促進法の四つの法律の有効期限を昭和四十一年三月三十一日まで四カ年延長しようとするものでありまして、委員会におきましては、各特殊地帯の事業進捗状況、急傾斜地帯の振興対策、特殊土壌地帯対策等が問題と

なり、討論、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、愛知用水公団法の一部を改正する法律案は、従来国営土地改良事業として行なつておりました豊川総合水利開発事業とその関連事業を愛知用水公団に行なわせるため、必要な規定を改正整備することがそのおもな内容でありまして、委員会におきましては、事業計画及び実施状況並びに経過措置、愛知用水公団と水資源開発公団等との関係などが問題になり、討論、採決の結果、本法律案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、漁業関係の二つの法律案は、多獲性の水産物の価格の安定をはかり、これらの漁業を営む中小漁業者及び関連産業の経営の安定をはかるため提案されたものであります。

魚価安定基金法案は、政府、都道府県、漁業生産調整組合、水産業協同組合及び水産加工業者による中小企業等協同組合の出資により基金を設けて、出資者たる組合が価格の安定をはかるため行なう生産及び流通の調整等の事業を助成し、政府は八千万円を出資することとされており、その他、基金の機構、運営、財務会計及び監督等について規定しております。

次に、漁業生産調整組合法案は、一定の海域における多獲性水産物の指定漁業ごとに一定の要件によつて組合を設立することができるとし、組合の事業は、生産活動の制限等の調整事業、情報の提供及び組合協約の締結でありまして、さらに農林大臣は一定の要件のもとに漁業生産活動の規制命令を出すことができることになつ

ております。その他必要な諸手続並びに組合の運営管理等がその内容であります。

委員会におきましては、これら両法案を一括して質疑に入り、前提的問題及びその内容に関し諸般の事項が問題となり、質疑を終わり、討論採決の結果、両法案はいずれも多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告いたします。

(註)衆議院においては委員会の審査は省略された。

◎原子力損害の賠償に関する法律

(昭三六・六・一七法一四七)

一、提案理由(三月十六日)

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(昭三六―法五〇)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院科学技術振興対策特別委員長報告

(五月十八日)

○山口好一君 ただいま議題となりました両案につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、原子力損害の賠償に関する法律案について御説明申し上げます。

本案は、原子力損害賠償に関する基本制度を定め、もつて被害者の保護をはかるとともに、原子力事業の健全なる発達に寄与せんとするものであります。

その要旨は、まず、原子力事業者の賠償責任を無過失責任とし、原子力事業者に責任を集中することとして、この損害賠償責任を担保するために、五十億円を限度とし、原子力損害賠償責任保険契約、原子力損害賠償補償契約の締結等の損害賠償措置を原子力事業者に強制することといたしております。

原子力損害の賠償に関する法律

なお、五十億円をこえる損害が生じた場合は、政府は、必要に応じて、国会の議決に基づいて、原子力事業者に対し援助を行なうこととするとともに、損害が異常に巨大な天災地変等による場合にも、被害者や被害拡大防止のために必要な措置を講ずるものとしたしております。

このほか、損害状況等の国会への報告、損害の処理、防止等についての原子力委員会の意見書の国会提出、原子力損害紛争審査会の設置等につき規定いたしております。

以上が本法律案の概要であります。

次に、原子力損害賠償補償契約に関する法律案について申し上げます。

本案は、政府と原子力事業者との間に補償契約を締結して、民間の責任保険によつて埋められない原子力損害についてこれを補償する制度を定めるもので、その損害の範囲及び原子力事業者が納付すべき補償料、補償契約の解除、補償金の返還等について規定いたしておりますが、補償契約の締結の限度については、会計年度ごとに国会の議決を経た金額の範囲内といたしております。

以上が本案の概要であります。

両案は、去る三月十六日政府より提案理由の説明を聴取した後、参考人より意見を聴取し、約二カ月にわたり、きわめて熱心なる審議が行なわれました。

かくて、今十八日質疑を終了し、採決の結果、両案とも全会一致をもって可決すべきものと議決した次第であります。

原子力損害の賠償に関する法律

四三〇

なお、原子力損害の賠償に関する法律案につきまして、被害者の保護に遺憾なきを期するため、政府は本法実施に必要な具体的諸措置をすみやかに講ずべきである旨、岡良一君の動議により、三派共同提案の附帯決議を行ない、また、石川次夫君の動議により水戸対地射撃場の返還に関して決議を行ないましたが、その詳細につきましては会議録に壊ることいたします。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院商工委員長報告(六月八日)

○ 劔木亨弘君、ただいま議題となりました原子力損害の賠償に関する法律案、原子力損害賠償補償契約に関する法律案及び割賦販売法案の三法案につき、委員会の審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

三法案の趣旨及び審査の経過については、この際、すべて会議録によつてごらん願うこととし、採決の結果、三法案はいずれも全会一致をもつて衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、原子力損害賠償法案に対しては、委員会において全会一致をもつて附帯決議を行なつたことを申し添えます。

右、御報告を終わります。

◎原子力損害賠償補償契約に関する法律

(昭三六・六・一七法一四八)

一、提案理由(三月十六日)

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(昭三六―法五〇)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院科学技術振興対策特別委員長報告

(五月十八日)

(原子力損害の賠償に関する法律(昭三六―法一四七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院商工委員長報告(六月八日)

(原子力損害の賠償に関する法律(昭三六―法一四七)の委員長報告と一括して掲載)

◎公衆電気通信法の一部を改正する法律

(昭三六・六・一七法一四九)

一、提案理由(三月十四日)

○森山政府委員 ただいま議題となりました公衆電気通信法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

最近の電話需要の伸びはまことに著しいものがありますが、同時に、都市の発展及び町村の合併に伴い、加入区域を広げてほしいという声が強くなっております。しかしながら、現在の料金体系のまま加入区域を広げますと、その境界付近において通話料に著しい格差を生ずることになります。また、電話の接続の即時化の進展に伴いまして、市外通話についても全国的に自動即時化を進めなければなりません。料金のかけ方を現在の方式のままにしておいてこれを実施することは、技術的に困難であります。このような事情から、市内市外両通話料金の融合をはかつて、社会生活圏の拡大に合理的に対処し、あわせて自動即時化に適合する料金課金方式を採用するため、電話料金体系を調整するとともに、これに関連する制度等について規定の整備をはかるうとして今回この法律案を提出するものであります。

次に、この法律案のおもな内容について御説明申し上げます。

改正の第一は、電話料金の調整に関する事項でございます。その

以上のほか、料金に関する事項といたしましては、公衆電話の料金についてもほぼ同様の調整をすること、夜間の市外通話料及び加入区域外の公衆電話料は日本電信電話公社が郵政大臣の認可を受けて定めるようにすること、電話加入数が急増している実情にかんがみ、新しい級局を設けるようにすること等の改正をいたそうとしております。

改正の第二は、料金以外の諸制度に関する事項でございます。電話の自動化に伴つてすべての電話局に度数料金制が実施できるようにすること、電話をより便利に使えるよう付属電話機について他人使用を認めるようにすること、災害地の公衆電話料、医療無線電報料を無料にするための根拠規定を置くこと、日本電信電話公社は、加入者等から、その建物内または敷地内の既設線路の使用の請求があつたときは、これに応ずることができるようになること等の改正をいたそうとしております。

この法律案によるおもな内容は以上の通りであります。施行期日は、いろいろ準備の都合もありますので、昭和三十七年九月一日から同年十一月三十日までの間において政令で定める日といたそうとしております。ただし、今回の改正による新制度の一部については、試験的実施を改正法律施行前においても行なうことができるようにならうとしております。

何とぞ十分御審議下さいまして、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

一といたしまして、従来、市外通話はすべて三分ごとに料金がかかつておりましたが、この法案におきましては、これを自動即時通話の場合は、市内度数料と同額の七円を単位とし、七円でかけられる時間を、ある距離においては何秒間というように定め、遠距離になるにつれてこれを短くしていくいわゆる距離別時間差法に改めようとしております。またこれに対応して、手動通話の場合には、最初の三分までは現行の通りの料金のかけ方でありませんが、三分をこえると、あとは一分ごとに料金がかかるいわゆる三分一分制に改めることにいたそうとしております。以上のような料金のかけ方によりとするとともに伴いまして、市外通話料金の算定基準となる距離のはかり方につきましても、現在個々の電話局相互間の距離によつておりますが、この法律案では、これを一郡ないし数郡をまとめた程度のグループの中心となる局の相互間の直線距離によることにしようとしております。

料金調整に関する事項のその二は、一定のグループ内の通話を現在の市内通話と市外通話の中間的なものとして取り扱おうとするものであります。新たに準市内通話制度を設け、その料金は、距離と無関係に一分間七円にいたそうとするものであります。この準市内通話の実施に伴いまして、電話取扱局の種類、すなわち、その級別をきめる基礎となる電話加入数の算定方法についても、改正を行なおうとしております。なお、改正料金表の作成にあたりましては、現在の料金収入なるべく変動を生じないように定めようとしております。

二、衆議院通信委員長報告(五月二十五日)

○山手満男君 ただいま議題となりました公衆電気通信法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は去る三月十日内閣から提出されたものであります。その趣旨とするところは、最近における都市の発展、行政区域の合併等による社会生活圏の拡大、並びに、電話市外通話の自動即時化の推進に対処するため、公衆電話事業の料金体系及び関連する制度につき所要の改正を加えようとするものであります。

法律案の内容のおもなるものを申し上げますと、第一に、市外通話の三分ごとに料金のかかる現行方式を改めて、自動即時通話の場合は距離別時間差法により手動通話の場合は三分一分制の方式をとることとしたこと、第二に、市外通話の料金算定基準となる距離のはかり方を、従来は電話局相互間の距離によつていたのを、全国で約六百程度の単位料金区域内中心局相互間の直線距離によることに改めたこと、第三に、単位料金区域内の自動通話につき、市内、市外両通話の中間的な準市内通話制度をとることとしたこと、第四に、加入者の数による電話局の級別制度を実情に適合するように改正したこと等でありました。

通信委員会におきましては、慎重審議の結果、五月二十三日質疑を終了、次いで、討論に入り、日本社会党を代表して森本靖君は本案に反対、自由民主党を代表して佐藤洋之助君は本案に賛成、民主

社会党を代表して受田新吉君、日本共産党を代表して谷口善太郎君、はいずれも本案に反対の意見を述べられ、引き続き採決を行ないました結果、賛成多数をもつて本案はこれを原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院通信委員長報告(六月八日)

○鈴木恭一君 たいいま議題となりました法律案について、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、電話料金体系を調整するとともに、これに関する制度等についての規定を整備することを主眼といたしております。

通信委員会におきましては、慎重審議いたしましたのでありますが、その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑の後、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して鈴木強委員より反対、自由民主党を代表して新谷委員より賛成、民主社会党を代表して山田委員より反対、参議院同志会を代表して奥委員より賛成意見が述べられ、採決いたしましたところ、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎公共用地の取得に関する特別措置法

(昭三六・六・一七法一五〇)

一、提案理由(四月十四日)

○中村国務大臣 たいいま議題に相なりました公共用地の取得に関する特別措置法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

御承知の通り、狭隘な国土に多数の人口を擁しておりますわが国の実情といたしましては、経済の発展と国民生活の向上とををはかりますために、国土を最も合理的に利用することが必要でございます。このため、公共事業あるいは公益事業を今後一そう推進することの必要性が要請されているのでございます。

政府といたしましても、この点にかんがみて、公共投資の拡充強化を重視いたし、所要の措置を講じている次第でございます。

しかしながら、公共事業及び公益事業の増大に伴いまして、これらの事業に必要な用地も相当増加して参つておるものでございます。これが、これらの公共用地を取得することが、御承知の通り、次第に困難となつておりますために事業の円滑な執行に著しい支障を及ぼしている現状でございます。

従いまして、公共用地の取得難につきましては、早急にこれに対する適切な措置を講ずる必要が痛感されるところでございますが、

公共用地の取得に関する特別措置法

この問題は、私権の保護と公共目的の遂行との調整につきまして特に慎重な配慮を講ずる必要がありますので、政府といたしましては、広く各方面の学識経験者の検討を経た上でその対策を樹立することが適当であると考えまして、昨年七月、建設省に公共用地取得制度調査会を設置いたし、公共用地取得制度の改善について諮問をいたしました次第でございます。公共用地取得制度調査会におきましては、昨年以來終始慎重かつ熱心な調査審議を重ね、本年三月一日付をもつて答申が行なわれた次第であります。

政府といたしましては、この公共用地取得制度調査会の答申の趣旨を十分に尊重し、さしあたつてその用地取得難を緊急に打開することを要する特に緊要な事業に限つて土地収用法の特例等を設けることによりまして、これらの事業の円滑な執行とこれに伴う損失の適正な補償の確保をはかる方策について立法化を進めて参りました。たいいま議題になりました公共用地の取得に関する特別措置法案として提案いたし、御審議をいただく運びとなつたものであります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。次に本法律案の要旨について御説明を申し上げます。

まず第一に、この法律案により用地の取得について特別措置を適用すべくものとした対象事業の範囲につきましては公共の利益となる事業のうち、特に公共性及び緊急性の高い道路、鉄道、空港、通信、治水、利水、電力等の重要事業について必要最小限度のものを法律に限定列挙し、さらにこれらのうちから、個々の事業につい